

福県医発第1215号（地）
平成20年8月29日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の
一部を改正する省令等の施行について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）の施行に伴い、平成20年3月31日政令第116号により健康保険法施行令等の一部が、また平成20年3月31日厚生労働省令第77号により健康保険法施行規則等の一部が改正され、それぞれ平成20年4月1日から施行されている旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

また、「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成8年8月16日付厚生省告示第203号）等、上記法令に係る告示も改正され、同じく平成20年4月1日から施行されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

今回の改正内容の概要につきましては、別紙1のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容におきまして会員各位への周知方よろしく願います。

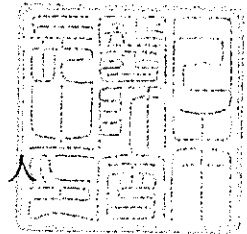
なお、本件につきましては、本会ホームページの会員専用中、郡市医師会宛文書に掲載しております。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥



健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の
一部を改正する省令等の施行について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号）の施行に伴い、平成 20 年 3 月 31 日政令第 116 号により健康保険法施行令等の一部が、また平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省令第 77 号により健康保険法施行規則等の一部が改正され、それぞれ平成 20 年 4 月 1 日から施行されておりますので、ご連絡申し上げます。

また、「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成 8 年 8 月 16 日付厚生省告示第 203 号）等、上記法令に係る告示も改正され、同じく平成 20 年 4 月 1 日から施行されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

今回の改正内容の概要につきましては、下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「健康保険法・老人保険法等の改正に関する情報」に掲載いたします。



健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等（平成20年4月1日施行）の概要

I 健康保険関係

第1 健康保険法施行令の一部改正（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号。以下「改正令」という。）第1条並びに附則第19条及び第28条から第33条まで関係）

一 高齢受給者に係る一部負担金等の割合の判定に関する事項（健康保険法施行令第34条第2項及び第39条並びに改正令附則第28条、第29条及び第31条関係）

1 新たに後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、改正前の老人保健法の規定による医療を受けることができる者である被保険者及び被扶養者は健康保険の加入者ではなくなることから、これらの者と同一の世帯に属する被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金の負担割合又は家族療養費等の給付の割合の判定の結果に影響が生じないように、平成20年4月から8月までの間については、改正令による改正前の健康保険法施行令の規定によりなされた判定を引き継ぐとする経過措置（改正令附則第28条2項参照）等が設けられた。

2 また、平成20年9月から平成22年8月までの間については、改正令による改正後の健康保険法施行令の適用により一部負担金の負担割合が2割から3割となる被保険者が受けた療養に係る高額療養費について、一般所得者に係る算定基準額により取り扱うこととする経過措置が設けられた。（改正令附則第31条1項参照）

二 高齢受給者に係る高額療養費の算定基準額に関する事項（平成20年度の臨時の特例措置を含む。）（健康保険法施行令第42条及び第43条並びに改正令附則第30条及び第32条関係）

1 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下、「改正法」という。）の一部施行により、70歳以上の被保険者及び被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「高齢受給者」という。）が受けた療養に係る一部負担金等の負担割合が1割から2割に見直されることに伴い、高齢受給者のうち一般所得者に係る高額療養費の算定基準額を見直すとともに、低所得者に係る算定基準額については据え置くこととした。

2 なお、施行日前に高齢受給者が受けた療養に係る高額療養費の支給については、従前の例によることとされたとともに、平成20年4月から平成21年3月までの間に高齢受給者が受けた療養に係る高額療養費の支給については、平成20年度の臨時の特例措置として、高齢受給者の一部負担金等の負担割合が2割から1割に据え置かれることを踏まえ、当該高齢受給者の所得区分に応じた経過措置が設けられた。

三 高額介護合算療養費に関する事項（健康保険法施行令第43条の2から第44条まで及び改正令附則第33条関係）

改正法の一部施行により、新たに高額介護合算療養費制度が創設されたことに伴い、高額介護合算療養費の支給要件及び支給額並びに介護合算算定基準額等が定められた。

なお、平成20年度については、計算期間の途中である4月1日から高額介護合算療養費制度が施行されることから、施行当初の計算期間については、同日から平成21年7月31日までの16箇月間とし、介護合算算定基準額についても通常の額の16/12倍の額とする経過措置等を定めた。(改正令附則第33条関係)

第2 健康保険法施行規則の一部改正(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年省令第77号。以下「改正省令」という。)第1条及び附則第2条関係)

一 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項(健康保険法施行規則第62条の3及び第101条から第103条まで関係)

改正法の一部施行により、入院時生活療養費の支給の対象となる者の範囲が療養病床に入院する65歳以上(施行日前は70歳以上)の者に拡大されることに伴い、生活療養標準負担額の減額の対象となる者について、70歳未満の低所得者を加える等の規定の整備を行った。

二 高額介護合算療養費に関する事項につき、健康保険法施行令からの委任事項等について定めた。(健康保険法施行規則第109条の2から第109条の11まで関係)

三 その他所要の改正

その他、被保険者資格喪失届等の様式等について所要の改正を行ったこと。

なお、改正省令による改正前の様式(健康保険検査証を除く。)については、当分の間、改正省令による改正後の様式によるものとみなすとともに、改正省令による改正前の様式による健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする経過措置を設けた。(改正省令附則第2条関係)

第3 関係告示の制定及び一部改正

一 健康保険法施行令第43条の2第1項及び介護保険法施行令第22条の3第2項の規定に基づき、高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額について、それぞれ500円と定めた。(平成20年厚生労働省告示第225号)

二 改正法の一部施行により、入院時生活療養費の支給の対象となる者の範囲が療養病床に入院する65歳以上の者に拡大されること等に伴い、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について所要の改正を行った。(平成20年厚生労働省告示第221号)

三 高額療養費が現物給付扱いとなる場合として、健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号が定める「一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの」に「C002-2」特定施設入居時等医学総合管理料を追加する(平成20年厚生労働省告示第222号)等、平成20年度診療報酬改定に伴い関係告示の一部が改正された。

Ⅱ 後期高齢者医療制度関係

第1 高額介護合算療養費に関する事項について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令について、老人保健法の廃止に伴う規定の整備等を行うほか、所要の改正を行った。（改正令第2条及び第3条並びに附則第34条関係）

第2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則等の一部改正（改正省令第2条から第4条まで及び附則第3条から第9条まで等関係）

高額介護合算療養費に関する事項について健康保険法施行規則の改正に準じた改正をする等、所要の改正を行った。

Ⅲ 国民健康保険関係

第1 国民健康保険法施行令等の一部改正（改正令第4条、第5条及び附則第35条から第39条まで関係）

高齢受給者に係る一部負担金の割合等の判定に関する事項、高齢受給者に係る高額療養費の算定基準額に関する事項及び高額介護合算療養費に関する事項等につき、健康保険法施行令の改正に準じた改正等を行った。

第2 国民健康保険法施行規則その他国民健康保険関係省令の一部改正（改正省令第5条から第7条まで及び附則第10条から第15条まで関係）

一 退職者医療制度に関する事項（国民健康保険法施行規則第3条から第9条まで並びに改正政令第8条及び附則第13条から附則第15条まで関係）

退職者医療制度については、平成26年までの間に退職被保険者等に該当する者が65歳となるまでの間の経過措置とされたことに伴い、退職被保険者等に関する規定を附則に置くなど所要の改正を行った。

二 特定同一世帯所属者に関する事項（国民健康保険法施行規則第2条、第10条の2及び第12条の2関係）

特定同一世帯所属者（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号イに規定する特定同一世帯所属者をいう。）の属する世帯に関し、資格取得の届出に関する事項等につき所要の改正を行った。

三 老人保健法の規定による医療を受けることができる者が、平成20年4月以降、後期高齢者医療制度の被保険者となったことに伴い、国民健康保険の被保険者でなくなることから、当該被保険者であった者にかかる規定について所要の改正を行った。（国民健康保険法施行規則第5条の6等関係）

四 被保険者証の有効期間に関する事項（国民健康保険法施行規則第7条の2の2から第7条の2の4まで関係）

国民健康保険の保険料を滞納している世帯主や国民年金の保険料を滞納している世帯主等の被保険者証について、市町村の判断により特別の有効期間を定めるこ

とができる規定を設けたことに伴い、そのための要件等について規定を設けた。

五 その他所要の改正

高額介護合算療養費に関する事項（国民健康保険法施行規則第27条の18から第27条の27まで関係）について、健康保険法施行規則の改正に準じた改正等を行うとともに、その他国民健康保険関係省令について、所要の改正を行った。

第3 その他国民健康保険関係告示の制定及び一部改正を行った。

IV 船員保険関係

船員保険法施行令、船員保険法施行規則その他船員保険関係告示につき、健康保険法施行令、健康保険法施行規則及び健康保険関係告示の改正に準じた改正等を行った。

V 介護保険関係

第1 介護保険法施行令の一部改正（改正令第7条及び附則第46条関係）

- 一 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給要件及び支給額並びに医療合算算定基準額等を定めた。
- 二 その他後期高齢者医療制度の創設等に伴い所要の規定の整備を行った。

第2 介護保険法施行規則の一部改正（改正省令第10条及び附則第17条関係）

高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請につき所要の改正を行った。（介護保険法施行規則第83条の4の4及び第97条の2の2関係）

第3 その他介護保険関係省令の一部改正（改正令第11条から第22条まで関係）

改正法の一部の施行により、新たに後期高齢者医療制度等が創設されることに伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の介護保険関係省令について所要の改正を行った。

VI その他関係政省令の一部改正

共済組合各法施行令、住民基本台帳法施行令及び健康増進法施行規則等の関係政省令について所要の改正を行った。

VII 施行期日

改正令、改正省令及び関係告示は、平成20年4月1日から施行されている。（改正令附則第1条及び改正省令附則第1条等関係）

以上

(添付資料)

1. 健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について
(平 20. 6. 30 老発第 0630002 号・保発第 0630001 号 厚生労働省老健局長・保険局長連名通知)
2. 健康保険法施行令等の一部を改正する政令
(平 20. 3. 31 政令第 116 号 官報号外特第 5 号抜粋)
3. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
(平 20. 3. 31 厚生労働省令第 77 号 官報号外特第 5 号抜粋)
4. 厚生労働省告示
(平 20. 3. 31 厚生労働省告示第 193 号ないし 199 号及び 217 号ないし 240 号 官報号外特第 5 号抜粋)
5. 厚生労働省告示
(平 20. 3. 31 厚生労働省告示第 166 号, 167 号, 185 号及び 188 号 官報号外第 68 号抜粋)

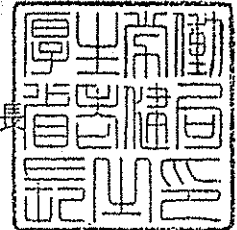
老発第0630002号

保発第0630001号

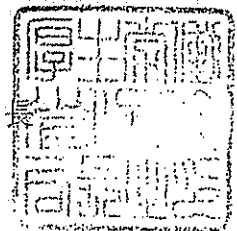
平成20年6月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



厚生労働省保険局長



健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部
を改正する省令等の施行について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)については平成18年6月21日に、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第116号。以下「改正令」という。)、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号。以下「改正省令」という。)及び関係告示については平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容については、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行について」(平成18年6月21日保発第0621001号)によるほか、下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合への周知方について御配慮願いたい。

記

第一 改正の趣旨

本改正令は、改正法の一部の施行に伴い、健康保険法(大正11年法律第70号)等の関係法律の規定の委任を受けて、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)等の関係政令について、高額療養費の算定基準額の見直し、高額介護合算療養費の支給要

件及び支給額並びに介護合算算定基準額を定めること並びに後期高齢者医療制度の創設に伴う規定の整備（老人保健拠出金の廃止に伴う規定の整備等）等の改正を行うほか、施行に必要な各種の経過措置を設けるものであること。

また、本改正省令及び関係告示は、改正法の一部及び改正令の施行に伴い、関係法律及び関係政省令の規定の委任を受けて、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等の関係省令及び関係告示について、高額介護合算療養費の支給に関する手続に関して必要な事項を定めること及び後期高齢者医療制度の創設に伴い必要な規定の整備（後期高齢者医療広域連合の障害認定の届出に関する規定の整備等）等の改正を行うほか、高額介護合算療養費の支給基準額を定める等の告示を制定するものであること。

第二 改正の主な内容

I 健康保険関係

第1 健康保険法施行令の一部改正（改正令第1条並びに附則第19条及び第28条から第33条まで関係）

一 健康保険組合の準備金に関する事項（健康保険法施行令第20条、附則第3条及び第4条並びに改正令附則第19条関係）

改正法の一部の施行により、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金が廃止され、新たに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等が創設されることに伴い、準備金の額の算定に際して勘案すべき費用の額に、これらの納付に要した費用の額を含める等の規定の整備を行ったこと。

なお、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金についてはそれぞれ改正法附則第38条等及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第10条第2項の規定により、高齢者医療確保法附則第7条第1項に規定する病床転換支援金等については同条第2項の規定により、それぞれ保険者は経過的に納付義務を負うことに伴い、所要の経過措置を設けたこと。

二 高齢受給者に係る一部負担金等の割合の判定に関する事項（健康保険法施行令第34条第2項及び第39条並びに改正令附則第28条、第29条及び第31条関係）

改正法の一部の施行により、新たに後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、改正法第7条による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者である被保険者及び被扶養者は健康保険の加入者ではなくなることから、これらの者に係る文言を削除したこと。

なお、健康保険法施行令第34条第2項の改正に伴い、これらの者と同一の世帯に属する被保険者及びその被扶養者に係る一部負担金の負担割合又は家族療養費等の給付の割合の判定の結果に影響が生じないように、平成20年4月から8月までの間については、同項の改正に伴う再判定は不要とする等の経過措置を、また、同年9月から平成22年8月までの間については、同項の規定の適用によ

り一部負担金の負担割合が2割から3割となる被保険者が受けた療養に係る高額療養費について、一般所得者に係る算定基準額（健康保険法施行令第42条第2項第1号に定める額をいい、平成20年4月から平成21年3月までの間については、改正令第1条による改正前の健康保険法施行令第42条第2項第1号に定める額とする。）により取り扱うこととする経過措置をそれぞれ設けたこと。

三 高齢受給者に係る高額療養費の算定基準額に関する事項（平成20年度の臨時の特例措置を含む。）（健康保険法施行令第42条及び第43条並びに改正令附則第30条及び第32条関係）

改正法の一部の施行により、70歳以上の被保険者及び被扶養者（現役並み所得者（健康保険法施行令第42条第2項第2号に掲げる者をいう。以下同じ。）を除く。以下「高齢受給者」という。）が受けた療養に係る一部負担金等（健康保険法第74条第1項に規定する一部負担金及びこれに相当するものをいう。以下同じ。）の負担割合が1割から2割に見直されることに伴い、高齢受給者のうち一般所得者に係る高額療養費の算定基準額を次のとおり見直すとともに、低所得者（健康保険法施行令第42条第2項第3号又は第4号に掲げる者をいう。以下同じ。）に係る算定基準額については据え置くこととしたこと。

① 入院療養：44,400円 → 62,100円（多数回該当：44,400円）

② 外来療養（注）：12,000円 → 24,600円

（注）入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（第3の五を参照のこと。）を含む。

なお、施行日前に高齢受給者が受けた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例によることとされたとともに、平成20年4月から平成21年3月までの間に高齢受給者が受けた療養に係る高額療養費の支給については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）別紙の「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」に基づき、平成20年度の臨時の特例措置として、国が高齢受給者が受けた療養に係る一部負担金等の一部に相当する額を高齢受給者に代わって保険医療機関等に支払うこととされたことを踏まえ、当該高齢受給者の所得区分に応じ、それぞれ次のとおりとする経過措置を設けたこと（日雇特例被保険者又はその被扶養者であるときについても同様。）。

1. 一般所得者

① 入院療養：44,400円

② 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの：12,000円

③ 外来療養（②の療養を除く。）：12,000円。ただし、保険医療機関等の窓口での一部負担金等の支払については、医療費の1割の額を限度とし、当該額を超える部分については、現行の①及び②の療養に係る取扱いと同様に、保

険者から当該保険医療機関等に支払うこととする（高額療養費の現物給付）。

2 低所得者

- ① 入院療養：低所得者Ⅱ（健康保険法施行令第42条第2項第3号に該当する者をいう。）の場合にあっては24,600円、低所得者Ⅰ（同項第4号に該当する者をいう。）の場合にあっては15,000円
- ② 入院療養以外の療養であって、一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの：8,000円
- ③ 外来療養（②の療養を除く。）：8,000円。ただし、保険医療機関等の窓口での一部負担金等の支払については、医療費の1割の額を限度とし、当該額を超える部分については、現行の①及び②の療養に係る取扱いと同様に、保険者から当該保険医療機関等に支払うこととする（高額療養費の現物給付）。

四 高額介護合算療養費に関する事項（健康保険法施行令第43条の2から第44条まで及び改正令附則第33条関係）

改正法の一部の施行により、新たに高額介護合算療養費制度が創設されることに伴い、高額介護合算療養費の支給要件及び支給額並びに介護合算算定基準額等について、次のとおり定めることとしたこと。なお、具体的な事務取扱いについては、追って通知すること。

1 高額介護合算療養費の支給要件及び支給額（健康保険法施行令第43条の2関係）

- (1) 計算期間（前年8月1日から7月31日までの1年間（施行当初の計算期間は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16箇月間。なお、5を参照のこと。）をいう。以下同じ。）の末日（以下「基準日」という。なお、3を参照のこと。）において健康保険の被保険者である者（以下Ⅰにおいて「基準日被保険者」という。）に係る高額介護合算療養費は、計算期間に受けた療養等（医療保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この項及び第2の三並びにⅤの第1の一において同じ。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅サービス等若しくは介護予防サービス等をいう。以下同じ。）に係る一部負担金等の額又は利用者負担の額（同法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額及び第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額をいう。以下同じ。）に係る次のア～オの額を合算した額（以下「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が2の介護合算算定基準額に支給基準額（500円。第3の一参照のこと。）を加えた額を上回る場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（アの額を介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額（医療に係る自己負担（ア～エの額を合算した額）又は介護に係る自己負担（オの額）のいずれかが零となる場合には、零とする。）としたこと。（第43条の2第1項関

係)

ア 基準日被保険者が基準日に属する健康保険の保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養又はその被扶養者がその被扶養者であった間に受けた療養に係る一部負担金等の額から、当該療養について支給される、高額療養費の額及び付加給付に相当する額を控除した額(同項第1号関係)

イ 基準日被保険者の被扶養者(基準日に当該基準日被保険者の被扶養者である者に限る。以下「基準日被扶養者」という。)が計算期間においてアの保険者と同一の保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養に係る一部負担金等の額から、当該療養について支給される、高額療養費の額及び付加給付に相当する額を控除した額(同項第3号関係)

ウ 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間においてアの保険者以外の健康保険の保険者の被保険者であった間に、これらの者が受けた療養又はこれらの者の被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養に係る一部負担金等の額から、当該療養について支給される、高額療養費の額及び付加給付に相当する額を控除した額(同項第2号又は第4号関係)

エ 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間において組合員等(健康保険法施行令第43条の2第1項第5号に規定する組合員等をいう。2の三において同じ。)であった間に、これらの者が受けた療養又はこれらの者の被扶養者等(同号に規定する被扶養者等をいう。第2の三において同じ。)であった者がその被扶養者等であった間に受けた療養に係る一部負担金等の額から、当該療養について支給される、高額療養費の額及び付加給付に相当する額を控除した額(同項第5号関係)

オ 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担の額から、高額介護サービス費として支給される額及び高額介護予防サービス費として支給される額を合算した額に相当する額を控除した額(同項第6号又は第7号関係)

(2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養等に係る高額介護合算療養費の支給額については、高額療養費と同様に手厚い給付を行うこととし、(1)より前に別途算定し、(1)においては当該支給額をしん酌して支給額の算定を行うこととしたこと。(同条第1項及び第2項関係)

(3) 計算期間において健康保険の被保険者であった者であって、基準日において、基準日被扶養者である者(健康保険法施行令第43条の2第3項)、他の健康保険の保険者の加入者である者(同条第4項)又は健康保険以外の医療保険制度若しくは後期高齢者医療制度(以下「医療制度」と総称する。)の加入者である者(同条第5項から第7項まで)に対する高額介護合算療養費の支給要件及び支給額について、計算期間において健康保険の被保険者であった間に生じた一部負担金等の合算額を介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率を介護合算按分率とする他は(1)及び(2)にならうこととし、

必要な読替規定及びみなし規定を設けたこと。(同条第3項から第7項まで関係)

2 介護合算算定基準額(健康保険法施行令第43条の3関係)

(1) 1の(1)の介護合算算定基準額については、所得区分に応じ、それぞれ次のとおりとしたこと。(第43条の3第1項関係)

- ① 一般所得者 : 670,000円
- ② 上位所得者 : 1,260,000円
- ③ 低所得者 : 340,000円

(2) 1の(2)の介護合算算定基準額(70歳以上介護合算算定基準額)については、所得区分に応じ、それぞれ次のとおりとしたこと。(同条第2項関係)

- ① 一般所得者 : 620,000円
- ② 現役並み所得者 : 670,000円
- ③ 低所得者Ⅱ : 310,000円
- ④ 低所得者Ⅰ : 190,000円

(3) 計算期間において健康保険の被保険者であった者であって、基準日において、基準日被扶養者である者又は他の健康保険の保険者の加入者である者の介護合算算定基準額及び70歳以上介護合算算定基準額については、健康保険法施行令第43条の2第1項及び第2項を準用することとし、この場合においては、基準日においてこれらの者が属する健康保険上の世帯(健康保険の被保険者及びその被扶養者をいう。)について所得区分の判定を行うこととし、必要な読替えを行うこととしたこと。(同条第3項及び第4項関係)

(4) 計算期間において健康保険の被保険者であった者であって、基準日において健康保険以外の医療制度の加入者である者の介護合算算定基準額及び70歳以上介護合算算定基準額については、基準日において当該者が属する医療制度上の世帯(注)について、健康保険法施行令以外の医療保険各法施行令又は高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)において定められる(1)及び(2)に相当する規定を準用することにより、当該医療制度上の基準により所得区分の判定を行うこととし、必要な技術的読替えを健康保険法施行規則において定めることとしたこと。(同条第5項及び第6項関係)

なお、健康保険法施行令以外の医療保険各法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令において定められる介護合算算定基準額に係る所得区分及び所得区分ごとの介護合算算定基準額は、健康保険法施行令において定められるものと同一のものとされていること。

(注) 健康保険等の被用者保険にあつては被保険者(共済組合にあつては組合員、私立学校教職員共済にあつては加入者)及びその被扶養者を、国民健康保険にあつては国民健康保険法に規定する世帯主(同法に規定する国民健康保険組合にあつては組合員)及びその世帯主と同一の世帯に属する被保険者を、後期高齢者医療制度にあつては同一の世帯に属する被保険者をいう。なお、医療制度上の世帯が

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上の世帯と異なるのは、被用者保険の被扶養者が、必ずしも被保険者と同一の世帯に属さないこと等によるものであることに留意されたい（健康保険法第3条第7項各号等を参照のこと。）。

3. その他高額介護合算療養費の支給に関する事項（健康保険法施行令第43条の4関係）

(1) 高額介護合算療養費の支給は、基準日における医療制度上の世帯について、当該基準日において介護合算算定基準額等に係る所得区分の判定を行うこととしているが、計算期間の途中で死亡した等により医療制度の加入者でなくなった被保険者については、当該加入者の資格を喪失した日の前日を基準日とみなして、健康保険法施行令第43条の2及び第43条の3を適用することとしたこと。（第43条の4第1項関係）

(2) 高額介護合算療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、健康保険法施行規則において定めることとしたこと。（同条第2項関係）

4. 日雇特例被保険者に係る高額介護合算療養費の支給についての準用（健康保険法施行令第44条第2項から第4項まで関係）

日雇特例被保険者に係る高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令第43条の2及び第43条の3の規定を準用することとしたほか、3の(1)に相当する規定を加える等の整備を行ったこと。

5. 施行当初の計算期間等の経過措置（改正令附則第33条関係）

平成20年度については、計算期間の途中である4月1日から高額介護合算療養費制度が施行されることから、施行当初の計算期間については、同日から平成21年7月31日までの16箇月間とし、介護合算算定基準額についても、次の(1)及び(2)のとおり通常の額の16/12倍の額とする経過措置を設けたこと。（附則第33条第1項関係）

ただし、平成20年8月1日以後に負担が集中している場合など、計算期間を16箇月間として算出した高額介護合算療養費の支給総額（同一の医療制度上の世帯に属する個人が受ける高額介護合算療養費の支給額を合計した額をいう。以下同じ。）が、計算期間を同日から平成21年7月31日までの12箇月間として算出（介護合算算定基準額及び70歳以上介護合算算定基準額は通常の額（注2）による。）した支給総額を下回る場合には、計算期間は当該12箇月間とし、介護合算算定基準額及び70歳以上介護合算算定基準額は通常の額（注2）とする経過措置を設けたこと。（同条第2項関係）

(1) 1の(1)の介護合算算定基準額

- | | | | | |
|---------|---|------------|---|------------|
| ① 一般所得者 | : | 670,000円 | → | 890,000円 |
| ② 上位所得者 | : | 1,260,000円 | → | 1,680,000円 |
| ③ 低所得者 | : | 340,000円 | → | 450,000円 |

(2) 1の(2)の介護合算算定基準額（70歳以上介護合算算定基準額）

- ① 一般所得者 : 620,000円 → 750,000円 (注1)
- ② 現役並み所得者 : 670,000円 → 890,000円
- ③ 低所得者Ⅱ : 310,000円 → 410,000円
- ④ 低所得者Ⅰ : 190,000円 → 250,000円

(注1) 平成20年度については、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置を踏まえた対応によって、高齢受給者に係る高額療養費の算定基準額が改正令による改正前の額に据え置かれることから、(三の1及び2を参照のこと。)、一般所得者に係る70歳以上介護合算算定基準額についても、改正前の高額療養費の自己負担限度額に応じた水準の額(560,000円の4/3)となるよう設定している。

(注2) 注1と同様の理由により、この場合の一般所得者に係る70歳以上介護合算算定基準額は560,000円とする。

五 健康保険組合の財政調整に関する事項(健康保険法施行令第65条及び第67条関係)

改正法第3条による健康保険法附則第2条の一部改正に伴い、同条に規定する交付金の支給対象となる健康保険組合の要件等の整備を行ったこと。

六 その他所要の改正

改正法の一部の施行に伴い、健康保険法施行令第29条(指定健康保険組合の指定の要件)、第33条の3(保険医療機関等の指定の拒否等に係る法律)、第63条(厚生労働大臣等の権限の委任)、第71条(特定被保険者に関する介護保険料率の算定の特例)等について所要の改正を行ったこと。

第2 健康保険法施行規則の一部改正(改正省令第1条及び附則第2条関係)

一 障害認定の届出に関する事項(健康保険法施行規則第39条及び第43条の2関係)

改正法の一部の施行により、新たに後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、高齢者医療確保法第50条第2号の規定による後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた被保険者又は被扶養者は健康保険の加入者の資格を喪失することとなり、施行日以後にこれらの者が当該障害認定を受けた場合に係る手続については、被保険者(任意継続被保険者を除く。)にあつては被保険者の資格喪失の届出(健康保険法施行規則第29条)、被扶養者にあつては被扶養者の届出(同規則第38条)によることとなることから、同規則第39条を削除するとともに、任意継続被保険者が当該障害認定を受けた場合の手続規定として新たに同規則第43条の2を設けたこと。

なお、同条の規定による申出を受けた保険者は、職権により当該任意継続被保険者の資格喪失の処理を行うこととなることから、保険者におかれては、必要な申出が適切に行われるよう、任意継続被保険者に対し適宜周知を図られたいこと。

- 二 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項（健康保険法施行規則第62条の3及び第101条から第103条まで関係）
- 改正法の一部の施行により、入院時生活療養費の支給の対象となる者の範囲が療養病床に入院する65歳以上（施行日前は70歳以上）の者に拡大されることに伴い、生活療養標準負担額の減額の対象となる者について、70歳未満の低所得者を加える等の規定の整備を行ったこと。
- 三 高額介護合算療養費に関する事項（健康保険法施行規則第109条の2から第109条の11まで関係）
- 1 第1の四の1(1)の介護合算一部負担金等世帯合算額等の算定に係る健康保険法施行令からの委任事項（健康保険法施行規則第109条の2から第109条の6まで関係）
- (1) 基準日被保険者又は基準日被扶養者に係る第1の四の1(1)エの額については、これらの者が計算期間において加入していた医療制度に応じて、それぞれの医療制度の規定により算定した額としたこと。（第109条の2関係）
- (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養等に係る高額介護合算療養費の支給額の算定に用いる第1の四の1(1)ア～オの額に相当する額については、当該療養等に係る一部負担金等の額又は利用者負担の額から、当該療養等について支給される、高額療養費、高額介護サービス費若しくは高額介護予防サービス費の額又は付加給付に相当する額を控除した額としたこと。（第109条の3関係）
- (3) 計算期間において健康保険の被保険者であった者であって、基準日において健康保険及び後期高齢者医療制度以外の医療制度の加入者である者に係る第1の四の1(1)ア～オの額に相当する額については、当該者が基準日において加入していた医療制度における同ア～オの額に相当する額とするとともに、当該者が70歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養等に係る高額介護合算療養費の支給額の算定に用いる同ア～オの額に相当する額については、当該療養等に係る一部負担金等の額又は利用者負担の額から、当該療養等について支給される、高額療養費、高額介護サービス費若しくは高額介護予防サービス費の額又は付加給付に相当する額を控除した額としたこと。（第109条の4及び第109条の5関係）
- (4) 計算期間において健康保険の被保険者であった者であって、基準日において後期高齢者医療制度の加入者である者に係る第1の四の1(1)ア～オの額に相当する額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の2第1項各号に掲げる額としたこと。（第109条の6関係）
- 2 高額介護合算療養費の支給に関する手続（健康保険法施行規則第109条の10及び第109条の11関係）
- (1) 基準日被保険者の保険者（当該基準日被保険者が基準日に属する健康保険の保険者）に対する高額介護合算療養費の支給申請手続について、次のとお

りとしたこと。(第109条の10関係)

ア 高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日被保険者は、健康保険法施行規則第109条の10第1項各号に掲げる事項を記載した申請書に、当該基準日被保険者及び基準日被扶養者が計算期間において負担した療養等に係る一部負担金等及び利用者負担の額の証明書をそれぞれ添付して、基準日に属する健康保険の保険者へ提出すること。

また、基準日において低所得者の要件を満たす場合には、その旨を証する書類を添付すること。(同条第1項から第3項まで関係)

イ アの申請書の提出を受けた保険者は、当該基準日被保険者に適用される介護合算算定基準額及び70歳以上介護合算算定基準額並びに介護合算一部負担金等世帯合算額、その他高額介護合算療養費等(医療保険各法に規定する高額介護合算療養費又は介護保険法に規定する高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。以下同じ。)の支給に必要な事項を、アの申請書に添付された証明書を交付した医療保険者及び後期高齢者医療広域連合(以下「医療保険者等」という。)並びに介護保険者に対し、遅滞なく通知しなければならないこと。(同条第4項関係)

ウ 計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者(以下「死亡等した被扶養者」という。)を当該死亡等した日において扶養する被保険者は、当該死亡等した被扶養者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を、当該死亡等した日に属する健康保険の保険者に行うことができること。この場合の手続は、ア及びイに準ずること。ただし、イの通知は、当該死亡等した被扶養者に対する証明書を交付した医療保険者等又は介護保険者以外に対しては省略するものであること。(同条第5項及び第6項関係)

(2) 計算期間において被保険者であった者が加入していた健康保険の保険者(基準日被保険者にあつては(1)の保険者を除く。)に対する高額介護合算療養費の支給申請手続について、次のとおりとしたこと。(第109条の11関係)

ア 高額介護合算療養費の支給を受けようとする者(計算期間において健康保険の被保険者であった者に限る。)は、健康保険法施行規則第109条の11第1項各号に掲げる事項を記載した申請書(支給兼証明書交付申請書)を、計算期間において加入していた健康保険の保険者に提出すること。
(同条第1項関係)

イ アの申請書の提出を受けた保険者は、計算期間において当該保険者の被保険者であった者が当該保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養に係る一部負担金等の額から、当該療養について支給される、高額療養費の額及び付加給付に相当する額を控除した額、その他必要な事項を記載した証明書を交付しなければならないこと。(同条第2項関係)

ウ イの証明書を交付した保険者は、当該証明書に係る基準日の翌日から2

年以内に、当該証明書の交付を受けた者が基準日に属する医療保険者等から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、当該証明書の交付を受けた者等に対して、当該者が基準日に属する医療保険者等へ的高額介護合算療養費の支給の申請状況の確認を行ったときは、アの申請書は提出されなかったものとみなすことができること。（同条第3項関係）

エ 計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者（以下「死亡等した者」という。）と当該死亡等した日において同一の医療制度上の世帯に属する者は、当該死亡等した者に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な証明書の交付申請を、計算期間において加入していた健康保険の保険者（当該死亡等した者が死亡等した日において被保険者である者にあつては、同日に属する保険者を除く。）に対して行うことができること。この場合においては、当該申請を受けた保険者は、イの証明書を交付しなければならないこと。（同条第4項関係）

3 その他健康保険法施行令からの委任事項（健康保険法施行規則第109条の7から第109条の9まで関係）

第1の四の2(2)④の所得区分（低所得者Ⅰ）の判定の対象とする基準日被保険者の被扶養者は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日に当該基準日被保険者の被扶養者である者とする（健康保険法施行規則第109条の7）、同四の2(4)の必要な技術的読替え（同規則第109条の8）及び同四の3(1)に規定する基準日の取扱いについては、計算期間の途中で死亡等により医療制度の加入者でなくなった健康保険の被保険者であった者についても同様に扱うこと（同規則第109条の9）を定めたこと。

四 保険料等の納入告知に関する事項（健康保険法施行規則第136条関係）

改正法の一部の施行により、一般保険料率の内訳として基本保険料率及び特定保険料率が創設されたことに伴い、健康保険組合が保険料等の納入告知書に記載しなければならない事項に、健康保険法第156条第1項第1号に規定する一般保険料率の内訳（健康保険法施行規則第136条に規定する基本保険料率及び特定保険料率をいう。以下同じ。）を加えたこと。

なお、事業主が被保険者から保険料を徴収する際に一般保険料率の内訳を示すことは法令上の義務ではないが、本改正は、新たに後期高齢者医療制度を創設し、世代間・保険者間の負担の明確化及び公平化を図っていく中で、保険者の単位で見ても、後期高齢者医療広域連合や前期高齢者を多く抱える保険者等に対する支援を行うという趣旨の明確化を図るとともに、被保険者の単位で見ても、各人が共同連帯の理念等に基づきどの程度支援を行っているかについての御理解を深めていただくために行われるものであることから、給与明細書にその内訳を示すなどの情報提供をしていただくことが望ましく、保険者におかれては、事業主への協力依頼に努めていただきたいこと。

五 その他所要の改正

改正法の一部の施行に伴い、健康保険法施行規則第52条等の規定及び被保険者資格喪失届等の様式について所要の改正を行ったこと。

なお、改正省令による改正前の様式（健康保険検査証を除く。）は、当分の間、改正省令による改正後の様式によるものとみなすとともに、改正省令による改正前の様式による健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする経過措置を設けたこと。（改正省令附則第2条関係）

第3 関係告示の制定及び一部改正

- 一 健康保険法施行令第四十三条の三第一項及び介護保険法施行令第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める支給基準額（平成20年厚生労働省告示第225号）の制定

健康保険法施行令第43条の2第1項及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の3第2項の規定に基づき、高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額について、それぞれ500円と定めたこと。

- 二 健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十二条第一項及び第四十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成20年厚生労働省告示第226号）の制定

改正令附則第32条及び第44条による高額療養費の支給の特例措置の対象となる医療に関する給付について、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）による医療費の支給を定めたこと。

- 三 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和52年厚生省告示第239号）等の一部改正（平成20年厚生労働省告示第217号から第220号まで）

保険優先の公費負担医療として、新たに「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）による医療費の支給及び「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日健発第0331001号）による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付が平成20年4月1日から実施されることに伴い、次に掲げる告示において定める医療に関する給付にこれらの公費負担医療を加えたこと。

- ① 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付
- ② 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第四十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和59年厚

生省告示第155号)

- ③ 健康保険法施行規則第百六条第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第四十七条ノ二ノ八第七号及び第四十七条ノ二ノ九第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和59年厚生省告示第157号)
- ④ 健康保険法施行規則第百八条第七号及び船員保険法施行規則第四十七条ノ三第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成6年厚生省告示第301号)

四 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)の一部改正(平成20年厚生労働省告示第221号)

改正法の一部の施行により、入院時生活療養費の支給の対象となる者の範囲が療養病床に入院する65歳以上の者に拡大されること、また、改正省令により健康保険法施行規則第62条の3の規定の整備が行われたことに伴い、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について所要の改正を行ったこと。

五 診療報酬の改定等に伴う関係告示の一部改正(平成20年厚生労働省告示第222号及び第224号)

平成20年度の診療報酬の改定により、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)が廃止され、新たに診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)が制定されたことに伴い、健康保険法施行令第四十三条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成14年厚生労働省告示第292号。以下「平成14年告示第292号」という。)及び健康保険法施行規則第六十二条の三第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号。以下「平成18年告示第488号」という。)について、平成14年告示第292号に定める療養に特定施設入居時等医学総合管理料が算定されるべき療養を加える等所要の改正を行ったこと。

また、改正省令により健康保険法施行規則第62条の3の規定が改正されたことに伴い、平成18年告示第488号の題名を改めたこと。

II 後期高齢者医療制度関係

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正(改正令第2条及び第3条並びに附則第34条関係)

高額介護合算療養費に関する事項について、健康保険法施行令の改正に準じた改正(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の2から第16条の4まで関係)を行うとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)について、老人保健法の廃止に伴う規定の整備等を行うほか、所要の改正を行ったこと。

第2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則等の一部改正（改正省令第2条から第4条まで及び附則第3条から第9条まで等関係）

一 被保険者資格証明証の交付の対象とならない、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給等を受けることができる場合について、後期高齢者医療広域連合から届書の提出の求めがあった場合においては、速やかに、当該届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならないこととしたこと。（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第17条の2関係）

二 高額介護合算療養費に関する事項について、健康保険法施行規則の改正に準じた改正をすることとしたこと。（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第71条の2から第71条の10関係）

三 その他改正法の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）その他後期高齢者医療制度関係告示について、老人保健法の廃止に伴う規定の整備等を行うほか、所要の改正を行ったこと。（改正省令附則第4条から第9条まで関係）

III 国民健康保険関係

第1 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正（改正令第4条、第5条及び附則第35条から第39条まで関係）

一 高齢受給者に係る一部負担金の割合等の判定に関する事項（国民健康保険法施行令第27条の2及び附則第2条第8項並びに改正附則令附則第35条及び第36条第2項から第4項まで）

改正法の一部の施行により、新たに後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、改正法第7条による改正前の老人保健法の規定による医療を受けることができる者である被保険者は国民健康保険の加入者ではなくなることから、当該被保険者であった者に係る文言を削除したこと。

なお、国民健康保険法施行令第27条の2の改正に伴い、当該被保険者であった者と同じ世帯に属する高齢受給者に係る一部負担金の負担割合や高額療養費の算定基準額の判定の結果に影響が生じないように、平成20年4月から7月までの間については、国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号イに規定する特定同一世帯所属者（以下「特定同一世帯所属者」という。）の所得や収入も含めて判定を行うことで、国民健康保険法施行令第27条の2の改正に伴う再判定は不要とする等の経過措置を、また、同年8月から平成22年7月までの間については、同条が改正されたことに伴い、判定の結果、一部負担金の割合が2割から3割となる被保険者が受けた療養に係る高額療養費について、

一般所得者に係る算定基準額（国民健康保険法施行令第29条の3第3項第1号に定める額をいい、平成21年3月までの間については、改正令第4条による改正前の国民健康保険法施行令第27条の3第3項第1号に定める額をいう。）により取り扱うこととする経過措置をそれぞれ設けたこと。

- 二 高齢受給者に係る高額療養費の算定基準額に関する事項（国民健康保険法施行令第29条の3及び第29条の4並びに改正令附則第36条第1項及び第38条関係）及び高額介護合算療養費に関する事項（国民健康保険法施行令第29条の4の2から第29条の4の4まで並びに改正令附則第39条関係）について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うとともに、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）について、所要の改正を行ったこと。

第2 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）その他国民健康保険関係省令の一部改正（改正省令第5条から第7条まで及び附則第10条から第15条まで関係）

- 一 退職者医療制度に関する事項（国民健康保険法施行規則附則第3条から第9条まで並びに改正政令第8条及び附則第13条から附則第15条まで関係）

退職者医療制度に関し、次のような改正を行ったこと。

- 1 退職者医療制度については、平成26年度までの間に退職被保険者等に該当する者が65歳となるまでの間の経過措置とされたことに伴い、退職被保険者等が所属する市町村における退職被保険者等の資格の取得や喪失の届出等、退職被保険者等に関する規定を附則に置くなど、所要の改正を行ったこと。
- 2 退職被保険者の被扶養者について、資格の取得や喪失等について公簿等によって確認することができるときは、届出を省略することができることとしたこと。
- 3 退職者医療制度関係省令は廃止することとしたが、附則においてなおその効力を有することとしたこと。

- 二 特定同一世帯所属者に関する事項（国民健康保険法施行規則第2条、第10条の2及び第12条の2関係）

特定同一世帯所属者の属する世帯に関し、次のような改正を行ったこと。

- 1 特定同一世帯所属者が属する世帯の世帯主が、当該特定同一世帯所属者とともに他の市町村に転入して新しく世帯を形成した場合や、当該世帯主が、当該特定同一世帯所属者とともにすでにある世帯に加わり、引き続き当該世帯において世帯主となる場合の届出に際しては、従前住所を有していた市町村により交付されることとされた特定同一世帯所属者である旨を証明する書類を提示することとしたこと。
- 2 世帯主と特定同一世帯所属者が同一の日に市町村の区域内に住所を有しなくなった場合にあっては、現住所地の市町村は、特定同一世帯所属者であること

を証明する書類を交付することとしたこと。

三 老人保健法の規定による医療を受けることができる者が、平成20年4月以降、後期高齢者医療制度の被保険者となることに伴い、国民健康保険の被保険者でなくなるため、当該被保険者であった者にかかる規定について、次のような改正を行ったこと。

- 1 老人保健法の規定による障害の認定を受けたときの、保険者への届出の規定を削除したこと。（国民健康保険法施行規則第5条の6関係）
- 2 国民健康保険の被保険者資格証明書の交付の対象とならない老人保健法の規定による医療等を受ける者がいる世帯に対して、市町村が保険料を滞納している世帯主に対して求める届出に係る規定に関し、老人保健法の規定による医療を受ける者を除外し、原爆一般疾病医療費の支給等を受ける者に限定するため所要の整備を行ったこと。（国民健康保険法施行規則第5条の9関係）
- 3 高齢受給者証等の各種証明書（減額認定証、特定疾病受領証、限度額適用認定証、限度額適用・減額認定証、特別療養証明書）を返還しなければならない要件から、老人保健法に係る要件を削除する等、所要の整備を行ったこと。
- 4 後期高齢者医療制度の被保険者となった者について、国民健康保険の資格喪失の届出を省略することができる規定を設ける等、所要の整備を行ったこと。

四 被保険者証の有効期間に関する事項（国民健康保険法施行規則第7条の2の2から第7条の2の4まで関係）

国民健康保険の保険料を滞納している世帯主や国民年金の保険料を滞納している世帯主等の被保険者証について、市町村の判断により特別の有効期間を定めることができる規定を設けたことに伴い、そのための要件等について次のような規定を設けることとしたこと。

- 1 特別の有効期限を定めることのできる要件として、国民年金の滞納に関し、督促を受けた者がその指定期限までに保険料の納付をしないこと等としたこと。
- 2 有効期間を定める場合には、同一の世帯に属する被保険者について同一の有効期間を定めることとされているが、国民年金の保険料を滞納している被保険者等についてはこの限りでないこと等としたこと。

五 その他所要の改正

- 1 市町村の国民健康保険特別会計の事業勘定の歳入に前期高齢者交付金を加え、歳出に老人保健拠出金に代えて、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等を加えることとしたこと。（国民健康保険法施行規則第16条関係）
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の算定に係る総所得金額等や固定資産税額等の補正等、後期高齢者医療制度及び前期高齢者財政調整制度の創設に伴い、所要の改正を行ったこと。
- 3 高額介護合算療養費に関する事項（国民健康保険法施行規則第27条の18

から第27条の27まで関係)について、健康保険法施行規則の改正に準じた改正を行うとともに、その他国民健康保険関係省令について、所要の改正を行ったこと。

第3 関係告示の制定及び一部改正

一 健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成20年厚生労働省告示第240号）の制定

改正令附則第38条による高額療養費の支給の特例措置の対象となる医療に関する給付について、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）による医療費の支給を定めたこと。

二 国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号及び第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（平成18年厚生労働省告示第374号）等の一部改正等（平成20年厚生労働省告示第231号から第233号まで）

保険優先の公費負担医療として、新たに「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）による医療費の支給及び「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日健発第0331001号）による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付が平成20年4月1日から実施されることに伴い、次の①及び②に掲げる告示において定める医療に関する給付にこれらの公費負担医療を加えるとともに、③に掲げる告示を新設し、④において定める被保険者資格証明書の交付の対象外となる医療に関する給付には当該肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付のみを加えたこと。

- ① 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年厚生労働省告示第34号）
- ② 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年厚生労働省告示第35号）
- ③ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成20年厚生労働省告示第238号）
- ④ 国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成18年厚生労働省告示第374号）

三 その他改正法の一部の施行に伴い、国民健康保険関係告示について所要の改正を行ったこと。

IV 船員保険関係

第1 船員保険法施行令の一部改正（改正令第6条及び附則第40条から第45条ま

で関係)

一 船員保険法（昭和14年法律第73号）第29条ノ5第1項の療養補償の調整額に係る算定方法について、当該算定方法に高額介護合算療養費を追加することとしたこと。（船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第5条関係）

二 後期高齢者医療の被保険者等（船員保険法第1条第3項に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）である被保険者の職務外疾病部門に係る保険料の取扱いについて、後期高齢者医療の被保険者等となった月に当該後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなった場合は、当該月の職務外疾病部門に係る保険料を徴収しないこととしたこと。（船員保険法施行令第28条の2関係）

三 その他健康保険法施行令の改正に準じた改正をすることとしたこと。

第2 船員保険法施行規則その他船員保険関係告示の一部改正（改正省令第9条及び附則第16条等関係）

一 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に対して支給する傷病手当金又は葬祭料について、後期高齢者医療広域連合より傷病手当金又は葬祭料の支給があるときは、その支給額と調整を行うため、当該支給額を傷病手当金請求書又は葬祭料請求書に記載し、当該支給額を証明する書類を添付することとしたこと。（船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第44条及び第82条ノ15関係）

二 その他健康保険法施行規則及び健康保険関係告示の改正に準じた改正をすることとしたこと。

V 介護保険関係

第1 介護保険法施行令の一部改正（改正令第7条及び附則第46条関係）

一 高額医療合算介護サービス費の支給に関する事項（介護保険法施行令（以下「令」という。）第22条の3関係）

1 介護保険法第51条の2第1項の政令で定める額を規定すること。（令第22条の3第1項関係）

2-a 支給要件（同条第2項関係）

計算期間（Iの第1の四の1(1)の計算期間をいう。）に受けた介護保険法の規定による居宅サービス等、介護予防サービス等及び医療保険各法又は高齢者医療確保法（以下「医療保険各法等」という。）の規定による療養（いずれも70歳に達する日の属する月までに受けたものに限る。）に係る給付に伴う自己負担額のうち、医療制度上の世帯（Iの第1の四の2(4)の医療制度上の世帯をいう。）単位で、次の(1)～(3)の額を合算した額（以下「医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が6の医療合算算定基準額を上回る場合に、高額

医療合算介護サービス費を支給すること。（ただし、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額が、支給基準額（５００円。Ⅰの第３の一参照のこと。）を上回る場合に限り、(1)に掲げる額及び(2)に掲げる額の合算額又は(3)に掲げる額が零の場合を除く。）

- (1) 計算期間において介護保険の被保険者本人（基準日（Ⅰの第１の四の１(1)の基準日をいう。）に属する介護保険者から高額医療合算介護サービス費の支給を受ける者。以下「基準日被保険者」という。）が受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担額（高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が支給される場合は、これらの支給額を控除した額）
- (2) 基準日被保険者と基準日において同一の医療制度上の世帯に属する者（以下「合算対象者」という。）が、計算期間において介護保険の被保険者として受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担額（高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が支給される場合は、これらの支給額を控除した額）
- (3) 基準日被保険者と合算対象者が計算期間において受けた医療保険各法等の規定による療養に係る一部負担金等の額

２－b 支給額（同条第２項関係）

高額医療合算介護サービス費の支給額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に、医療合算按分率を乗じ、さらに被保険者医療合算按分率を乗じて得た額である。これは、基準日に属する介護保険者から支給されること。（ただし、当該高額医療合算介護サービス費が支給基準額に満たない場合は支給されない。）

- ・ 医療合算按分率：２－a (1) 及び(2) に掲げる額の合算額を、２－a (1) ～(3) に掲げる額の合算額で除して得た率
- ・ 被保険者医療合算按分率：基準日被保険者が基準日に居住する市町村の行う介護保険の被保険者として受けた居宅サービス等の利用者負担額を、基準日被保険者と合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者として受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等の利用者負担額で除して得た率

具体的には、まず、医療保険・介護保険それぞれの自己負担の割合で按分して、医療制度上の世帯に支給される医療保険者等（Ⅰの第２の三の２(1)イの医療保険者等をいう。）からの高額介護合算療養費及び介護保険者からの高額医療合算介護サービス費のそれぞれの額が計算され、さらに医療制度上の世帯内における被保険者それぞれの自己負担の割合で按分して、個々人に支給される高額医療合算介護サービス費の額が計算される。

- ３ ７０歳以上の基準日被保険者に係る支給額についても２と同様に計算すること。ただし、７０歳未満の者と７０歳以上の者が医療制度上の世帯に混在するときは、まず７０歳以上の者に係る支給額を計算し、次に、自己負担の額から当該支給額を控除してなお残る額を基にして、７０歳未満の者に係る支給額を

計算すること。(同条第3項関係)

- 4 基準日被保険者の合算対象者を次の表のように定めること。(同条第4項関係)

基準日被保険者	合算対象者
①被用者保険の被保険者	①その被扶養者
②被用者保険の被扶養者	②その被扶養者を扶養する被用者保険の被保険者又は、同一の被保険者が扶養する他の被扶養者
③国民健康保険の被保険者	③同一世帯に属する他の国民健康保険の被保険者
④後期高齢者医療の被保険者	④同一世帯に属する後期高齢者医療の被保険者

- 5 計算期間において、当該市町村の行う介護保険の被保険者であった者(基準日被保険者を除く。)に対する高額医療合算介護サービス費の支給については、令第22条の3第2項から第4項までの規定を準用すること。(同条第5項関係)

- 6 基準日被保険者の所得区分等に応じて医療合算算定基準額を次の表のように定めること。(同条第6項及び第7項関係)

医療制度上の世帯		後期高齢者医療 +介護保険	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70歳以上)	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70歳未満)
所得区分				
現役並み所得者		670,000円	670,000円	1,260,000円
一般所得者		560,000円	620,000円	670,000円
低所得者	Ⅱ	310,000円	310,000円	340,000円
	I	190,000円 (※310,000円)	190,000円 (※310,000円)	

※ 現行の介護保険における高額介護サービス費の算定基準額の設定の仕組みと水準を踏まえ、高額医療合算介護サービス費の支給について、例外的に医療合算算定基準額を31万円に設定する。(低所得者Ⅰの所得区分に相当する医療制度上の世帯で、複数の者が介護サービスを利用する場合には、介護保険における高額介護サービス費の算定基準額と同水準に、医療合算算定基準額を31万円に設定する。)

- 7 高額医療合算介護サービス費の算定において、居宅サービス等に係る利用者負担額の算定に齟齬が生じないように、高額介護サービス費の居宅・介護予防の調整規定を準用すること。(同条第8項関係)

8 高額医療合算介護サービス費の受給資格は、医療制度（Ⅰの第1の四の1（3）の医療制度をいう。）の加入者であることであるが、死亡等により医療制度の加入者でなくなった場合には、医療制度の加入者でなくなった日の前日を基準日として取り扱うこと。（同条第9項関係）

9 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定めること。（同条第10項関係）

二 高額医療合算介護予防サービス費の支給に関する事項（令第29条の3関係）

1 介護保険法第61条の2第1項に規定する政令で定める額は、一の1の額と同様とすること。（令第29条の3第1項関係）

2 高額医療合算介護予防サービス費の支給について、令第22条の3（第1項及び第8項を除く。）の規定を準用すること。（同条第2項関係）

3 高額医療合算介護予防サービス費の算定において、介護予防サービス等に係る利用者負担額の算定に齟齬が生じないように、高額介護予防サービス費における居宅・介護予防の調整規定を準用すること。（同条第3項関係）

三 高額医療合算介護（予防）サービス費の経過措置（改正令附則第46条関係）

1 初年度（平成20年度）については、計算期間の途中である4月1日から制度が施行されることから、当該計算期間を同日から平成21年7月31日までの16箇月間とするとともに、その際の医療合算算定基準額を次の表のように定める経過措置を設けること。（同条第1項関係）

医療制度 上の世帯 所得区分		後期高齢者医療 +介護保険	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70歳以上)	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70歳未満)
現役並み所得者		890,000円	890,000円	1,680,000円
一般所得者		750,000円	750,000円	890,000円
低所得者	Ⅱ	410,000円	410,000円	450,000円
	Ⅰ	250,000円 (※410,000円)	250,000円 (※410,000円)	

※ 一の6と同様の趣旨。

2 初年度において、平成20年8月1日から平成21年7月31日までの期間における医療合算利用者負担世帯合算額から一の6の医療合算算定基準額（二の2において準用する場合を含む。）を控除した額が、当該期間における医療合算利用者負担世帯合算額から一の医療合算算定基準額を控除した額を上回るときは、当該期間における医療合算利用者負担世帯合算額から一の6の医療合

算算定基準額（二の二において準用する場合を含む。）を控除した額を用いて高額医療合算介護（予防）サービス費の支給計算を行い、支給すること。（同条第2項関係）

ただし、この場合において、一の六の医療合算算定基準額のうち「62万円」とあるのを「56万円」と変更して計算するものとする。（注）

（注）これは、70歳から74歳の患者負担の見直し（1割→2割）の凍結の趣旨を踏まえ、高額療養費の限度額の見直しについても凍結することに伴い、当該見直し後の高額療養費の限度額を基にした合算制度の限度額についても変更することによる。

- 3 70歳から74歳までの患者負担の見直しの凍結を踏まえ、現役並み所得者のうち一定の要件を満たす者について、一般区分の医療合算算定基準額を適用すること。（同条第3項から第5項まで）

第2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正（改正令附則第70条関係）

介護保険における国庫負担額等の算定の際に合算する額として、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を加えること。

第3 介護保険法施行規則の一部改正（改正省令第10条及び附則第17条関係）

一 高額医療合算介護サービス費の支給の申請（介護保険法施行規則第83条の4の4関係）

- 1 高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする基準日被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならないこと。（同条第1項関係）

〔申請書記載事項〕

- ① 申請者の氏名、性別、生年月日、住所、被保険者番号
- ② 申請者の合算対象者の氏名、性別、生年月日、被保険者番号
- ③ 申請先市町村が行った介護保険の計算期間における加入期間
- ④ 基準日に加入する医療保険者等の名称、所在地

- 2 市町村は、1の申請があったときは、申請者に対して次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならないこと。（同条第2項関係）

〔自己負担額証明書記載事項〕

- ① 申請者の氏名、性別、生年月日、住所、被保険者番号
- ② 申請先市町村が行った介護保険の計算期間における加入期間
- ③ 計算期間における居宅サービス等に係る利用者負担額
- ④ その他必要な事項

- 3 2の証明書を交付した市町村は、計算医療保険者等（各保険者における支給額を計算する医療保険者等（1の第2の三の2(1)イの保険者に相当。）を

いう。) から高額医療合算介護サービス費の支給額を通知されたときは、当該被保険者に対して当該額を支給すること。ただし、当該通知が当該証明書に係る基準日の翌日から2年以内になされない場合は、当該市町村の支給について確定する観点から、申請者に確認の上、申請書が提出されなかったとみなすことができること。(同条第3項関係)

4 第1の一の6の低所得者Iの所得区分に該当する医療制度上の世帯で、複数の者が居宅サービス等又は介護予防サービス等を利用する場合には、計算医療保険者等が計算した支給額ではなく、当該介護保険者が計算した支給額を支給すること。(同条第4項関係)

5 計算期間の途中で死亡等した者(Ⅰの第2の三の2(2)エの死亡等した者をいう。)については、7月31日以前に支給額を計算することとなるが、当該死亡等した者についての高額医療合算介護サービス費の支給のために必要な場合、当該者の家族等から申請があったとき、市町村は自己負担額証明書を交付しなければならないこと。(同条第5項関係)

6 計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者であった者に係る高額医療合算介護サービス費の支給について、同条第1項から第5項までの規定を準用すること。(同条第6項関係)

二 高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請(介護保険法施行規則第97条の2の2関係)

高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請については、介護保険法施行規則第83条の4の4の規定を準用すること。

第4 その他介護保険関係省令の一部改正(改正省令第11条から第22条まで関係)
改正法の一部の施行により、新たに後期高齢者医療制度等が創設されることに伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)等の介護保険関係省令について所要の改正を行ったこと。

VI その他関係政省令の一部改正

第1 共済組合法施行令の一部改正(改正令第8条から第11条まで並びに附則第47条から第60条まで関係)

国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)及び私立学校教職員共済法施行令(昭和28年政令第425号)並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行ったこと。

第2 住民基本台帳法施行令の一部改正(改正令附則第65条から第67条まで関係)
改正法の一部の施行により、住民票の記載事項として、後期高齢者医療の被保険者については、後期高齢者医療の被保険者の資格を取得し、又は喪失した年月日を定めたこと。

これに伴い、市町村長は後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認した場合等は職権で住民票の記載等をしなければならないこと、転出証明書に後期高齢者医療の被保険者である旨を記載しなければならないこと等を定めたほか、後期高齢者医療の被保険者は住民異動に係る届出をするときに届出書面に後期高齢者医療の被保険者である旨等を付記するものとする事、これらの届出をする場合には被保険者証等を添えてしなければならないこと等を定めたこと。

第3 健康増進法施行規則の一部改正(改正省令第28条関係)

改正法の一部の施行により、これまで老人保健法に基づき市町村が実施してきた老人保健事業が健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として位置付けられることに伴い、同法第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の事業であって市区町村が実施に努めるものとして、歯周疾患検診等を定めたこと。(健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2関係。「健康増進法施行規則の一部改正について」(平成20年3月31日健発第0331062号)を参照のこと。)

第4 その他関係政省令の一部改正

改正法の一部の施行により、新たに後期高齢者医療制度が創設されること等に伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等の関係政令及び社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和23年厚生省令第56号)等の関係省令について所要の改正を行ったこと。

第三 施行期日

改正令、改正省令及び関係告示は、平成20年4月1日から施行すること。(改正令附則第1条及び改正省令附則第1条等関係)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月三十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第百十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条 第一項中「費用（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）を「費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）を削り、「費用を」を「費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）を」に、「第二十九条第一号」を「第二十九条」に改め、「の額」を削り、同条第二項中「老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」に改める。

第二十九条中「費用（」を「費用の額（」に、を削く、の額」を「の額を除く。」に、千分の九十五を「千分の百」に改める。

第三十三条の三第一項第七号中「国民健康保険法」の下に「（昭和三十三年法律第九十二号）」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 高齢者の医療の確保に関する法律

第三十三条の三第二項第十二号を次のように改める。

十二 高齢者の医療の確保に関する法律

第三十四条第二項中「又は老人保健法の規定による医療を受けることができる者」を削り、「（被扶養者）を（当該被扶養者）」に改める。

第三十七条中「含む。」の下に「第四十三条の二、第四十三条の三及び第四十四条第二項から第四項までを除く。」を加える。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十一条第一項第一号中「この条及び附則第二項において」を削り、「第三項まで及び」の下に「第四十三条の二並びに」を加える。

第四十二条第一項第一号中「及び第二号ロ」を「並びに第二号イ及びロ」に改め、同項第三号中「所得割を除く。」の下に「第四十三条の三第一項第三号において同じ。」を、「含む。」の下に「同号において同じ。」を加え、同条第二項第一号中「四万四千四百円」を「六万二千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第四号中「含む。」を「総所得金額とする。」及び「額をいう。」の下に「第四十三条の三第二項第四号において同じ。」を加え、同条第三項第一号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条第四項第二号中「四万四千四百円」を「六万二千四百円」に改め、同項第三号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改める。

第四十三条第一項第二号イ中「四万四千四百円」を「六万二千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第三号イ中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第四十三条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算定額基準額を控除した額（当該額が高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合には、零とする。）を削除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算定額基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算定額基準額を控除した額に介護合算分（同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間（以下この条及び第四十三条の四第一項において「計算期間」という。）において、当該被保険者の被保険者（計算期間の末日（以下「基準日」という。）において被保険者（日雇特別被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下この条から第四十三条の四までにおいて同じ。）である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。）又はその被扶養者がそれぞれ当該被保険者の被保険者又はその被扶養者として受けた療養（法第九十八条（法第九十條第七項及び第九十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（第四十一條第一項から第三項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、法第五十三條の規定するその他の給付として次に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第四十一條第一項第一号イからハまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万円以上のものに限る。）を合算した額

ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第四十一條第一項第一号イからハまでに掲げる額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万円以上のものに限る。）を合算した額

二 基準日被保険者が計算期間における他の健康保険の被保険者の被保険者であつた間に、当該者が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日被保険者の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「基準日被扶養者」という。）が計算期間における当該被保険者の被保険者であつた間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 基準日被扶養者が計算期間における他の健康保険の被保険者の被保険者であつた間に、当該者が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額

て「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算分率(この項に規定する者が計算期間における当該被保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養(継続給付に係る療養を含む)又はその被扶養者であつた者が介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう)を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

(介護合算算定基準額)

第四十三条の三 前条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。)の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 六十七万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上の被保険者 百二十六万円

三 市町村民税非課税者(基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日まで)のいすれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く)をいう。次項第三号において同じ)である被保険者(前号に掲げる者を除く) 三十四万円

2 前条第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。)の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 六十二万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者 六十七万円

三 市町村民税非課税者である被保険者(前号又は次号に掲げる者を除く) 三十一万円

四 被保険者及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日まで)のいすれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二十一条第二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者(第二号に掲げる者を除く) 十九万円

3 第一項の規定は前条第三項において準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を除く)」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と、次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と、前項中「前条第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を除く)」とあるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と、次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定は前条第四項において準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、第二項の規定は同条第四項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項(同条第三項及び第四項において

準用する場合を除く)」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する者であつて、基準日において他の健康保険の被保険者の被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の区分に応じ、基準日において他の健康保険の被保険者の被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者」と、「当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と、第二項中「前条第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を除く)」とあるのは「前条第四項において準用する同条第二項」と、次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する者であつて、基準日において他の健康保険の被保険者の被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の区分に応じ、基準日において他の健康保険の被保険者の被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者」と、「当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と読み替へるものとする。

5 前条第五項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において日雇特例被保険者である者又はその被扶養者である者	基準日において船員保険の被保険者(地方公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員等共済組合員を除く)である者又はその被扶養者である者	基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三十六号)第八号、第十七条の三第一項に規定する自衛官等(以下この項において「自衛官等」という)を除く)である者又はその被扶養者(自衛官等の被扶養者を含む)である者	基準日において自衛官等である者
第四十四条第二項において準用する第四十三条の三第一項(第四十四条第二項において準用する第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十四条第四項	船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十二条の三第一項(同条第三項を含む)及び第十一項	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十一号)第三十一条の三の六の三第三項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第三十一条の三の六の四第一項	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十一号)第三十一条の三の六の三第三項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第三十一条の三の六の四第一項
地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第二十三条の三の七第一項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第二十三条の三の八第一項	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第二十三条の三の七第一項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第二十三条の三の八第一項	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第二十三条の三の七第一項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第二十三条の三の八第一項	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第二十三条の三の七第一項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第二十三条の三の八第一項

基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者又はその被扶養者である者

私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第二十六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第三十一条の三の六の三第三項(私立学校教職員共済法施行令第六十六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第三十一条の三の六の三第三項)において準用する場合を含む。及び第十一項の三の六の四第一項

国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四の三第一項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項

国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第三項並びに第二十九条の四の四第一項及び第二項

6 前条第七項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

(その他高額介護合算療養費の支給に関する事項)

第四十三条の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七十三条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日(当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十四条中「から前条まで」を「から第四十三条まで」に、及び第三項第二号並びに前条第一項第一号ロを「第三項第二号及び第六項第二号並びに第四十三条第一項第一号ロ」に改め、同条に次の三項を加える。

2 第四十三条の二第一項から第三項まで(第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。)、第四十三条の三第一項から第三項まで(第一項第二号及び第二項第二号に係る部分を除く。)、及び前条第二項の規定は、基準日において日雇特別被保険者である者及びその被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

3 第四十三条の二第五項から第七項まで、第四十三条の三第五項及び第六項並びに前条第二項の規定は、計算期間において日雇特別被保険者(第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者であつた者を含む。)であつた者及びその被扶養者であつた者(基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七十三条第三項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。)に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

4 日雇特別被保険者が計算期間において法第三十三条第二項ただし書の規定による承認を受け又は法第四十六條第三項の規定により当該日雇特別被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特別被保険者手帳を返納した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七十三条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特別被保険者手帳を返納した日の前日(当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、前二項の規定及びこれらの規定において準用する規定を適用する。

第六十三条第一項第一号中「第三條第一項第七号」を「第三條第一項第八号」に改め、同項第二十一号中「並びに第百十五條第一項」を「第百十五條第一項並びに第百十五條の二第一項」に改め、同項第二十三号中「並びに第百四十七條」を「第百四十七條並びに第百四十七條の二」に改める。

第六十五條第一項第一号イ中「」並びに老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金」を「」並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」に改め、費用の額」の下に「(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を加え、医療給付並びに老人保健拠出金、日雇拠出金、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」に改め、同号ロ中「並びに老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金」を「保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」に改める。

第六十七條第三項中「老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」に改め、「費用の見込額」の下に「(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を加える。

第七十一條中「第百六十條第十一項」を「第百六十條第十三項」に改める。

附則第二條第三項中「及び第二号ロ」を「並びに第二号イ及びロ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(退職者給付拠出金の経過措置)

第三條 国民健康保険法附則第十條第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十條第一項中「及び法第七十三條」とあるのは、「法第七十三條」と、並びに」とあるのは「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十條第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。))並びに」と、同条第二項中「及び日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」と、第三十三條の三第一項第七号中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)」とあるのは「国民健康保険法」と、第六十五條第一項第一号及び第六十七條第三項中「及び日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」とする。

(病床転換支援金等の経過措置)

第四條 平成二十五年三月三十一日までの間、前条の規定により読み替えられた第二十條第一項中「法第七十三條」とあるのは「同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金」という。))、法第七十三條」と、前条の規定により読み替えられた第二十條第二項、第六十五條第一項第一号及び第六十七條第三項中「日雇拠出金」とあるのは「病床転換支援金等、日雇拠出金」とする。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第二條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「含む。第十五條第一項第四号」の下に「及び第十六條の三第一項第四号」を「額をいう。第十五條第一項第四号」の下に「第十六條の三第一項第四号」を加える。

第十四條第一項第一号中「及び次項」を「次項及び第十六條の二」に改め、同条第五項中「所得割を除く。の下に「第十六條の二第二項並びに」を加え、以下同じ」を「附則第五條第五項及び第十六條第五項において同じ」に改め、ものを除く。の下に「第十六條の二第二項及び」を加える。

第十五條第一項第四号中「総所得金額とする。の下に「第十六條の三第一項第四号において同じ」を加える。

第十六條の次に次の三條を加える。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)

第十六條の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三條の二第一項に規定する支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。)を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(同号に掲げる額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得

二 其翌日において、被災の給付を受けることとした場合は、災害発生二十多日以内の末日までに用さるる者 六十七万円

の六の六第一項
の四第一項

基準日において地方公務員等共済組合法の規定に基づき共済組合の組合員である者又はその被扶養者である者

基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済組合の加入者である者又はその被扶養者である者

基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該世帯主等と同一の世帯に属する当該世帯以外の国民健康保険の被保険者である者

地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三十五号)第二十三条の三及び第二十三条の八第一項	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第三項において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の四第一項	国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三十六号)第二十九條の四の三第一項並びに第二十九條の四の四第一項及び第二項	国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三十六号)第二十九條の四の三第一項及び第二項
--	---	---	--

その他高額介護合算療養費の支給に関する事項

第十六条の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において被保険者又は法第七条第三項に規定する加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日(当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2 高額介護合算療養費の支給に関する事項は、厚生労働省令で定める。

第二十条第一項中(平成十年政令第四百十二号)を削る。
第二十六条の表第三十六号第一項の項中「同条において」を「高齢者医療確保法第百十条において」に改める。

第三十五条中(昭和三十三年政令第三十六号)を削る。

第三十六条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項中「同条第一項第一号」の下に「及び第二項第一号」を加える。
第十三条第二項各号列記以外の部分中「繰入金」の下に「に当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率を乗じて得た額」を加え、同条第七項各号列記以外の部分中「第三項」を「第二項第三項」に改める。

附則第四条第一項第一号中「四百二十万」を「四百二十万円」に改める。
第四條 国民健康保険法施行令の一部改正
第二十七條の二の見出しを「一部負担金に係る所得の額の算定方法等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十九條の三第三項第四号」の下に「及び第二十九條の四の三第三項第四号」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第一項に規定する者」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十九條の二第一項第一号中「第三項まで及び」の下に「第二十九條の四の二並びに」を加え、同項第二号中「この条及び第二十九條の四第一項において」を削る。

第二十九條の三第一項第一号中「及び第二号」を「並びに第二号イ及びロ」に改め、同項第三号中「附則第二条第七項」を「第二十九條の四の三第一項第三号並びに附則第二条第八項」に改め、同条第三項第一号中「四万四千四百円」を「六万二千円」に改め、高額の療養費多数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。に改め、同項第四号中「総所得金額とする」の下に「第二十九條の四の三第三項第四号において同じ」を加え、同条第四項第一号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条第五項第二号中「四万四千四百円」を「六万二千円」に改め、同項第三号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改める。

第二十九條の四第一項第二号イ中「四万四千四百円」を「六万二千円」に改め、高額の療養費多数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。に改め、同項第三号イ中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)
第二十九條の四の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額(次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算一部負担金を控除した額(当該額が健康保険法施行令第四十三條の二第一項に規定する支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。をいう。を控除した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算分率(同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間(以下この条及び第二十九條の四の二第一項において「計算期間」という。において、当該被保険者の行う国民健康保険の世帯主等(市町村が行う国民健康保険にあつては当該国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主をいい、組合が行う国民健康保険にあつては当該組合の組合員をいう。以下同じ)である者(計算期間の末日(以下「基準日」という。において当該国民健康保険の世帯主等である者に限る。以下この条において「基準日世帯主等」という。又はその世帯員(国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該者以外の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ)である者がそれぞれ当該被保険者の行う国民健康保険の世帯主等又はその世帯員として受けた療養費(被保険者として受けた療養費に限り、法第五十五条の規定による保険給付に係る療養費(以下この条において「継続給付に係る療養費」という。を含む)に係る次に掲げる額の合算額(基準日世帯主等が基準日において当該被保険者の行う国民健康保険の被保険者でない場合にあつては、計算期間における基準日まで継続して当該被保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた間に、当該国民健康保険の世帯主等又はその世帯員がそれぞれ当該被保険者の行う国民健康保険の世帯主等又はその世帯員として受けた療養費(被保険者として受けた療養費に限り、継続給付に係る療養費を含む)に係る次に掲げる額の合算額とし、第二十九條の二第一項から第三項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

イ 当該療養費(特定給付対象療養費を除く)に係る第二十九條の二第一項第一号イから又までに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の当該療養費に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養費について二万円以上のものに限る)を合算した額

前項各条に掲げる者のうち、十一歳に達する日の属する月末日以後の誕生日を有する者（以下この項及び第六項において「七十歳以上合算対象サービス」という）に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算基本標準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算基本標準額を控除した額に七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算基本標準額を加えた額を超えたる額として厚生労働省令で定める額（七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令

5 計算期間において当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた者（基準日において被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。以下この項において同じ。）である者又は若しくは

その被扶養者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該被用者係属被扶養者等である者を基準日世帯主等と、当該被扶養者である者を基準日世帯員とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額（以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。）を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額）（当該額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合には支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該被保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた間に、当該国民健康保険の世帯主等が被保険者として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその世帯員であつた者がその世帯員であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される額）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

2 前項第二号の基準所得額は、第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例により算定するものとする。

扶養者を含む。）である者

基準日において自衛官等である者	基準日において地方公務員等共済組合の組合員である者又はその被扶養者である者	基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者又はその被扶養者である者
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七条の六の六第一項	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百七十二号)第二十三条の三の五第二項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第二十三条の三の八第一項	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令(第十一條の三の六の三第三項)私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第三項において準用する場合を含む)及び第十一條の三の六の四第一項
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項及び第十一條の三の六の四第一項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む)及び第二十三條の三の八第一項	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令(第十一條の三の六の三第二項)私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第三項において準用する場合を含む)及び第十一條の三の六の四第一項

5 前条第七項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

(その他高額介護合算療養費の支給に関する事項)

第二十九条の四の四 被保険者が基準日において法第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日からその資格を喪失することとなる場合における高額介護合算療養費の支給については、当該基準日に当該資格を喪失したものとみなして、前二条の規定を適用する。

2 國民健康保險の世帯主等が計算期間において國民健康保險の世帯主等でなくなり、かつ、当該國民健康保險の世帯主等でなくなつた日以後の計算期間において高齢者医療確保法第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高齢者医療給費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める期間に合ふときは、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条及び前項の規定を適用する。

3 高額介護合算療養費の支給に關する手續に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十九条の十第一項中、「平成十年政令第四百十二号」を削る。

附則第一条の三の見出し中「及び給付費等支払準備金」を「等」に改め、同条中「定める組合」の下に「(次条において「指定組合」という。)」を加え、及び第二十條の「を」、「第二十條及び第二十九條の八の」に改め、「提出金及び日雇提出金」との「下」及び第二十九條の八中「第二十條第一項」とあるのは「附則第九條第二項の規定により読み替えられた法第七十六條第一項」とを加える。

附則第一条の四を次のように改める。

(病床転換支援金を納付する組合の特別積立金等の特例)

第一条の四 平成二十五年三月三十一日までの間、組合（指定組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第二項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）	第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
第十九条第三項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（第二十九條の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）	後期高齢者支援金等	病床転換支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第二項	後期高齢者支援金等	第七十三條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第四項	及び後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等	病床転換支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第五項	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等	病床転換支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十九條の八	第七十六條第一項	第七十六條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

2 平成二十五年三月三十一日までの間、指定組合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の項中欄中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項」と、同項下欄中「法第七十六条第一項」とあるのは「法附則第九条第二項」とする。

附則第二條第三項中「及び第○号口」を「並びに第二号イ及びロ」に改め、同條第八項第一号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改め、同号口中「平成二十年七月」を「平成二十年三月」に改め、同号に次のように加える。

療養のあつた月が平成二十年四月から七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六條第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主並びにその世帯に属するすべての当該市町村の行う国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

附則第二条第八項第二号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改め、同号口中「平成二十年七月」を「平成二十年三月」に改め、同号に次のように加える。

療養のあつた月が平成二十年四月から七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の組合員並びにその世帯に属するすべての当該組合の行う国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

附則第五條第一項の表第二十九條の七第一項の項を次のように改める。

第二十九條の七第二項	第七十六條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の

附則第五條第一項の表第二十九條の七第二項の次の一項を加える。

第二十九條の七第二項	第七十六條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
------------	----------	-------------------------------

附則第五條第一項の表第二十九條の七第二項第一号口の項の次に次の一項を加える。

第二十九條の七第三項	第七十六條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
------------	----------	-------------------------------

附則第五條第一項の表第二十九條の七第三項第一号口の項の次に次の一項を加える。

第二十九條の七第四項	第七十六條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
------------	----------	-------------------------------

附則第五條第一項の表に次のように加える。

第二十九條の七第五項
第七十六條第一項
附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項

附則第五條第二項の表前條第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第一項の項を次のように改める。

前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第一項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び び	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	の

附則第五條第二項の表前條第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第一項の項の次に次の一項を加える。

前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
------------------------------	----------	-------------------------------

附則第五條第二項の表前條第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第二項第一号イの項を次のように改める。

前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ	及び後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第七条第一項第二号	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号

項の次に次の一項を加える。

附則第五條第二項の表前條第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第二項第一号ロの

前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項

第七十六条第一項

附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項

附則第五條第二項の表前條第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第三項第一号口の項の次に次の一項を加える。

前条第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第四項	第七十六條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
------------------------------	----------	-------------------------------

附則第五條第二項の表に次のように加える。

前条第一項の規定により読み替えられた第二十九條の七第五項	第七十六條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
------------------------------	----------	-------------------------------

附則第十五条第三号中「昭和十四年法律第七十三号」を削り、同条第五号中「昭和三十三年法律第二百二十八号」を削り、同条第十号中「昭和三十七年法律第五百五十二号」を削る。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第五條 國民健康保險の國庫負擔金等の算定に關する政令（昭和三十四年政令第四十一號）の一部を次のように改正する。

第五條第四項第一号中「特定給付額」の下に、「(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額に健康保険法第百五十三条第一項に規定する給付費割合(次号イにおいて「給付費割合」という。)を乗じて得た額(次号ロにおいて「前期高齢者交付金合(次号イにおいて「給付費割合」という。)を乗じて得た額(次号ロにおいて「前期高齢者交付金合(次号イにおいて「給付費割合」という。))を加え、同項第二号を次のように改める。

二 特定納付費用額に係る特定割合 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合

イ 特定納付費用額のうち前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額に給付費割合を乗じて得た額に係る特定割合 千分の百三十九

口 特定納付費用額のうちに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合は、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四

附則第十四条第二項の表附則第四条の規定により読み替へられた第一条第三項の項を次のように改める。

附則第九條第一項 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）	附則第九條第一項 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）
附則第二十二條の規定により読み替えられた附則第九條第一項 た 法附則第九條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた附則第九條第一項 た 法附則第九條第一項
後期高齢者支援金及び病床転換支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金

(船員保險法施行令の一部改正)

第六條 船員保險法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「第九條ノ四第一項」を「第九條ノ五第一項」に改め、同項第三十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 法第三十一条ノ七第一項の規定による権限
第一条第一項第四十二号中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改め、同条第二項中「第九
条ノ四第二項」を「第九条ノ五第二項」に改める。

第四條第一項中「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることのできる者」を削り、「（被扶養者）」を「（当該被扶養者）」に改める。

第五十五条中「高額療養費のうち」を「高額療養費又は法第三十一条ノ第七項の規定により支給された高額介護合算療養費のうち」に改め、同条第一号中「高額療養費の額」の下に「当該被保険者に対して第十一條の二の規定により支給された高額介護合算療養費の額との合算額」を加え、同条第二号中「高額療養費の額」の下に「当該場合当該被保険者に対して第十一條の二の規定により支給されることとなる高額介護合算療養費の額との合算額」を加える。

第八條を次のように改める。

第八条 削除
 第九条第一項第一号中「この条及び附則第三条において」を削り、「第三項まで及び」の下に「第十一条の二並びに」を加える。

第十條第一項第一号中「及び第二号ロ」を「並びに第二号イ及びロ」に改め、同項第三号中「所得割を除く。」の下に「第十一條の第三項第三号において同じ。」を、「特別区を含む。」の下に「同号において同じ。」を加え、同條第二項第一号中「四万四千四百円」を「六万二千五百円」ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第四号中「特別区民税特別区民税額とする。」及び「額をいう。」の下に「第十一條の第三項第四号において同じ。」を加へ、同條第三項第一号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同條第四項第三号中「四万四千四百円」を「六万二千五百円」に改め、同項第三号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改める。

第十一條第一項第二号イ中「四万四千四百円」を「六万二千百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第三号イ中「二万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)

第十一条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額）（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金

等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合とは、否とする。をいう。が介護合算算定基準額に支給標準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとす、その給基準額を超過した額は「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に支額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(同号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間(以下この条及び第十一条の四第一項において「計算期間」という。)において、被保険者(計算期間の末日(以下この条から第十一条の四までに於いて「基準日」という。)において被保険者(国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合に於いて「基準日」という。)において被保険者(以下この条から第十一条の四までにおいて同じ。)である者)に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。又はその被扶養者がそれぞれ当該被保険者又はその被扶養者として受けた療養(法第三十一条第一項及び法第三十一条ノ五の五の規定による保険給付に係る療養(以下この条において「継続給付に係る療養」という。を含む。))に係る次に掲げる額の合算額(第九条第一項から第三項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第1条第1項第1号イからヘまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万円以上のもにに限る。）を合算した額

□ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき算（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象状態に係るものにあつては、当該特定の病状に係る第九条第一項第一号イからハまでに掲げる額が同一の月にそれぞれたつて受けた当該特定給付対象療養について二万千円以上のものに限る。）を合算した額（「基準日」被保険者の被扶養者（「基準日」において被扶養者である者に限る。以下この条において「基準日」被扶養者」という。）が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた（継続給付に係る療養を含む。）

た療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

三 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間における組合員等（但し保険の被保険者（E））
 雇特別被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十三条の二第二項第五号に規定する日雇特別
 例被保険者であつた者をいう。次条第四項において同じ。）を含む。）、国家公務員共済組合法若

私立学校教職員共済組合法の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者（以下この条及び第十一条の四第一項において「後期高齢者医療の被保険者」という。）をいう。以下この号及び第四項において同じ。）であつた間に、当該組合員等が受けた療養（前二号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（健康保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同

一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の

合算額

四 基礎日被保険者又は基礎日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額の介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

- 五 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二條の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（同令第二十九條の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
- 2 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の翌月以後に受けた介護予防サービス等若しくは介護予防サービス等（以下この項及び第五項において「七十歳以上介護対象サービス」という。）に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額に七十歳以上介護合算一部負担金等（七十歳以上介護対象サービスに係る前項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を高額介護合算療養費として基準日被保険者に支給する。ただし、七十歳以上介護対象サービスに係る前項第一号から第三号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は七十歳以上介護対象サービスに係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
- 3 前二項の規定は、計算期間において被保険者であつた者（基準日被扶養者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「同項に掲げる額」とあるのは「第二号に掲げる額」と、同号から「第一号から」と、前項中「前項第一号」とあるのは「前項第二号」と読み替へるものとする。
- 4 計算期間において被保険者であつた者（基準日において組合員等である者（基準日において国民健康保険の世帯主等であつて被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者である者を除く。以下この項において同じ。）又は被扶養者等である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該組合員等である者を基準日被保険者と、当該被扶養者等である者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額（以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。）を合算した額から七十歳以上介護合算算定基準額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が支給基準額以下である場合は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合は、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算一部負担金等世帯合算額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算一部負担金等（この項に規定する者が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
- 5 通算対象負担額のうち、七十歳以上介護対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下この項において「七十歳以上通算対象負担額」という。）を合算した額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額に七十歳以上介護合算一部負担金等（この項に規定する者が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
- 6 計算期間において被保険者であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者である者を基準日被保険者とみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算一部負担金等（この項に規定する者が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
- （介護合算算定基準額）
- 第一條の三 前条第一項（同条第三項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 六十七万円
- 二 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上の被保険者 百二十六万円
- 三 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第三号において同じ。）である被保険者（前号に掲げる者を除く。） 三十四万円
- 2 前条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 六十二万円
- 二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第二十八條ノ三第一項第三号の規定が適用される者 六十七万円
- 三 市町村民税非課税者である被保険者（前号又は次号に掲げる者を除く。） 三十一万円
- 四 被保険者及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の市町村民税の規定による市町村民税に係る同法第三十三條第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二條第一項第二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者（第二号に掲げる者を除く。） 十九万円
- 3 第一項の規定は前条第三項において準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項において準用する場合を除く。）とあるのは「前条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と、前項中「前条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）とあるのは「前条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と、同条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と読み替へるものとする。

4 前条第四項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第五項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、厚生労働省令で定める。

基準日において健康保険の被保険者(健康保険法第三十三条第二項に規定する日雇特別被保険者(以下この項において「日雇特別被保険者」という。))、公務員共済組合法に基づき、地方公務員共済組合法に基づき、学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下この項において「被扶養者」という)である者	健康保険法施行令第四十三條の三第三項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の四第一項	健康保険法施行令第四十三條の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の四第一項
基準日において日雇特別被保険者(日雇特別被保険者であつた者を含む)である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十三條第二項において準用する場合を含む。)(同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の四第一項	健康保険法施行令第四十三條第二項において準用する場合を含む。)(同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の四第一項
基準日において国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七條の三第一項に規定する自衛官等(以下この項において「自衛官等」という。))を除く)である者又はその被扶養者(自衛官等の被扶養者を含む)である者	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二十七号)第三十三條の三の六において準用する場合を含む。)(同令第三十三條の三の六の四第一項)	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二十七号)第三十三條の三の六の四第一項
基準日において自衛官等である者	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の六第一項及び第十七條の六の六第二項	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二十七号)第三十三條の三の六の四第一項
基準日において地方公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員である者又はその被扶養者である者	地方公務員共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)第二十三條の三の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第二十三條の三の八第一項	地方公務員共済組合法施行令(昭和二十七年政令第三百五十二号)第二十三條の三の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第二十三條の三の八第一項
基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六條の三第三項(同令第六條の三の六第三項において準用する場合を含む。))及び第六條の三の六第四項(同令第六條の三の六第三項において準用する場合を含む。))	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六條の三第三項(同令第六條の三の六第三項において準用する場合を含む。))及び第六條の三の六第四項(同令第六條の三の六第三項において準用する場合を含む。))

基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該世帯主等と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険の被保険者である者	国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十号)第二十九條の四の三第三項並びに第二十九條の四の四第一項及び第二項	国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十号)第二十九條の四の三第三項並びに第二十九條の四の四第一項及び第二項
日共済組合法施行令第十一條の三の六の三第三項において準用する場合を含む。))及び第十一條の三の六の四第一項		

5 前条第六項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六條の三第一項及び第十六條の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、厚生労働省令で定める。

(その他高額介護合算療養費の支給に関する事項)

第一條の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日(当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日)を基準日とみなして、前二條の規定を適用する。

2 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第五十九條第六項ただし書の政令で定める場合)

第二十八條の二 法第五十九條第六項ただし書の政令で定める場合は、後期高齢者医療の被保険者等(法第一條第三項に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下この条において同じ。))となつた月において後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなつた場合とする。

第三十七條(見出しを含む。)(「附則第二十二項」を「附則第十九項」に改める。

第三十七條の二(見出しを含む。)(「附則第二十三項」を「附則第二十項」に改める。

第三十八條中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改める。

第三十九條第一項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改め、同項第三号中「附則第三十二項」を「附則第三十一項」に改め、同条第二項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改める。

附則第三條第三項中「及び第二号ロ」を「並びに第二号イ及びロ」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第七條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條の四」を「第二十二條の五」に、「第二十九條の四」を「第二十九條の五」に改める。

第十五條第二号中「第二十二條の四」を「第二十二條の五」に、「第二十九條の四」を「第二十九條の五」に改める。

第二十二條の二第五項第一号中「所得割を除く。」の下に「第二十二條の三第六項第三号二、同条第七項第一号二及び同項第二号二を除く。」を加える。

第二十二條の四中「第五十一條の三第一項第二号」を「第五十一條の四第一項第二号」に改め、同条第一号及び第三号中「第五十一條の二第一項」を「第五十一條の三第一項」に改め、第三章第四節中同条を第二十二條の五とする。

第二十二條の三中「第五十一條の二第八項」を「第五十一條の三第八項」に、「第五十一條の二第七項」を「第五十一條の三第七項」に改め、同条を第二十二條の四とし、第二十二條の二の次に次の一條を加える。

「第五十一條の三第七項」に改め、同条を第二十二條の四とし、第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(高額医療合算介護サービス費)

第三十二条の三 法第五十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第百十五條第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

二 船員保険法第三十一条ノ六第一項に規定する一部負担金等ノ額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第五十七條の二第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第八十八号) 第六十條の二第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号) 第六十二條の二第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第六十條の二第一項に規定する一部負担金等の額(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

七 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) 第八十四條第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)

八 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上医療合算支給総額(次項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額(当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。))以下である場合又は当該七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合に、零とする。をいう。を控除した額(以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。))が医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に医療合算按分率(同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から次項の七十歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する七十歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する七十歳以上医療合算按分率を乗じて得た額(以下この項において「七十歳以上世帯支給額」という。))を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。を乗じて得た額に被保険者医療合算按分率(第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額から七十歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をいう。))を乗じて得た額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額又は第七号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間(以下この条及び第二十九條の三第三項において「計算期間」という。))において、当該市町村の行う介護保険の被保険者(計算期間の末日(以下この条において「基準日」という。))において被保険者である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。が受けた居宅サービス等に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

二 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(第二十九條の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

三 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第二十九條の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。)

四 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

六 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第三号に規定する合算額

七 次のイからリまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額

イ 基準日において健康保険法の規定による被保険者(同法第三條第二項の規定による日雇特別被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第四項において「健康保険被保険者」という。))又はその被扶養者(健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「健康保険被扶養者」という。))である者 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号) 第四十三條の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

ロ 基準日において日雇特別被保険者(健康保険法施行令第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者をいう。第四項において同じ。))又はその被扶養者(健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「日雇特別被扶養者」という。))である者 健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の二第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる額の合算額

ハ 基準日において船員保険法の規定による被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第四項において「船員保険被保険者」という。))又はその被扶養者(船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保険被扶養者」という。))である者 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号) 第十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる額の合算額

ニ 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者(以下この条において「国民健康保険被保険者」という。))である者(基準日において同法第六條各号(第九号及び第十号を除く。))のいづれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資格を喪失することとなる者を除く。以下この条において同じ。 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号) 第二十九條の四の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

ホ 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号) 第十七條の三第一項に規定する自衛官等(以下この条において「自衛官等」という。))を除く。第四項において「国共済組合員」という。))又はその被扶養者(同法の規定による被扶養者をいう。自衛官等の被扶養者を含む。同項において「国共済被扶養者」という。))である者 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号) 第十一條の三の六の二第一項第一号から第五号までに掲げる額の合算額

を受けることとした場合に同法第六十七条第二項第三号の規定が適用される者 六十七万円

ハ 市町村民税世帯非課税者（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項第三号の市町村民税世帯非課税者をいう。）（二）に掲げる者を除く。三十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号及び第二号において同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第四号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）がない者 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十一万円とする。）

第三項（第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 六十二万円

ロ 基準日において療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に、健康保険法第七十四条第一項第三号、船員保険法第二十八条ノ三第一項第三号、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号（私立学校教職員共済法第二十五条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第五十七条第二項第三号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 六十七万円

ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロ又はニに掲げる者を除く。） 三十一万円

ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者すべてが基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十一万円とする。）

二 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニに掲げる場合以外の場合 六十二万円

ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であるとき 六十七万円

ハ 市町村民税世帯非課税の場合（二）に掲げる場合を除く。 三十一万円

ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第二号ハ（イ）及び（ロ）に掲げる区分に従い、それぞれ当該（イ）及び（ロ）に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日と

みなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 十九万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であつた間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、三十一万円とする。）

三 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第三号に定める額
要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第二項から第四項まで（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び第五項から前項までの規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。

9 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなく、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなつた日以後の計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。

10 高額医療合算介護サービス費の支給に関する手続については、厚生労働省令で定める。
第二十九条の四「第六十一条の三第一項第二号」を「第六十一条の四第一項第二号」に改め、同条第一号及び第二号中「第六十一条の三第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、第三章第五節中同条を第二十九条の五とする。

第二十九条の三「第六十一条の三第二項」を「第六十一条の三第二項」に改め、第六十一条の三「第六十一条の三第二項」に改め、同条を第二十九条の四とし、第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（高額医療合算介護サービス費）

第二十九条の三 法第六十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、第二十二條の三第一項各号に掲げる額とする。

2 高額医療合算介護サービス費の支給については、第二十二條の三（第一項及び第八項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第二号に掲げる」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる」とあるのは、「同項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第二十二條の三（第一項及び第八項を除く。）の規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。

第三十五条の四第二十五号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第三十五条の四第一号中「（大正十一年法律第七十号）を削り、同条第十七号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第三十七条第一項第一号中「（大正十五年勅令第二百四十三号）を削り、同項第二号中「（昭和二十

八年政令第二百四十号）を削り、同項第十六号中「（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び（昭和三十三年政令第二百七号）を削り、同項第十七号中「（昭和三十三年法律第二百九十二号）及び（昭和三十三年政令第二百六十二号）を削り、（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等被保険者拠出金等の算定等に関する政令）を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改め、同項第十八号中「（昭和三十三年法律第五十二号）及び（昭和三十三年政令第三百五十二号）を削り、同項第二十一号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）に改め、同項第二十七号中「（昭和二十七年政令第二百六十八号）を削る。第四十条第一項第九号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）を削る。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二第二項中「又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者」を削る。

第十一条の三の三を次のように改める。

第十一条の三の三 削除

第十一条の三の四第一項第一号中「この条並びに附則第三十四条の三第一項及び第二項においてを削り、「第三項まで」の下に、「第十一条の三の六の二」を加え、同項第二号中「この条」の下に「及び第十一条の三の六の二」を加える。

第十一条の三の五第一項第一号中「及び第二号ロ」を「並びに第二号イ及びロ」に改め、同項第三号中「所得割を除く。」の下に「第十一条の三の六の三第一項第三号において同じ。」を「を含む。」の下に「同号において同じ。」を加え、同条第二項第一号中「四万四千四百円」を「六万二千円」に改め、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同条第三項第一号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条第四項第二号中「四万四千四百円」を「六万二千円」に改め、同項第三号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改める。

第十一条の三の六第一項第一号中「四万四千四百円」を「六万二千円」に改め、同項第二号中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条第三号イ中「一万二千円」を「二万四千六百円」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)

第十一条の三の六の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算対象基礎額(次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算対象基礎額を控除した金額(当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額(以下この条において「支給基準額」という。)以下である場合は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合は、零とする。)をいう。)を控除した金額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算対象基礎額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算対象基礎額を控除した金額に介護合算按分率(同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

一 前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間(以下この条及び第十一条の三の六の四第一項において「計算期間」という。)において、組合の組合員(計算期間の末日(以下「基準日」という。)において当該組合の組合員である者に限る。以下この条において「基準日組合員」という。)又はその被扶養者がそれぞれ当該基準日組合員又はその被扶養者として受けた療養(法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養(以下この条において「継続給付に係る療養」という。)を含む。)に係る次に掲げる金額の合算額(第十一条の三の四第一項から第三項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十二条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するため給付が行われる場合にあっては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。)

イ 当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第十一条の三の四第一項第一号イからハまでに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万円以上のものに限る。)を合算した金額

ロ 当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額(七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第十一条の三の四第一項第一号イからハまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万円以上のものに限る。)を合算した金額

二 基準日組合員が計算期間における他の組合(前号に規定する組合以外の組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)の組合員であつた間に、当該基準日組合員が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日組合員の被扶養者(基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「基準日被扶養者」という。)が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

四 基準日被扶養者が計算期間における他の組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額

五 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間における被保険者等(地方の組合の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険の被保険者(日雇特別被保険者であつた者(健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者であつた者をいう。次条第五項において同じ。)を含む。)、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主等)又は国民健康保険組合の組合員(以下「国民健康保険の世帯主等」という。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)をいう。以下この号及び第五項において同じ。)であつた間に、当該被保険者等が受けた療養(前各号に規定する療養を除く。)又はその被扶養者等(地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)、私立学校教職員共済法、健康保険法若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等)と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者)をいう。以下この号及び第五項において同じ。)であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額の合算額

六 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等(介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第二十二條の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額(同項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とする。)

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二條の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額(同令第二十九條の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した金額とする。)

八 前項各号に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等(以下この項及び第六項において「七十歳以上介護合算対象サービス」という。)に係る金額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額(以下この項において「七十歳以上介護合算対象サービス」という。)に係る金額(以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)

九 七十歳以上介護合算対象基礎額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算対象基礎額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率(七十歳以上介護合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる金額に相当する金額として財務省令で定めるところにより算定した金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額に算入する。

ただし、七十歳以上介護合算対象サービスに係る前項第一号から第五号までに掲げる金額に相当する

の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する当該組合の組合員であつた者について基

準日において当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日組合員である者」と、前項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する場合を除く。」と、次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する当該組合の組合員であつた者について基準日において当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日組合員である者」と読み替へるものとする。	
4 第一項の規定は前条第四項において読み替へる準用する同条第二項の介護合算算定基準額について、第二項の規定は同条第四項において読み替へる準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第四項において準用する同条第三項」と、次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する当該組合の組合員であつた者であつて、基準日において他の組合の組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合の区分に応じ、基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者」と、当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と読み替へるものとする。	4 第一項の規定は前条第四項において読み替へる準用する同条第二項の介護合算算定基準額について、第二項の規定は同条第四項において読み替へる準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第四項において準用する同条第三項」と、次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する当該組合の組合員であつた者であつて、基準日において他の組合の組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合の区分に応じ、基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者」と、当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と読み替へるものとする。
5 前条第五項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、財務省令で定める。	5 前条第五項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、財務省令で定める。
基準日において地方の組合の組合員である者又はその被扶養者である者	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三十三号）第二十三条の三の八第一項及び第二十三条の三の八第二項
基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者又はその被扶養者である者	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六十八条において準用する第一項（同条において準用する場合を含む。）及び次条第一項
基準日において防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等である者	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第六十一項及び第七十七條の六の六第一項
基準日において健康保険の被保険者（健康保険法第三十三条第二項に規定する日雇特別被保険者（以下この項において「日雇特別被保険者」という。）並びに組合員、地方の組合の組合員及び私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十三條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の四第一項

基準日において日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であつた者を含む。）である者又はその被扶養者である者	健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の三第二項（同令第四十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の四第一項
基準日において船員保険の被保険者（組合員及び地方の組合の組合員を除く。）である者又はその被扶養者である者	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一條の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一條の四第一項
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該世帯主等同一の世帯に属する当該世帯以外の国民健康保険の被保険者である者	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の四の三第一項及び第二項
基準日において国民健康保険の世帯主等である者又は当該世帯主等同一の世帯に属する当該世帯以外の国民健康保険の被保険者である者	国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の四の三第一項及び第二項
6 前条第七項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六條の三第一項及び第十六條の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、財務省令で定める。	6 前条第七項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六條の三第一項及び第十六條の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、財務省令で定める。
（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）	（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）
第十一條の三の六の四 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該財務省令で定める場合にあつては、財務省令で定める日）を基準日とみなして、前二條の規定を適用する。	第十一條の三の六の四 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該財務省令で定める場合にあつては、財務省令で定める日）を基準日とみなして、前二條の規定を適用する。
2 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき我が国が自衛官（同法第二十二條の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の学生（同法第二十二條の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給を受けている者を含む。）である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第十一條の三の六の二、前条及び前項の規定の適用については、法の規定による給付とみなす。	2 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき我が国が自衛官（同法第二十二條の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の学生（同法第二十二條の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給を受けている者を含む。）である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、第十一條の三の六の二、前条及び前項の規定の適用については、法の規定による給付とみなす。
3 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關して必要な事項は、財務省令で定める。	3 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關して必要な事項は、財務省令で定める。
第十一條の三の九第二項第三号中「昭和十四年法律第七十三号」を削り、同項第五号中「昭和三十一年法律第五十二号」を削り、同項第六号中「昭和二十八年法律第二百四十五号」を削る。	第十一條の三の九第二項第三号中「昭和十四年法律第七十三号」を削り、同項第五号中「昭和三十一年法律第五十二号」を削り、同項第六号中「昭和二十八年法律第二百四十五号」を削る。
第十一條の七の二第七号中「昭和二十八年政令第二百四十号」を削り、同条第八号中「昭和二十八年政令第四百二十五号」を削り、同条第九号中「昭和三十三年法律第三百五十二号」を削る。	第十一條の七の二第七号中「昭和二十八年政令第二百四十号」を削り、同条第八号中「昭和二十八年政令第四百二十五号」を削り、同条第九号中「昭和三十三年法律第三百五十二号」を削る。
第十二條第一項中「老人保健法第五十三條第一項に規定する拠出金（以下この項において「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一條の二第一項に規定する拠出金（以下この項において「退職者給付拠出金」とを「高齢者の医療の確保に關する法律第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下この項において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第八十八條第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下この項において「後期高齢者支援金等」とを「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。	第十二條第一項中「老人保健法第五十三條第一項に規定する拠出金（以下この項において「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一條の二第一項に規定する拠出金（以下この項において「退職者給付拠出金」とを「高齢者の医療の確保に關する法律第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下この項において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第八十八條第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下この項において「後期高齢者支援金等」とを「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。
附則第三條から附則第六條までを次のように改める。	附則第三條から附則第六條までを次のように改める。
第三條及び第四條 削除	第三條及び第四條 削除

合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算分率（同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除した得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

一 前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間（以下この条及び第二十三条の三の八第一項において「計算期間」という。）において、組合の組合員（計算期間の末日（以下「基準日」という。）において当該組合の組合員である者に限る。以下この条において「基準日組合員」という。）又はその被扶養者がそれぞれ当該基準日組合員又はその被扶養者として受けた療養（法第六十一条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（第二十三条の三の三第一項から第三項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十四条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第二十三条の三の三第一項第一号から第八号に掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円以上のものに限る。）を合算した金額

ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第二十三条の三の三第一項第一号から第八号に掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円以上のものに限る。）を合算した金額

二 基準日組合員が計算期間における他の組合（前号に規定する組合以外の組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員であつた間に、当該基準日組合員が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日組合員の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「基準日被扶養者」という。）が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 基準日被扶養者が計算期間における他の組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額

五 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間における被保険者等（国の組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特別被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十三条の二第二項第五号に規定する日雇特別被保険者であつた者をいう。次条第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた間に、当該被保険者等が受けた療養（前号各号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第三十八号）、私立学校教職員共済法、健康保険法若しくは船員保険法

（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額の合算額

六 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第二十二條の二第二項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二條の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額（同令第二十九條の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

二 前項各号に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等（以下この項及び第六項において「七十歳以上合算対象サービス」という。）に係る金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算分率（七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号から第五号までに掲げる金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除した得た率をいう。）を乗じて得た金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額として総務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第六号及び第七号に掲げる金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

三 前二項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日被扶養者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「同号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額」と、「同号」とあるのは、「第一号」と読み替えるものとする。

四 第一項及び第二項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において他の組合の組合員又はその被扶養者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「同号に掲げる金額」とあるのは、「第四項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合の組合員であつた者が受けた療養（同号に規定する継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（同号に規定する継続給付に係る療養を含む。）に係る同号に規定する合算額」と、「組合」とあるのは、「他の組合」と、「において当該組合」とあるのは、「において当該組合の組合」とあるのは、「他の組合以外の組合」とあるのは、「における当該組合」とあるのは、「における当該組合」と、第二項中「七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる金額」とあるのは、「第四項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合の組合員であつた者が受けた療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）をいう。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）をいう。）に係る第四項において準用する前項第一号に規定する合算額」と読み替えるものとする。

5 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において被保険者等である者（基準日において国民健康保険の世帯主等であつて組合員又はその被扶養者等である者及び後期高齢者医療の被保険者である者を除く。以下この項において同じ。）又は被扶養者等である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該被保険者等である者を基準日組合員と、当該被扶養者等である者を基準日被扶養者とそれぞれみなして総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額から七十歳以上介護合算算定基準額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合に於ては、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

6 通算対象負担額のうち、七十歳以上介護合算一部負担金に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「七十歳以上通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率（前項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

7 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者を基準日組合員とみなして総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

8 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者を基準日組合員とみなして総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

（介護合算算定基準額）
第二十三条の三の七 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 六十七万円
二 基準日が属する月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、「一」で除して得た額以上の組合員 百二十六万円）

三 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までをいづれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年度。分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第三号において同じ。）である組合員（前号に掲げる者を除く。） 三十四万円

2 前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 六十二万円
二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者 六十七万円

三 市町村民税非課税者である組合員（前号又は次号に掲げる者を除く。） 三十一万円
四 健康保険法施行令第四十三条の三第二項第四号に掲げる者に相当する者（第二号に掲げる者を除く。） 十九万円

3 第一項の規定は前条第三項において読み替えて準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは、「前条第三項において準用する同条第一項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは、「同条第三項に規定する当該組合の組合員であつた者について基準日において当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日組合員である者」と、前項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは、「前条第三項において準用する同条第二項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは、「同条第三項に規定する当該組合の組合員であつた者について基準日において当該組合員であつた者を扶養する次の各号に掲げる基準日組合員である者」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は前条第四項において読み替えて準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、第二項の規定は同条第四項において読み替えて準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは、「前条第四項において準用する同条第三項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは、「同条第四項に規定する当該組合の組合員であつた者であつて、基準日において他の組合の組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者」と、「当該各号」とあるのは、「それぞれ当該各号」と、第二項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは、「前条第四項において準用する同条第二項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは、「同条第四項に規定する当該組合の組合員であつた者であつて、基準日において他の組合の組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者」と、「当該各号」とあるのは、「それぞれ当該各号」と読み替えるものとする。

5 前条第五項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

6 前条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

7 前条第七項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

8 前条第八項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

9 前条第九項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

10 前条第十項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

11 前条第十一項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

12 前条第十二項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

13 前条第十三項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

14 前条第十四項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

基準日において自衛官等である者	基準日において健康保険の被保険者(健康保険法第三十三条第二項に規定する日雇特例被保険者)に該当する者	基準日において日雇特例被保険者(日雇特例被保険者である者又はその被扶養者である者)に該当する者	基準日において船員保険の被保険者(船員保険法第三十一条の二に規定する船員等)に該当する者	基準日において国民健康保険の被保険者(国民健康保険法第二十九条の四の三第一項及び第二項に規定する国民健康保険の被保険者である者)
国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十一号)第三十三条の六の四第一項及び第二項	健康保険法施行令第四十三條の三第一項(同条第三項に及び第四十三條の四第一項に及び)	健康保険法施行令第四十三條の三第一項(同条第三項に及び第四十三條の四第一項に及び)	船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十一条の三第二項(同条第三項に及び第三十一条の四第一項に及び)	国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第二百六十二号)第二十九条の四の三第一項及び第二項
私立学校教職員共済法施行令(昭和三十八年政令第四百二十五号)第六條の六の三第三項(同条第六條の六の三第三項に及び)	健康保険法施行令第四十三條の三第一項(同条第三項に及び第四十三條の四第一項に及び)	健康保険法施行令第四十三條の三第一項(同条第三項に及び第四十三條の四第一項に及び)	船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十一条の三第二項(同条第三項に及び第三十一条の四第一項に及び)	国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第二百六十二号)第二十九条の四の三第一項及び第二項

6 前条第七項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三十八号)第六條の三第一項及び第十六條の四第一項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的説話は、総務省令で定める。

(その他高齢介護合算算定基準額の支給に関する事項)

第二十三條の三の八 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他総務省令で定める場合における高齢介護合算算定基準額の支給については、当該資格を喪失した日の前日(当該総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める日)を基準日とみなし、前二條の規定を適用する。

2 高齢介護合算算定基準額の支給に関する手続に關して必要な事項は、主務省令で定める。

第二十三條の六第二項第三号中「昭和十四年法律第七十三号」を削り、同項第六号中「昭和二十八年法律第二百四十五号」を削る。

第二十五條の三第七号中「昭和二十八年政令第二百四十号」を削り、同条第八号中「昭和二十八年政令第四百二十五号」及び「昭和三十三年政令第二百七十一号」を削る。

第二十八條第一項中「老人保健拠出金(老人保健法第五十三條第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ)」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という)に「退職者給付拠出金(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十一條の二第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ)」を「同法第九十八條第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という)に改め、同条第五項中「老人保健拠出金」を「前期高齢者納付金等」に、「退職者給付拠出金」を「後期高齢者支援金等」に改める。

附則第三十條の二第二項中「老人保健拠出金」を「前期高齢者納付金等」に、「退職者給付拠出金」を「後期高齢者支援金等」に改める。

附則第三十條の十の表法第九十六條第一項の項中「老人保健法の規定による医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付」に、「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改める。

附則第五十二條の五の次に次の二條を加える。

(退職者給付拠出金の経過措置)

第五十二條の六 国民健康保険法附則第十條第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十八條第一項中「の納付額」とあるのは「並びに退職者給付拠出金(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十條第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ)の納付額」と、同条第五項中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と、附則第三十條の二第二項中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(病床転換支援金等の経過措置)

第五十二條の七 平成二十五年三月三十一日までの間、第二十八條第一項中「及び同法」とあるのは「同法」と、後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等」という。及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。以下、同条第五項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十條の二第二項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正)

第十條 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六條の表以外の部分中「から第十一條の三の五まで」を「第十一條の三の四、第十一條の三の五」に改め、「第七條を除く。」の下に「第十一條の三の六の二(第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く)、第十一條の三の六の三(第四項を除く)、第十一條の三の六の四第一項及び第

「第三項」を加え、「及び第十一条の四」を、「第十一条の四」に、「及び第十一条の三の六第四項から第六項まで」を、「第十一条の三の六第四項から第六項まで、第十一条の三の六の二、第十一条の三の六の三第一項第三号、第二項第四号、第三項、第五項の表及び第六項、第十一条の三の六の第四第一項」に改め、同条の表第十一条の三の六第六項の項の次に次のように加える。

第十一条の三の六 の二第二項	基準日組合員	同号から第五号まで	基準日加入者
第十一条の三の六 の二第二項第一号	組合の組合員（ 当該組合の組合員	加入者（	加入者
第十一条の三の六 の二第二項第三号	（法 法第五十二条	（私立学校教職員共済法第二十 五条において準用する法 私立学校教職員共済法第二十 条第三項	加入者
第十一条の三の六 の二第二項第五号	当該組合の組合員	組合員	加入者
前名号	私立学校教職員共済法（昭和二十八年 法律第二百四十五号）の規定による私 立学校教職員共済制度の加入者	第一号及び第三号	法、 文部科学省令
私立学校教職員共済法、 財務省令	前項各号	前項各号（第二号及び第四号を 除く。）	文部科学省令
財務省令	基準日組合員	基準日加入者	前項第一号、第三号及び第五号
前項第一号から第五号まで	当該組合の組合員	加入者	加入者
第十一条の三の六 の二第三項	当該組合の組合員	加入者又は	基準日加入者
第十一条の三の六 の二第五項	組合員又は	加入者又は	文部科学省令
基準日組合員	財務省令	第一項各号（第二号及び第四号 を除く。）	加入者か
第一項各号	組合員が	第一項第一号、第三号及び第五 号	
第一項第一号から第五号まで			

[illegible]

第七條の表第十一條の七の二第八號の項中「昭和二十八年政令第四百二十五號」を削る。

(防衛省の職員に給する法律施行令の一部改正)

第十一條 防衛省の職員に給する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八號)の一部を次のように改正する。

第十七條の三第一項中「又は入院時食事療養費」の下に「入院時生活療養費」を加え、次の各号に「を次に」に改め、「療養の給付にあつては食事の提供である療養(第五号に掲げる療養と併せて行ふものに限る。以下「食事療養」という。)に係るもの、健康保険法(大正十一年法律第七十號)第六十三條第二項第三号に掲げる療養(以下「評議療養」という。)に係るもの及び同項第四号に掲げる療養(以下「選定療養」という。)に係るものを除き、入院時食事療養費の支給にあつては食事療養に係るものに限る。」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行ふもの(特定長期入院自衛官に係るものに限る。以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法(大正十一年法律第七十號)第六十三條第二項第三号に掲げる療養(以下「評議療養」という。)(及び同項第四号に掲げる療養(以下「選定療養」という。))

第十七條の四の二第二項中「療養に食事療養」の下に「又は生活療養」を、「第三号」の下に「又は第三号」を加え、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該生活療養について健康保険法第八十五條の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から生活療養標準負担額を控除した金額

第十七條の四の三第三項中「前条第三項」を「第十七條の四の三第三項」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第十七條の四の三第四項」に改め、同条を第十七條の四の五とし、第十七條の四の三の次に次の一條を加える。

(入院時生活療養費)

第十七條の四の四 特定長期入院自衛官が第十七條の四第一項各号に掲げる医療機関から第十七條の三第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

二 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五條の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から同項に規定する生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した金額とする。

三 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

第十七條の五第一項中「入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給」を「若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。))」に、「療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給」を「療養の給付等」に改め、同条第三項中「療養(食事療養)」の下に「及び生活療養」を加え、同条を第十七條の五とし、第十七條の五の次に次の一條を加える。

療養」を加え、「以下同じ」を削り、「当該食事療養」及び「現に食事療養」の下に「又は生活療養」を、「食事療養標準負担額」の下に「又は生活療養標準負担額」を加え、同条第四項中「食事療養」についての費用の額の算定」の下に「又は生活療養標準負担額の支給を受けるべき場合には第十七條の四の二第二項の生活療養についての費用の額の算定」を加える。

第十七條の六第一項中「以下第十七條の六の三」を「以下この項から第十七條の六の五に改め、同項第一号中「の被扶養者」の下に「(以下「自衛官被扶養者」という。))」を加え、「自衛官被扶養者」というを「同じ」に改め、「この条」の下に「及び第十七條の六の四第一項第一号」を、「食事療養」の下に「生活療養」を、「除く。以下この項」の下に「及び第十七條の六の四」を加え、同項中「第十七條の四の二第二項第一号」を「第十七條の四の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「この条」の下に「及び第十七條の六の四」を加え、同条第三項中「食事療養」の下に「生活療養」を加え、同条第四項中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加える。

第十七條の六の二第一項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同項第二号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「月額をいう」の下に「。第十七條の六の五第一項第二号において同じ」を加え、同項第三号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を、「所得割を除く」の下に「。第十七條の六の五第一項第三号において同じ」を、「特別区を含む」の下に「。同号において同じ」を加える。

第十七條の六の三第一項中「第十七條の四の三第三項」を「第十七條の四の五第三項」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同条の次に次の三條を加える。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)

第十七條の六の四 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を控除した金額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。))が介護合算算定基準額に支給基準額(健康保険法施行令第四十三條の二第二項に規定する支給基準額をいう。第三項において同じ)を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日自衛官等に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算分率(同号に掲げる金額から国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額に、当該基準日自衛官等に係る次に掲げる金額を合算した金額が介護合算一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる金額を合算した金額又は第四号及び第五号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

一 前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間(以下この条及び第十七條の六の六第一項において「計算期間」という。))において、自衛官等(計算期間の末日(以下「基準日」という。))において自衛官等である者に限る。以下この項及び第三項において「基準日自衛官等」という。又はその自衛官被扶養者がそれぞれ自衛官等又は自衛官被扶養者として受けた療養(第十七條の七の規定による給付に係る療養(以下この条において「継続給付に係る療養」という。))を含むに係る次に掲げる金額の合算額(第十七條の六の六第一項の規定又は国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第一項から第三項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、これらの支給額を控除した金額とし、第十七條の八の二に規定する給付若しくは支給又は国家公務員共済組合法第五十二條に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあっては、これらの給付に相当する金額を控除した金額とする。)

イ 当該療養(特定給付対象療養を除く)に係る第十七條の六の六第一項第一号イからハまでに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万円以上のものに限る。)を合算した金額

口 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第十七条の六第一項第一号イからハまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万円以上のものに限る。）を合算した金額

二 基準日自衛官等の自衛官被扶養者（基準日において自衛官被扶養者である者に限る。以下この項及び第三項において「基準日自衛官被扶養者」という。）が計算期間における自衛官等であつた間に自衛官等として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその自衛官被扶養者であつた者がその間に自衛官被扶養者として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

三 基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間における組合員等（国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険法の規定による被保険者（日雇特例被保険者であつた者をいう。）を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者の属する世帯の世帯主若しくは同法の規定による国民健康保険組合の組合員（以下この号及び第三項において「国民健康保険の世帯主等」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者をいう。以下この号及び第三項において同じ。）であつた間に組合員等として受けた療養（前二号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者（自衛官被扶養者を除く）、健康保険法の規定による被扶養者、船員保険法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険法の規定による被保険者をいう。以下この号及び第三項において同じ。）であつた者がその間に被扶養者等として受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として防衛大臣が定めるところに算定した金額の合算額

四 基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二号の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

五 基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二号の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額（同令第二十九号の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

六 前項の規定は、計算期間において自衛官等であつた基準日自衛官被扶養者に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号に掲げる金額」とあるのは「第二号に掲げる金額」と、第一号の三の六の二第二項とあるのは「第一号の三の六の二第三項において準用する同条第二項」と読み替へるものとする。

三 計算期間において自衛官等であつた者（基準日において組合員等である者（基準日において国民健康保険の世帯主等であつて自衛官等又は自衛官被扶養者である者を除く。以下この項において同じ。）又は被扶養者等である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該組合員等である者を基準日自衛官等と、当該被扶養者等である者を基準日自衛官被扶養者とそれぞれみなして防衛大臣が定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令第二十一号の三

の六の二第五項の規定による七十歳以上介護合算支給総額を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算分率（当該自衛官等であつた者が計算期間における自衛官被扶養者であつた間に自衛官等として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその自衛官被扶養者であつた者がその間に自衛官被扶養者として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から同条第六項の規定により支給された高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額に、当該自衛官等であつた者に係る通算対象負担額が介護合算一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。（介護合算算定基準額）

第十七条の六の五 前条第一項の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 六十七万円

二 基準日の属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上の自衛官 百二十六万円

三 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までをいづれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課税されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である自衛官等（前号に掲げる者を除く。） 三十四万円

二 前項の規定は、前条第二項において準用する同条第一項の介護合算算定基準額について準用する。この場合において、前項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「基準日において同条第二項に規定する基準日自衛官被扶養者を扶養する次の各号に掲げる者」と読み替へるものとする。

三 前条第三項の介護合算算定基準額については、第一項の規定の例に準じて防衛大臣が定める。（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の六 自衛官若しくは学生が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、計算期間の途中において死亡した場合その他防衛大臣の定める場合における高額介護合算療養費の支給については、死亡した日の前日（防衛大臣が定める場合にあつては、防衛大臣が定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

二 高額介護合算療養費の支給に關する手続に關して必要な事項は、防衛大臣が定める。第十七条の七第一項中「入院時食事療養費」の下に、「入院時生活療養費」を加え、同条第二項第一号中「給付若しくは入院時食事療養費」を「給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費」に、「次項前段」を「次項」に、「同項前段」を「同項」に改め、又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療若しくは入院時食事療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたときを、同項第二号中「昭和二十八年法律第二百四十五号」を「昭和二十七年法律第五十一号」及び「昭和十四年法律第七十三号」を削り、「被扶養者又は」を「被扶養者」に改め、「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、「被保険者」とを「被保険者又は高齢者の

医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者若しくは同条各号のいづれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの」とに改め、同条第三項後段を削る。

第二条 平成二十年度における健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。)附則第三十八条に規定する医費等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、同条の規定によりなおその効力を有するものとして、平成十八年健保法等改正法第七十七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。附則第十三条及び第二十六条を除き、以下「平成二十年四月改正前老健法」という。)第四章(第五十一条及び第五十二条を除く)、第五章及び第六章(第七十九条第一項及び第二項を除く。)の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

第六十二條第三項	第六十條第一項	改正法第七條の規定による改正前の第六十條第一項
第六十三條第一項	第二十九條第三項	改正法第七條の規定による改正前の第二十九條第三項
第六十四條第一項	第一條	改正法第七條の規定による改正前の第一條
第六十四條第二項	第四十八條第一項	改正法第七條の規定による改正前の第四十八條第一項
第六十四條第三項	第一條	改正法第七條の規定による改正前の第一條
第六十七條	第六十四條第一項第一号	改正法第七條の規定による改正前の第六十四條第一項第一号
第七十一條第一項	第六十四條第二項	改正法第七條の規定による改正前の第六十四條第二項
第七十一條第二項	第六十四條第一項第二号	改正法第七條の規定による改正前の第六十四條第一項第二号
第七十三條	同條第二項	改正法第七條の規定による改正前の第六十四條第二項
第七十四條第二項	第四十八條第一項	改正法第七條の規定による改正前の第四十八條第一項
第七十五條	第七十二條第一項	改正法第七條の規定による改正前の第七十二條第一項
第七十六條第一項	この章	改正法第七條の規定による改正前のこの章
第七十六條第二項	第六十五條	改正法第七條の規定による改正前の第六十五條
第七十六條第三項	第三十一條第二項	改正法第七條の規定による改正前の第三十一條第二項
第七十八條	同條第三項	改正法第七條の規定による改正前の第三十一條第三項
第七十九條第四項	この法律	改正法第七條の規定による改正前のこの法律
第八十條及び第八十一條第一項	第三十一條第二項	改正法第七條の規定による改正前の第三十一條第二項
第八十一條第二項	この法律	改正法第七條の規定による改正前のこの法律
第八十二條第一項	第六十條第一項	改正法第七條の規定による改正前の第六十條第一項
第八十二條第二項	第四十二條第一項	改正法第七條の規定による改正前の第四十二條第一項
第八十二條第三項	この法律	改正法第七條の規定による改正前のこの法律
第八十二條第四項	徴収金(第五十一條(第五十二條において準用する場合を含む)の規定による徴収金を除く)	徴収金
第八十二條第五項	改正法第七條の規定による改正前のこの法律	改正法第七條の規定による改正前のこの法律

第三條 平成二十一年度における前条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、平成二十一年四月改正前老健法の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、前条の規定（同条の表第五十五條第一項、第五十五條第二項、第五十五條第五項及び第五十六條第一項の項を除く。）を準用する。	
第五十四條第一項	概算医療費拠出金の額と前年度の概算医療費拠出金の額との差額を前年度の概算医療費拠出金の額から当該年度の概算医療費拠出金の額を控除して得た額とする。ただし、当該年度の概算医療費拠出金の額が前年度の概算医療費拠出金の額を超えたときは、当該年度の概算医療費拠出金の額を前年度の概算医療費拠出金の額とみなす。
第五十五條第一項	加入者等
第五十五條第二項	加入者（改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下同じ。）
第五十六條第一項	当該年度の
第五十六條第二項	当該年度の
第五十六條第三項	当該年度の
第五十六條第四項	当該年度の
第五十六條第五項	当該年度の
第五十六條第六項	当該年度の
第五十六條第七項	当該年度の
第五十六條第八項	当該年度の
第五十六條第九項	当該年度の
第五十六條第十項	当該年度の
第五十六條第十一項	当該年度の
第五十六條第十二項	当該年度の
第五十六條第十三項	当該年度の
第五十六條第十四項	当該年度の
第五十六條第十五項	当該年度の
第五十六條第十六項	当該年度の
第五十六條第十七項	当該年度の
第五十六條第十八項	当該年度の
第五十六條第十九項	当該年度の
第五十六條第二十項	当該年度の
第五十六條第二十一項	当該年度の
第五十六條第二十二項	当該年度の
第五十六條第二十三項	当該年度の
第五十六條第二十四項	当該年度の
第五十六條第二十五項	当該年度の
第五十六條第二十六項	当該年度の
第五十六條第二十七項	当該年度の
第五十六條第二十八項	当該年度の
第五十六條第二十九項	当該年度の
第五十六條第三十項	当該年度の
第五十六條第三十一項	当該年度の
第五十六條第三十二項	当該年度の
第五十六條第三十三項	当該年度の
第五十六條第三十四項	当該年度の
第五十六條第三十五項	当該年度の
第五十六條第三十六項	当該年度の
第五十六條第三十七項	当該年度の
第五十六條第三十八項	当該年度の
第五十六條第三十九項	当該年度の
第五十六條第四十項	当該年度の
第五十六條第四十一項	当該年度の
第五十六條第四十二項	当該年度の
第五十六條第四十三項	当該年度の
第五十六條第四十四項	当該年度の
第五十六條第四十五項	当該年度の
第五十六條第四十六項	当該年度の
第五十六條第四十七項	当該年度の
第五十六條第四十八項	当該年度の
第五十六條第四十九項	当該年度の
第五十六條第五十項	当該年度の
第五十六條第五十一項	当該年度の
第五十六條第五十二項	当該年度の
第五十六條第五十三項	当該年度の
第五十六條第五十四項	当該年度の
第五十六條第五十五項	当該年度の
第五十六條第五十六項	当該年度の
第五十六條第五十七項	当該年度の
第五十六條第五十八項	当該年度の
第五十六條第五十九項	当該年度の
第五十六條第六十項	当該年度の
第五十六條第六十一項	当該年度の
第五十六條第六十二項	当該年度の
第五十六條第六十三項	当該年度の
第五十六條第六十四項	当該年度の
第五十六條第六十五項	当該年度の
第五十六條第六十六項	当該年度の
第五十六條第六十七項	当該年度の
第五十六條第六十八項	当該年度の
第五十六條第六十九項	当該年度の
第五十六條第七十項	当該年度の
第五十六條第七十一項	当該年度の
第五十六條第七十二項	当該年度の
第五十六條第七十三項	当該年度の
第五十六條第七十四項	当該年度の
第五十六條第七十五項	当該年度の
第五十六條第七十六項	当該年度の
第五十六條第七十七項	当該年度の
第五十六條第七十八項	当該年度の
第五十六條第七十九項	当該年度の
第五十六條第八十項	当該年度の
第五十六條第八十一項	当該年度の
第五十六條第八十二項	当該年度の
第五十六條第八十三項	当該年度の
第五十六條第八十四項	当該年度の
第五十六條第八十五項	当該年度の
第五十六條第八十六項	当該年度の
第五十六條第八十七項	当該年度の
第五十六條第八十八項	当該年度の
第五十六條第八十九項	当該年度の
第五十六條第九十項	当該年度の
第五十六條第九十一項	当該年度の
第五十六條第九十二項	当該年度の
第五十六條第九十三項	当該年度の
第五十六條第九十四項	当該年度の
第五十六條第九十五項	当該年度の
第五十六條第九十六項	当該年度の
第五十六條第九十七項	当該年度の
第五十六條第九十八項	当該年度の
第五十六條第九十九項	当該年度の
第五十六條第一百項	当該年度の

(老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用)
第六條 平成二十年度から平成二十三年までの間において、健康保険法(大正十一年法律第七十号)附則第四條の四の規定により読み替えられた、同法附則第四條の三の規定により読み替えられた同法附則第五十一條、第五十五條、第六十條及び附則第二條の規定並びに同法附則第四條の四の規定により読み替えられた同法附則第五十三條、第五十四條、第五十七條及び第六十六條の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十一條	第七十三條	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号、第五十三條第二項及び第五十四條第二項において「平成二十年度改正前老人保健法」という。)の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)
第百五十二條第二項	第百五十二條第二項	同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。)
第百五十四條第二項	第百五十四條第二項	同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金
第百五十五條	第百五十五條	老人保健拠出金及び
第百六十條第二項	第百六十條第二項	病床転換支援金等、老人保健拠出金
第百六十條第六項	第百六十條第六項	若しくは
第百六十條第十項	第百六十條第十項	老人保健拠出金若しくは
第百七十三條第一項及び第百七十六條	第百七十三條第一項及び第百七十六條	、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金の額
附則第二條第一項	附則第二條第一項	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
第七條	第七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九條	第九條	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
第十條	第十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十一條	第十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十二條	第十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十三條	第十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十四條	第十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十五條	第十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十六條	第十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十七條	第十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十八條	第十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第十九條	第十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十條	第二十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十一條	第二十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十二條	第二十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十三條	第二十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十四條	第二十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十五條	第二十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十六條	第二十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十七條	第二十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十八條	第二十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第二十九條	第二十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十條	第三十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十一條	第三十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十二條	第三十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十三條	第三十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十四條	第三十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十五條	第三十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十六條	第三十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十七條	第三十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十八條	第三十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第三十九條	第三十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十條	第四十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十一條	第四十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十二條	第四十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十三條	第四十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十四條	第四十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十五條	第四十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十六條	第四十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十七條	第四十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十八條	第四十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第四十九條	第四十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十條	第五十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十一條	第五十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十二條	第五十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十三條	第五十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十四條	第五十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十五條	第五十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十六條	第五十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十七條	第五十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十八條	第五十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第五十九條	第五十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十條	第六十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十一條	第六十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十二條	第六十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十三條	第六十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十四條	第六十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十五條	第六十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十六條	第六十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十七條	第六十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十八條	第六十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十九條	第六十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十條	第七十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十一條	第七十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十二條	第七十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十三條	第七十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十四條	第七十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十五條	第七十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十六條	第七十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十七條	第七十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十八條	第七十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第七十九條	第七十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十條	第八十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十一條	第八十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十二條	第八十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十三條	第八十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十四條	第八十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十五條	第八十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十六條	第八十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十七條	第八十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十八條	第八十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第八十九條	第八十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十條	第九十條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十一條	第九十一條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十二條	第九十二條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十三條	第九十三條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十四條	第九十四條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十五條	第九十五條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十六條	第九十六條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十七條	第九十七條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十八條	第九十八條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第九十九條	第九十九條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金
第一百條	第一百條	、病床転換支援金等、老人保健拠出金

第七十三條第一項 及び病床転換支援金及び平成二十年度改正前老人保健法の規定により医療費拠出金(以下この項及び次項において「老人保健医療費拠出金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に

第七十三條第二項 及び病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用の

第七十六條第一項 及び病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)

第七十七條 及び病床転換支援金等及び老人保健拠出金

第七十八條 及び病床転換支援金等及び老人保健拠出金

第七十九條 及び病床転換支援金等及び老人保健拠出金

第八十條 及び病床転換支援金等及び老人保健拠出金

第八十一條 及び病床転換支援金等及び老人保健拠出金

第八十二條 及び病床転換支援金等及び老人保健拠出金

第七十五条	及び病床転換支援金等	病床転換支援金の額	及び病床転換支援金の納付
第七十六条第一	及び病床転換支援金等	病床転換支援金の額	及び病床転換支援金の納付
項附則第七條第一	病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額	病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付

換出金の額に相当する額をいふ。

2 平成二十一年度において、退職被保険者等所属市町村について前項に規定する国民健康保険法第
 七条第一項の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表附則第七
 条第一項の項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠
 出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠
 出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する
 整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する
 当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の」とあるのは「平成二十
 一年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び平成二
 十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三条の規定により
 読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び」
 と、「同項の」とあるのは「同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の」と読み替えるもの
 とする。

3 平成二十二年度において、退職被保険者等所屬市町村について第一項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項「負担調整前後概算医療費拠出金相当額及び平成二十四年度改正前老健法」とあるのは「負担調整前後概算医療費拠出金相当額及び平成二十四年度改正前老健法」と「附則第三条」と「附則第四条において準用する同令附則第三条」と読み替えるものとする。

4 平成二十三年度において、退職被保険者等所属市町村について第一項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表附則第貳条第一項の項中、「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額」の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五条

の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金」と、「同項の」とあるのは「同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の」と読み替えるものとする。

第十條 平成二十一年度において、國民健康保險法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法附則第二十一條第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、同法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法附則第二十一條第三項中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五條第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相當する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六條第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四條第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金を、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相當する額をいう。以下同じ。）と、同法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法附則第二十一條第四項中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

2 平成二十一年度において、前項に規定する國民健康保險法の規定を適用する場合においては、同

項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前定医療費拠出金相当額」と、平成二十年四月改正前老健法第五十四条第三項に規定する「当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の」とあるのは「平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前定医療費拠出金相当額をそれぞれ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び」と、同項の」とあるのは「同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の」と読み替えるものとする。

3 平成二十二年度において、第一項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合においては前項の規定を準用する。この場合において、同項中「負担調整前概算医療費提出金相当額及び平成二十年四月改正前老健法」とあるのは「負担調整前概算医療費提出金相当額の十二分の一に相当する額及び平成二十年四月改正前老健法」と「附則第三条」とあるのは「附則第四条において準用する同令附則第三条」と読み替えるものとする。

4 平成二十三年度において、第一項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合においては同項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該年度の平成二十二年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十二年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十二年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十二年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十二年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金」と、「同項の」とあるのは「同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の」と読み替えるものとする。

(老人保健拠出金に関する地方税法の規定の適用)

第十一條 平成二十年度分の国民健康保険税における地方税法第七百三十三條の四第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「並びに介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有することとされる同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という)並びに介護保険法」と並びに介護納付金」とあるのは、「老人保健拠出金並びに介護納付金」と、同条第三項中「並びに当該年度分の」とあるのは、「当該年度分の」と「の合算額」とあるのは「並びに平成二十年度分の老人保健拠出金から当該費用に係る国の負担金の見込額(附則第三十八條に規定する退職被保険者等所属市町村にあつては、当該費用に係る国の負担金の見込額及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法附則第九條第一項の規定により読み替えられた同法第七十條第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の合算額)を控除した額の合算額」とする。

2 前項の規定は、平成二十一年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、平成二十二年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第三項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、平成二十三年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(老人保健拠出金に関する船員保険法の規定の適用)

第十二條 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)附則第二十九項の規定により読み替えられた、同法附則第二十八項の規定により読み替えられた同法第五十八條及び第五十九條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十八條第四項	及	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第七條ノ規定ニ依リ改正前ノ老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)ノ規定ニ依リ拠出金(以下老人保健拠出金ト称ス)及
第五十九條第一項	及	老人保健拠出金及
第五十九條第七項	及退職者給付拠出金	老人保健拠出金及退職者給付拠出金
第五十九條第九項	若ハ	老人保健拠出金若ハ
第五十九條第十項	及退職者給付拠出金	老人保健拠出金ノ額及退職者給付拠出金

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法の規定の適用)

第十三條 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三條第四項及び同法第九十九條第一項の規定を適用する場合には、同法第三條第四項中「ほか」とあるのは「ほか、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有することとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(第九十九條第一項において「老人保健拠出金」という)並びに」と、同法第九十九條第一項中「費用」とあるのは「費用(老人保健拠出金並びに)」とする。

(老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用)

第十四條 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)第百三十三條第一項、第百四十四條の二第二項、附則第十四條の三第一項及び第七十八條第五項の規定を適用する場合には、同法第百三十三條第一項中「組合の給付に要する費用」とあるのは「組合の給付に要する費用(老人保健拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有することとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金をいう。以下同じ。)」と「短期給付に要する費用」とあるのは「短期給付に要する費用(老人保健拠出金)」と「短期給付並びに」とあるのは「短期給付並びに老人保健拠出金」と、同法第百四十四條の二第二項及び附則第十八條第五項中「負担金」とあるのは「負担金(老人保健拠出金)」と、同法附則第十四條の三第一項中「掛金」とあるのは「掛金(老人保健拠出金)」とする。

(老人保健拠出金に関する私立学校教職員共済法の規定の適用)

第十五條 平成二十年度から平成二十三年度までの間において平成二十年四月改正前老健法第五十三條第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五條の規定の適用については、同条の表第百二十六條の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有することとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(附則第十二條第六項において「老人保健拠出金」という)に係る掛金を含み」と、同表附則第十二條第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに老人保健拠出金に係る掛金を含み」とする。

(老人保健拠出金に関する日本私立学校振興・共済事業団法の規定の適用)

第十六條 平成二十年度から平成二十三年度までの間において平成二十年四月改正前老健法第五十三條第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十三條第二項及び第三十三條第一項第二号の規定の適用については、同法第二十三條第二項中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有することとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(第三十三條第一項第二号において「老人保健拠出金」という。)、介護保険法」と、同法第三十三條第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「老人保健拠出金並びに介護保険法」とする。

(老人保健拠出金等に関する特別会計に関する法律の規定の適用)

第十七條 平成二十年四月一日から九月三十日までの間において、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第百十一條及び第百十三條並びに附則第三十二條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

第百十一條第五項	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号、附則第三十二條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による提出金
第百十三條第四項	並びに同法第百五十四條の二	、同法第百五十四條の二
附則第三十二條第二項	費用で国庫が 後期高齢者支援金等 の一部	費用並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第六條の規定により読み替えられた同法第百五十三條第二項及び第百五十四條第二項に規定する老人保健医療費拠出金の納付に要する費用で国庫が 後期高齢者支援金等並びに平成二十年四月改正前老健法の規定による拠出金の一部
平成二十年四月一日から日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日の前日までのの において、特別会計に関する法律附則第百九十三條の規定を適用する場合においては、同条第二 口中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等並びに健康保険法等の一部を改正 する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものと された同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠 金」とする。 （老人保健拠出金等に関する廃止前の老人保健法施行令の規定の適用） 第十八條 附則第二條に規定する医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に する費用について、平成十八年健保法等改正法附則第三十八條の規定によりなおその効力を有す るものとされた高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第二條の規定による廃止前の老人保健 施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）の規定を適用する場合においては、これらの規定の ち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と る。	法 医療等を 法 法 法 法 次条に規定する費用 の種類ごとに、同条	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号、第一号において「改正法」という。）第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号、以下「平成二十年四月改正前老健法」という。） 医療等（改正法附則第三十二條の規定によりなお従前の例によることとされた同条に規定する医療等）をいう。以下同じ。を 平成二十年四月改正前老健法 平成二十年四月改正前老健法 平成二十年四月改正前老健法 次条第二項 平成二十年四月改正前老健法

[illegible]

第二十九条の七 第一項	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第十六号）以下「改正令」という。）附則第九條第一項の規定により読み替へられた、法附則第二十二條
第二十九条の七 第二項	法附則第二十二條	改正令附則第九條第一項の規定により読み替へられた、法附則第二十二條
第二十九条の七 第三項から第五項まで	法附則第二十二條	改正令附則第九條第一項の規定により読み替へられた、法附則第二十二條
2 平成二十一年度において、退職被保険者等所屬市町村について、前項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第二項において読み替へて準用する同條第一項」と読み替へるものとする。	調整対象基準額 及び病床転換支援金等	調整対象基準額及び負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の合算額
3 平成二十二年度において、退職被保険者等所屬市町村について、第一項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第三項において読み替へて準用する同條第二項において読み替へて準用する同條第一項」と読み替へるものとする。	法附則第二十二條	改正令附則第九條第一項の規定により読み替へられた、法附則第二十二條
4 平成二十三年度において、退職被保険者等所屬市町村について、第一項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第四項において読み替へて準用する同條第一項」と読み替へるものとする。	法附則第二十二條	改正令附則第九條第一項の規定により読み替へられた、法附則第二十二條
（老人保健拠出金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の適用） 第二十三條 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三條の規定により読み替へられた同令第一條及び第五條の規定並びに同令附則第二十三條の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	国民健康保険法	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第十六号）以下「改正令」という。）附則第七條の規定により読み替へられた、国民健康保険法
第一條第一項	国民健康保険法	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第十六号）以下「改正令」という。）附則第七條の規定により読み替へられた、国民健康保険法

[illegible]

による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この項において「老人保健拠出金」という。）並びに「と」における前期高齢者納付金等」とあるのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とする。

（老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用）

第二十七條 平成二十年四月から平成二十三年度までの間において、第九條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）第二十八條第一項及び第五項並びに附則第三十條の二第一項の規定を適用する場合には、新地共済令第二十八條第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保健拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金等。以下同じ。）」と、同条第五項及び新地共済令附則第三十條の二第一項中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八條 新健康保険法第三十四條第二項の規定は、療養を受ける日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 新健康保険法第三十四條第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合にあつては、同項中「及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」及びその被扶養者であつた者（法第三十七條ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替へて、同項の規定を適用する。

第二十九條 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十條 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十一條 健康保険法施行令第四十二條第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る同令第四十一條第二項の高額療養費算定基準額は、新健康保険法第四十二條第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額（療養の給付又は療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、第一條の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧健康保険令」という。）第四十二條第二項第一号に定める額）とする。

一 療養の給付又はその被扶養者（新健康保険法第三十四條第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合における附則第二十八條第二項の規定により読み替へて適用する新健康保険法第三十四條第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第二十八條第二項の規定により読み替へて適用する新健康保険法第三十四條第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 新健康保険法第三十四條第二項に規定する被扶養者がいない被保険者であつて、被扶養者であつた者（健康保険法第三十七條ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この号及び附則第三十三條第五項第二号において同じ。）がいるもの

ロ 療養の給付を受ける日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの場合において、その被扶養者であつた者について、新健康保険法第三十四條第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

2 特定収入被保険者に係る健康保険法施行令第四十一條第三項の高額療養費算定基準額は、新健康保険法第四十二條第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額（療養の給付又は療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧健康保険法第四十二條第三項第一号に定める額）とする。

3 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、平成十八年健康保険法等改正法第三條の規定による改正後の健康保険法（次条第一項及び第五項において「新健康保険法」という。）の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかつたときの新健康保険法第四十三條第一項の規定により特定収入被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 新健康保険法第四十三條第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額（当該療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧健康保険法第四十三條第一項第二号イに定める額）

二 新健康保険法第四十三條第一項第三号に掲げる療養 同号イに定める額（当該療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧健康保険法第四十三條第一項第三号イに定める額）

4 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費（第一項第一号に該当する者に係るものに限る。）に係る高額療養費の支給については、健康保険法施行令第四十三條第三項中「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号イに定める額（当該療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）第一條の規定による改正前の同項各号イに定める額）」と読み替へて、同項の規定を適用する。

第三十二條 新健康保険法第七十四條第一項第二号の規定が適用される被保険者又は新健康保険法百十條第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から平成二十一年三月までの間に、特定給付対象療養（新健康保険法第四十一條第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。これらに該当する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年度特例措置対象被保険者」という。）に係る健康保険法施行令第四十一條第一項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を控へ」とあるのは「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十二條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一條第二項の高額療養費算定基準額については、新健康保険法第四十二條第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一條第三項の高額療養費算定基準額については、新健康保険法第四十二條第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新健康保険法第四十三條第一項の規定により平成二十年度特例措置対象被保険者等について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、健康保険法施行令第四十三條第三項中「当該各号」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）第一條による改正前の当該各号」と読み替へて、同項の規定を適用する。

5 健康保険法施行令第四十三條第四項及び第五項の規定は、平成二十年度特例措置対象被保険者等が外来療養（同令第四十一條第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、新健康保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（新健康保険法第十五條第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときと同令第四十一條第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三條第四項中「当該療養に要した費用のうち同令第四項から第六項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する

額を」とあるのは「同条第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた第四十一條第三項の高額療養費算定基準額（当該外來療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と、同条第五項中「第四十一條第四項から第六項まで」とあるのは「第四十一條第三項」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定は、新健保令第三十七條に規定する日雇特別被保険者であつて、当該日雇特別被保険者を被保険者とみなして第一項の規定を適用した場合に平成二十年度特別措置対象被保険者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

第三十三條 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新健保令第四十三條の二第一項第一号（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、新健保令第四十三條の二から第四十四條（第一項を除く）までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新健保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三條の三第一項（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）	六十七万円	八十九万円
第四十三條の三第二項（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）	百一十六万円	百六十八万円
第四十三條の三第二項（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）	三十四万円	四十五万円
第四十三條の三第二項（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）	六十二万円	七十五万円
第四十三條の三第二項（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）	六十七万円	八十九万円
第四十三條の三第二項（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）	三十一万円	四十一万円
第四十三條の三第二項（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）	十九万円	二十五万円
第四十三條の三第一項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）の表	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この条において「改正令」という読み替えられた第四十三條の三第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この条において「改正令」という読み替えられた第四十三條の三第一項
第四十三條の三第二項	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた第四十三條の三第二項	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた第四十三條の三第二項
船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国家公務員共済組合法施行令（）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令（）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令（）
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項（同条第三項）

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項及び	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項及び
地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新健保令第四十三條の二第一項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新健保令第四十四條（第二項を除く）までの規定を適用する。

一 新健保令第四十三條の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新健保令第四十三條の二を読み替えて適用する場合の同条第五項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から新健保令第四十三條の二第五項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

二 新健保令第四十三條の二第五項及び第六項（これらの規定を新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新健保令第四十三條の二を読み替えて適用する場合の同条第五項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から新健保令第四十三條の二第五項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

三 新健保令第四十三條の二第七項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新健保令第四十三條の二を読み替えて適用する場合の同条第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新健保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三條の二第二項第一号（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）の表	第六十二万円	五十六万円
第四十三條の二第三項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。	附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた第四十三條の二第二項
第四十三條の二第五項（新健保令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）の表	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。	附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた第四十三條の二第二項
第四十三條の二第六項	改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第三十一條の三の六の三第二項（同条第三項）
第四十三條の二第七項	改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第三十一條の三の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第三十一條の三の六の三第二項及び
第四十三條の二第八項	改正令附則第五十八條第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
第四十三條の二第九項	改正令附則第五十八條第三項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令	改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令
第四十三條の二第十項	改正令附則第三十九條第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令

四 健康保険法施行令附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する新健保令第四十一條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合の高額介護合算療養費の支給については、新健保令第四十三條の二第一項第一号中「第四十一條第一項から第三項までの規定」とあるのは、「第四十一條第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた第四十一條第一項の規定若しくは同条第三項の規定又は附則第二條第二項の規定）」と読み替えて、同号の規定を適用する。

五 新健保令第四十三條の二第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新健保令第四十三條の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十

歳以上介護合算算定基準額は、新健保令第四十三條の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に定める額とする。

一 附則第三十一條第一号イに掲げる者
二 基準日（新健保令第四十三條の二第二項第一号に規定する基準日）をいい、新健保令第四十三條の四第一項の規定により基準日とみなされる日を指す。以下この条において同じ。）が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にあつて、当該基準日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であつた者について、新健保令第三十四條第二項に規定する被扶養者となして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
三 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にあつて、新健保令第四十三條の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新健保令第四十三條の二第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。

第十一條の四第一項	第十一條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。）附則第四十五條第五項
第十一條の三の六の四第一項	第十一條の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二條第五項
第二十三條の三の八第一項	第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第五項
第二十九條の四の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九條第五項	第二十九條の四の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九條第五項

第十六條の三第一項及び第二項	第十六條の三第三項の表
五十六万円	健康保険法施行令第四十三條の三第一項
六十七万円	健康保険法施行令第四十三條の三第一項
三十一万円	健康保険法施行令第四十三條の三第一項
十九万円	健康保険法施行令第四十三條の三第一項
七十五万円	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。）附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第一項
八十九万円	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。）附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第一項
四十一万円	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。）附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第一項
二十五万円	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。）附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第一項

七 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にあつて、新健保令第四十三條の二第七項の介護合算算定基準額については、新健保令第四十三條の二第六項中「第十六條の四第一項」とあるのは、「第十六條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十四條第六項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三十四條 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間にあつて、療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による高額介護合算療養費の支給については、第二條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第十六條の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）次項、第四項及び第五項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六條の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2

平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までを受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六条の四までの規定を適用する。

一 新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六条の二を読み替えて適用する場合の同条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合

健康保険法施行令第四十三条の三第二項	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第二項
同令第四十三条の三第一項	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第一項
同令第四十三条の三第二項	改正令附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第二項
船員保険法施行令	改正令附則第四十五条第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国家公務員共済組合法施行令（）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令（）
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項（同条第三項）
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項及び	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項及び
地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令

3

算額から同条第一項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合に、零とする。）
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
二 新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第四項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六条の二を読み替えて適用する場合の同条第四項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合に、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令第四十三条の三第二項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。附則第三十三条第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第二項
同令第四十三条の三第二項	改正令附則第三十三条第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第二項
船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項（同条第三項）
地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令

- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第五十一条の規定により高額療養費の支給を受ける場合の高額介護合算療養費の支給については、新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項第一号中「第十四条第一項、第二項又は第五項」とあるのは、「第十四条第一項、第二項又は第五項附則第五十五条第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、第十四条第二項又は附則第五十五条第一項」と読み替えて、同号の規定を適用する。
- 5 高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第六条第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合の高額介護合算療養費の支給については、新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項第一号中「第十四条第一項、第二項又は第五項」とあるのは、「第十四条第一項、第二項又は第五項(附則第六条第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、第十四条第二項又は附則第六条第一項)」と読み替えて、同号の規定を適用する。
- 6 新高齢者医療確保法施行令第十六条の三第一項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項の介護合算療養費の額は、新高齢者医療確保法施行令第十六条の三第一項の規定にかかわらず、同条第一項第一号に定める額とする。
- 一 その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて、七十歳以上七十五歳未満の高齢者の医療の確保に関する法律第七十三条第三項に規定する加入者(以下この項において「七十歳以上七十五歳未満の加入者」という。)がいるもの
- 二 基準日(新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日をいい、新高齢者医療確保法施行令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において同じ。)が平成二十年八月から平成二十二年七月までの間にある場合であつて当該基準日において療養の給付を受けることとしたときに、七十歳以上七十五歳未満の加入者について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七十三条第三項に規定する他の世帯員である被保険者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
- 7 基準日が平成二十年八月から平成二十二年七月までの間にある場合における新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第六項の七十歳以上介護合算療養費の額については、新高齢者医療確保法施行令第十六条の三第三項の表下欄中の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。
- | 第四十三條の四第一項 | 第四十三條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)以下この項において「改正令」という。附則第三十三條第五項 |
|------------------------|--|
| 第十一條の四第一項 | 第十一條の四第一項並びに改正令附則第四十五條第五項 |
| 第十一條の三の六の四第一項 | 第十一條の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二條第五項 |
| 第二十三條の三の八第一項 | 第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第五項 |
| 第二十九條の四の四第一項及び第二十九條第五項 | 第二十九條の四の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九條第五項 |
- (国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十五條 第四條の規定による改正後の国民健康保険法施行令(以下「新国保令」という。)第二十七條の二の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日以前の場合については、なお従前の例による。
- 2 療養の給付を受ける日が平成二十年四月から七月までの場合にあつては、国民健康保険法施行令第二十九條の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者(次条第三項第二号、附則第三十七條第一項及び第二十九條第五項第二号において「特定同一世帯所属者」という。)を、国民健康保険法第四十二條第一項第四号に規定する被保険者とみなす。

- 3 前項の場合にあつては、新国保令第二十七條の二第三項中「被保険者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは、「被保険者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限り、第二十九條の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 第三十六條 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。
- 2 療養を受ける日が平成二十年四月から七月までの場合における新国保令第二十九條の二第二項及び第三項の高額療養費算定基準額については、次の表の上欄に掲げる新国保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同条から新国保令第二十九條の四までの規定を適用する。
- | 第二十九條の三第一項第二号 | この号 | この号、第三項第三号 |
|---------------|---|---|
| 第二十九條の三第三項第三号 | 「市町村民税世帯非課税の場合」という | 同じ |
| 第二十九條の三第三項第三号 | 市町村民税世帯非課税の | 第一項第三号イ及びロに掲げる区分に従い、それぞれイ及びロに定める者(それぞれ当該項第九号イに規定する特定同一世帯所属者を合む。次号において同じ。)のすべてについて平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課税されない場合又は市町村民税が免除されるところにより市町村民税が免除される |
| 第二十九條の三第三項第四号 | 療養のあつた月の属する年度(当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度) | 平成十九年度 |
- 3 国民健康保険法第四十二條第一項第四号の規定が適用される者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(次項及び第五項において「特定所得被保険者」という。)に係る新国保令第二十九條の二第二項の高額療養費算定基準額は、前項の規定により読み替えて適用する新国保令第二十九條の三第三項の規定にかかわらず、第四條の規定による改正前の国民健康保険法施行令(以下この条及び次条において「旧国保令」という。)第二十九條の三第三項第一号に定める額とする。
- 一 療養の給付を受ける日が平成二十年四月から七月までの場合における国民健康保険法第四十二條第一項第四号の所得の額が二百三十万円未満である者
- 二 療養の給付を受ける日が平成二十年四月から七月までの場合における前条第三項の規定により読み替えて適用する新国保令第二十七條の二第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者(その者の属する世帯に他の被保険者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)及び特定同一世帯所属者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者)
- 4 特定所得被保険者に係る新国保令第二十九條の二第三項の高額療養費算定基準額は、第二項の規定により読み替えて適用する新国保令第二十九條の三第四項の規定にかかわらず、旧国保令第二十九條の三第四項第一号に定める額とする。
- 5 特定所得被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は保険外併用療養費負担額(新国保令第二十九條の四第一項に規定する保険外併用療養費負担額をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)の支払が行われなかったときの旧国保令第二十九條の四第一項の規定により特定所得被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関に支払う額の限度については、同項の規定にかかわらず、当該一部負担金の額又は保険外併用療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

- 一 新国保令第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 旧国保令第二十九条の四第一項第二号に定める額
- 二 新国保令第二十九条の四第一項第三号に掲げる療養 旧国保令第二十九条の四第一項第三号に定める額
- 三十七 国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る新国保令第二十九条の二第二項の高額療養費算定基準額は、新国保令第二十九条の三第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額（療養の給付を受ける月が平成二十年八月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧国保令第二十九条の三第三項第一号に定める額）とする。
 - 一 その者の属する世帯に他の被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がない者であつて、特定同一世帯所属者がいるもの
 - 二 療養の給付を受ける月が平成二十年八月から平成二十二年七月までの場合において、特定同一世帯所属者について、新国保令第二十七条の二第三項に規定する被保険者とみなして同項を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
- 2 特定収入被保険者に係る新国保令第二十九条の二第三項の高額療養費算定基準額は、新国保令第二十九条の三第四項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額（療養の給付を受ける月が平成二十年八月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧国保令第二十九条の三第四項第一号に定める額）とする。
- 3 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は保険外併用療養費負担額の支払が行われなかったときの新国保令第二十九条の四第一項の規定により特定収入被保険者について被保険者が同項に規定する保険医療機関に支払う額の限度については、同項の規定にかかわらず、当該一部負担金又は保険外併用療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。
 - 一 新国保令第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額（当該療養を受ける月が平成二十年八月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧国保令第二十九条の四第一項第二号イに定める額）
 - 二 新国保令第二十九条の四第一項第三号に掲げる療養 同号イに定める額（当該療養を受ける月が平成二十年八月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧国保令第二十九条の四第一項第三号イに定める額）
 - 三十八 平成十八年健康保険法等改正法第十三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「新国保法」という。）第四十二条第一項第三号の規定が適用される被保険者のうち、平成二十年四月から平成二十一年三月までの間に、特定給付対象療養（新国保令第二十九条の二第一項労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年度特例措置対象被保険者」という。）に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を控除」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十八条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。
 - 2 平成二十年度特例措置対象被保険者に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第二項の高額療養費算定基準額については、新国保令第二十九条の三第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 平成二十年度特例措置対象被保険者に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第三項の高額療養費算定基準額については、新国保令第二十九条の三第四項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新国保令第二十九条の四第一項の規定により平成二十年度特例措置対象被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関に支払う額の限度については、同項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 国民健康保険法施行令第二十九条の四第三項及び第四項の規定は、平成二十年度特例措置対象被保険者が外来療養（同令第二十九条の二第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、新国保法の規定により支払うべき一部負担金等の額（新国保法第五十七条の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかったときの同令第二十九条の二第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第二十九条の四第三項中「当該療養に要した費用のうち第二十九条の二第四項又は第五項の規定による高額療養費として世帯主又は組合員に支給すべき額に相当する額」とあるのは「第二十九条の二第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十八条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた第二十九条の二第三項の高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と、同条第四項中「第二十九条の二第四項又は第五項」とあるのは「第二十九条の二第三項」と読み替えるものとする。

第三十九条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国保令第二十九条の四の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、平成二十一年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新国保令第二十九条の四の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新国保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の四の第三項	
六十七万円	八十九万円
百二十六万円	百六十八万円
三十四万円	四十五万円
六十二万円	七十五万円
六十七万円	八十九万円
三十一万円	四十一万円
十九万円	二十五万円

第二十九条の四の第三項	
健康保険法施行令第四十三条の三第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十三条第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第一項
健康保険法施行令第四十三条の三第二項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十三条第二項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第二項
健康保険法施行令第四十三条の三第三項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十三条第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第三項

2

同令第四十三條の三第 二項	改正令附則第三十三條第一項の規定に より読み替えられた健康保険法施行令 第四十三條の三第二項	船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定に より読み替えられた船員保険法施行令	国家公務員共済組合法 施行令(一)	改正令附則第五十二條第一項の規定に より読み替えられた国家公務員共済組 合法施行令第三十一條の三の六の三第 二項(同令第三項)	国家公務員共済組合法 施行令第十條の三の 六の三第二項(同令第 三項)	改正令附則第五十二條第一項の規定に より読み替えられた国家公務員共済組 合法施行令第三十一條の三の六の三第 二項(同令第三項)	防衛省の職員の給与等 に関する法律施行令第 十七條の六の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定によ り読み替えられた防衛省の職員の給与 等に関する法律施行令第十七條の六の 五第一項	国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の 六の三第二項及び 六の三第二項及び 六の三第二項	改正令附則第五十二條第一項の規定に より読み替えられた国家公務員共済組 合法施行令第三十一條の三の六の三第 二項及び 六の三第二項	地方公務員等共済組 合法施行令	改正令附則第五十八條第一項の規定に より読み替えられた地方公務員等共済 組合法施行令	私立学校教職員共済法 施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二 の規定によりその例によることとされ る改正令附則第五十二條第一項の規定 により読み替えられた、私立学校教職 員共済法施行令	改正令附則第三十四條第一項の規定に より読み替えられた高年齢者の医療の確 保に関する法律施行令	高年齢者の医療の確保に 関する法律施行令	平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までを受けた療養に係る次の各号に掲げる高 額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を 超えるときは、前項の規定にかかわらず、新国保令第二十九條の四の二第一項第一号中「前年八月 一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」 と読み替えて、同条から新国保令第二十九條の四の四までの規定を適用する。
------------------	--	----------	--	----------------------	--	--	--	--	---	--	---	--------------------	--	-------------------	---	---	-------------------------	--

額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を
超えるときは、前項の規定にかかわらず、新国保令第二十九條の四の二第一項第一号中「前年八月
一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」
と読み替えて、同条から新国保令第二十九條の四の四までの規定を適用する。

一 新国保令第二十九條の四の二第一項及び第二項（これらの規定を同令第三項及び第四項におい
て準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新国保令第二十九條の四の二を適用する場合の同令第三項及び第四項におい
て準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

二 新国保令第二十九條の四の二第五項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新国保令第二十九條の四の二を適用する場合の同令第三項及び第四項におい
て準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算療養費を控除した額（当該

3

額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算
定につき同項ただし書に該当する場合に、等とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合
算支給総額を合算した額
イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
三 新国保令第二十九條の四の二第七項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新国保令第二十九條の四の二を適用する場合の同令第七項に
規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算療養費を控除した額（当該
額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算
定につき同項ただし書に該当する場合に、等とする。）
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新国保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九條の四の三第三項第 一號	六十二万円	五十六万円
健康保険法施行令第四 十三條の三第二項	健康保険法施行令等の一部を改正する 政令（平成二十年政令第十六号。以 下この項において「改正令」という。） 附則第三十三條第三項の規定により読 み替えられた健康保険法施行令第四十 三條の三第二項	健康保険法施行令等の一部を改正する 政令（平成二十年政令第十六号。以 下この項において「改正令」という。） 附則第三十三條第三項の規定により読 み替えられた健康保険法施行令第四十 三條の三第二項
同令第四十三條の三第 二項	改正令附則第三十三條第三項の規定に より読み替えられた健康保険法施行令 第四十三條の三第二項	改正令附則第三十三條第三項の規定に より読み替えられた健康保険法施行令 第四十三條の三第二項
船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第三項の規定に より読み替えられた船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第三項の規定に より読み替えられた船員保険法施行令
国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の 六の三第二項（同令第 三項）	改正令附則第五十二條第三項の規定に より読み替えられた国家公務員共済組 合法施行令第三十一條の三の六の三第 二項（同令第三項）	改正令附則第五十二條第三項の規定に より読み替えられた国家公務員共済組 合法施行令第三十一條の三の六の三第 二項（同令第三項）
国家公務員共済組合法 施行令第十一條の三の 六の三第二項及び 六の三第二項及び 六の三第二項	改正令附則第五十二條第三項の規定に より読み替えられた国家公務員共済組 合法施行令第三十一條の三の六の三第 二項及び 六の三第二項	改正令附則第五十二條第三項の規定に より読み替えられた国家公務員共済組 合法施行令第三十一條の三の六の三第 二項及び 六の三第二項
地方公務員等共済組 合法施行令	改正令附則第五十八條第三項の規定に より読み替えられた地方公務員等共済 組合法施行令	改正令附則第五十八條第三項の規定に より読み替えられた地方公務員等共済 組合法施行令
私立学校教職員共済法 施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二 の規定によりその例によることとされ る改正令附則第五十二條第三項の規定 により読み替えられた、私立学校教職 員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二 の規定によりその例によることとされ る改正令附則第五十二條第三項の規定 により読み替えられた、私立学校教職 員共済法施行令

4

新国保令附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する新国保令第二十九條の二第一項の規
定により高額療養費の支給を受ける場合の高額介護合算療養費の支給については、新国保令第二十
九條の四の二第一項第一号中「第二十九條の二第一項から第三項までの規定」とあるのは、「第二十
九條の二第一項から第三項までの規定（同令第一項の規定を附則第二條第一項の規定により読み替
えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた第二十九條の二第一項の規定若し
くは同令第三項の規定又は附則第二條第二項の規定）」と読み替えて、同号の規定を適用する。

5 新国保令第二十九條の四の第三項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新国保令第二十九條の四の第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新国保令第二十九條の四の第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 附則第三十七條第一項第一号に掲げる者

二 基準日（新国保令第二十九條の四の第二項第一号に規定する基準日をいい、新国保令第二十九條の四の第四項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において同じ。）が平成二十年八月から平成二十二年七月までの間にある場合であつて当該基準日において療養の給付を受けることとしたときに、特定同一世帯所属者について、新国保令第二十七條の第三項に規定する被保険者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

6 基準日が平成二十年八月から平成二十二年七月までの間にある場合における新国保令第二十九條の四の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新国保令第二十九條の四の第三項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。

第四十三條の四第一項	
第四十三條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号、以下この項において「改正令」という。）附則第三十三條第五項	
第十一條の四第一項並びに改正令附則第四十五條第五項	
第十一條の三の六の四第一項	第十一條の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二條第五項
第二十三條の三の八第一項	第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第五項

7 基準日が平成二十年八月から平成二十二年七月までの間にある場合における新国保令第二十九條の四の第二項の介護合算算定基準額については、新国保令第二十九條の四の第三項第五項（「第十六條の四第一項」とあるのは、「第十六條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第六項」と読み替えて、同項の規定を適用する。）（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十條 第六條の規定による改正後の船員保険法施行令（以下「新船保令」という。）第四條第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 新船保令第四條第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合にあつては、同項中「及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」とあるのは、「並びにその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）及びその被扶養者であつた者（法第一條第三項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この項において同じ。）」と「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第四十一條 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第四十二條 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四十三條 船員保険法施行令第十條第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る同令第九條第二項の高額療養費算定基準額は、新船保令第十條第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額（療養の給付又は療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、第六條の規定による改正前の船員保険法施行令（以下この条において「旧船保令」という。）第十條第二項第一号に定める額）とする。

一 療養の給付又はその被扶養者（新船保令第四條第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの間にある附則第四十條第二項の規定により読み替えて適用する新船保令第四條第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第四十條第二項の規定により読み替えて適用する新船保令第四條第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 新船保令第四條第二項に規定する被扶養者がいない被保険者であつて、被扶養者であつた者（船員保険法第一條第三項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この号及び附則第四十五條第五項第二号において同じ。）がいるもの

ロ 療養の給付を受ける日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合において、その被扶養者であつた者について、新船保令第四條第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

2 特定収入被保険者に係る船員保険法施行令第九條第三項の高額療養費算定基準額は、新船保令第十條第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額（療養の給付又は療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧船保令第十條第三項第一号に定める額）とする。

3 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、平成十八年健康保険法等改正法第十九條の規定による改正後の船員保険法（次条第一項及び第五項において「新船保法」という。）の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかつたときの新船保令第十一條第一項の規定により特定収入被保険者について社会保険庁長官が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 新船保令第十一條第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額（当該療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧船保令第十一條第一項第二号イに定める額）

二 新船保令第十一條第一項第三号に掲げる療養 同号イに定める額（当該療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧船保令第十一條第一項第三号イに定める額）

4 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費（第一項第一号に該当する者に係るものに限る。）に係る高額療養費の支給については、船員保険法施行令第十一條第三項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号イに定める額（当該療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）第六條の規定による改正前の同項各号イに定める額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第四十四條 新船保法第二十八條ノ三第一項第二号の規定が適用される被保険者又は新船保法第三十一條ノ二第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から平成二十一年三月までの間に、特定給付対象療養（新船保令第九條第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年度特例措置対象被保険者等」という。）に係る船員保険法施行令第九條第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第四十四條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る船員保険法施行令第九條第二項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十條第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る船員保険法施行令第九條第三項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十條第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新船保令第十一條第一項の規定により平成二十年度特例措置対象被保険者等について社会保険庁長官が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、船員保険法施行令第十一條第三項中「当該各号」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十八号)」第六條による改正前の当該各号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 船員保険法施行令第十一條第四項及び第五項の規定は、平成二十年度特例措置対象被保険者等が外来療養(同令第九條第三項に規定する外来療養をいう)を受けた場合において、新船保法の規定により支払うべき一部負担金等の額(新船保法第三十一條ノ六第一項に規定する一部負担金等の額をいう)についての支払が行われなかったときの同令第九條第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第十一條第四項中「当該療養に要した費用のうち同令第四項から第六項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を」とあるのは、「同令第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十八号)附則第四十四條第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた第九條第三項の高額療養費算定基準額(当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額)を控除した額の限度において」と、同令第五項中「第九條第四項から第六項まで」とあるのは、「第九條第三項」と読み替えるものとする。

第四十五條 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新船保令第十一條第二項第一号(同令第三項において準用する場合を含む)次項及び第四項において同じ。中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同令から新船保令第十一條の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新船保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條の三第一項(同令第三項において準用する場合を含む)	第十一條の三第二項(同令第三項において準用する場合を含む)	第十一條の三第四項の表
		健康保険法施行令第四十三條の三第一項
六十七万円	八十九万円	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十八号)以下この条において「改正令」という。附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第一項
百二十六万円	百六十八万円	
三十四万円	四十五万円	
六十二万円	七十五万円	
六十七万円	八十九万円	
三十一万円	四十一万円	
十九万円	二十五万円	

健康保険法施行令第四十三條の三第二項

同令第四十三條の三第一項

同令第四十三條の三第二項

国家公務員共済組合法施行令(同令第三項)

国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同令第三項)

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項

国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項及び

地方公務員等共済組合法施行令

私立学校教職員共済法施行令

国民健康保険法施行令

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

第十一條の三第五項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項

平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新船保令第十一條の二第一項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同令から新船保令第十一條の四までの規定を適用する。

一 新船保令第十一条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新船保令第十一条の二を讀み替えて適用する場合の同条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同条第一項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と讀み替えて適用する場合のイに掲げる額

二 新船保令第十一条の二第四項及び第五項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新船保令第十一条の二を讀み替えて適用する場合の同条第四項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と讀み替えて適用する場合のイに掲げる額

三 新船保令第十一条の二第六項の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により新船保令第十一条の二を讀み替えて適用する場合の同条第六項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と讀み替えて適用する場合のイに掲げる額
前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新船保令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新船保令第十一条の二第二項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）	六十二万円	五十六万円
健康保険法施行令第四十三條の三第二項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この項において「改正令」という。附則第三十三條第三項の規定により讀み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この項において「改正令」という。附則第三十三條第三項の規定により讀み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項
同令第四十三條の三第二項	改正令附則第三十三條第三項の規定により讀み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項	改正令附則第三十三條第三項の規定により讀み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項
国家公務員共済組合法施行令（同条第三項）	改正令附則第五十二條第三項の規定により讀み替えられた国家公務員共済組合法施行令第三十三條の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第三項の規定により讀み替えられた国家公務員共済組合法施行令第三十三條の六の三第二項（同条第三項）
国家公務員共済組合法施行令（同条第三項）及び	改正令附則第五十二條第三項の規定により讀み替えられた国家公務員共済組合法施行令第三十三條の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第三項の規定により讀み替えられた国家公務員共済組合法施行令第三十三條の六の三第二項（同条第三項）

地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第三項の規定により讀み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第三項の規定により讀み替えられた私立学校教職員共済法施行令
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第三項の規定により讀み替えられた国民健康保険法施行令

4 船員保険法施行令附則第三條第一項の規定により讀み替えて適用する新船保令第九條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合の高額介護合算療養費の支給については、新船保令第十一条の二第一項第一号中「第九條第一項から第三項までの規定」とあるのは、「第九條第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第三條第一項の規定により讀み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により讀み替えられた第九條第一項の規定若しくは同条第三項の規定又は附則第三條第二項の規定）」と讀み替えて、同号の規定を適用する。

5 新船保令第十一条の二第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新船保令第十一条の二第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新船保令第十一号（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に定める額とする。

一 附則第四十三條第二号に掲げる者
二 基準日（新船保令第十一号の二第一項第一号に規定する基準日をいい、新船保令第十一号の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。）以下この条において同じ。が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合であつて当該基準日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であつた者について、新船保令第四條第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
三 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合における新船保令第十一号の二第五項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新船保令第十一号の三第四項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に讀み替えて、同項の規定を適用する。

第四十三條の四第一項	第四十三條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この項において「改正令」という。附則第三十三條第五項
第十一条の三の六の四第一項	第十一条の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二條第五項
第二十三條の三の八第一項	第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第五項
第二十九條の四の四第一項及び第二	第二十九條の四の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九條第五項

7 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合における新船保令第十一号の二第六項の介護合算算定基準額については、新船保令第十一号の三第五項中「第十六條の四第一項」とあるのは、「第十六條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第六項」と讀み替えて、同項の規定を適用する。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第四十六條 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等(介護保険法施行令第二十二條の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。)又は介護予防サービス等(同條第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三號)の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第七條の規定による改正後の介護保険法施行令(以下この条において「新介護保険法施行令」という。)第二十二條の三第二項第一号(同條第五項又は新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、新介護保険法施行令第二十二條の三又は第二十九條の三の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二條の三第二項第七号イ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	健康保険法施行令	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六號)以下この条において「改正令」という。附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ロ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	健康保険法施行令第四十四條第二項	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ハ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ニ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
第二十二條の三第二項第七号ホ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	国家公務員共済組合法施行令	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令
第二十二條の三第二項第七号ヘ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第一号	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第一号
第二十二條の三第二項第七号ト(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
第二十二條の三第二項第七号チ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例にすることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令

第二十二條の三第二項第七号リ(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令
第二十二條の三第六項(新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	六十萬圓	八十九萬圓
	百二十六萬圓	百六十八萬圓
	三十四萬圓	四十五萬圓
	五十六萬圓	七十五萬圓
	三十一萬圓	四十一萬圓
	十九萬圓	二十五萬圓
第二十二條の三第七項(新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)	六十二萬圓	七十五萬圓
	六十七萬圓	八十九萬圓
	三十一萬圓	四十一萬圓
	十九萬圓	二十五萬圓

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三號)の規定による高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条又は新介護保険法施行令第二十九條の三の規定を適用する。この場合において、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項(新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)中「六十二萬圓」とあるのは、「五十六萬圓」とする。

一 この項後段の規定により新介護保険法施行令第二十二條の三の規定を読み替えて適用することとした場合の同條第二項(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する医療合算利用者負担世帯合算額から新介護保険法施行令第二十二條の三第二項の医療合算算定基準額を控除した額(当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合に、零とする。)及び同項に規定する七十歳以上医療合算支給総額を合算した額

二 前号中「この項後段」とあるのを「前項後段」と読み替えて同号を適用した場合の同号に掲げる額

3 新介護保険法施行令第二十二條の三第六項第三号ロ(新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる者のうち附則第三十四條第六項各号のいずれにも該当するものに係る新介護保険法施行令第二十二條の三第二項(同條第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)の医療合算算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二條の三第六項(新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新介護保険法施行令第二十二條の三第六項第三号イ(新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。)に定める額とする。

- 4 新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第一号（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる者のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る新介護保険法施行令第二十二條の三第三項（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療療養算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項（新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第一号）（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に定める額とする。
- 一 附則第三十三條第五項各号のいずれにも該当するもの
- 二 附則第四十五條第五項各号のいずれにも該当するもの
- 三 附則第五十二條第五項各号のいずれにも該当するもの
- 四 附則第五十八條第五項各号のいずれにも該当するもの
- 五 私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる附則第五十二條第五項各号のいずれにも該当するもの
- 5 新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第二号（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる者のうち附則第三十九條第五項各号のいずれにも該当するものに係る新介護保険法施行令第二十二條の三第三項（同条第五項及び新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療療養算定基準額は、新介護保険法施行令第二十二條の三第七項（新介護保険法施行令第二十二條の三第七項第一号）（新介護保険法施行令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に定める額とする。
- （国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 第四十七條 新国共済令第十一條の三の二第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。
- 2 新国共済令第十一條の三の二第二項に規定する組合員及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者が療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあつては、同項中「及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」とあるのは「並びにその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）及びその被扶養者であつた者（法第二十二條第二項に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。）」と「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替へて、同項の規定を適用する。
- 第四十八條 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。
- 第四十九條 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。
- 第五十條 国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の五第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入組合員」という。）に係る同令第十一條の三の四第二項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第十一條の三の五第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、第八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（次項において「旧国共済令」という。）第十一條の三の五第二項第一号に定める金額）とする。
- 一 療養の給付又はその被扶養者（新国共済令第十一條の三の二第二項に規定する被扶養者をいう。）以下この号において同じ。）の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合における附則第四十七條第二項の規定により読み替へて適用する新国共済令第十一條の三の二第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第四十七條第二項の規定により読み替へて適用する新国共済令第十一條の三の二第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

- 二 次のイ及びロのいずれにも該当する者
- イ 新国共済令第十一條の三の二第二項に規定する被扶養者がいない者である組合員であつて、被扶養者であつた者（国家公務員共済組合法第二十二條第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。）以下この号及び附則第五十二條第五項第二号において同じ。）がいるもの
- ロ 療養の給付を受ける月が平成二十年九月から平成二十二年八月までの場合において、その被扶養者であつた者について、新国共済令第十一條の三の二第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者
- 2 特定収入組合員に係る国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第三項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第十一條の三の五第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧国共済令第十一條の三の五第三項第一号に定める金額）とする。
- 3 特定収入組合員又はその被扶養者に係る新国共済令第十一條の三の六第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に定める金額」とあるのは、「第二号イ又は第三号イに定める金額（当該療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）第八條の規定による改正前の同令第二号イ又は第三号イに定める金額）とする。
- 第五十一條 平成十八年健康保険法等改正法附則第五十七條の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この項及び第五項において「新国共済法」という。）第五十五條第二項第二号の規定が適用される組合員又は新国共済法第五十七條第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から平成二十一年三月までの間に、特定給付対象療養（新国共済令第十一條の三の四第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年度特別措置対象組合員等」という。）に係る国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十二條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替へて、同項の規定を適用する。
- 2 平成二十年度特別措置対象組合員等に係る国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第二項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一條の三の五第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成二十年度特別措置対象組合員等に係る国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第三項の高額療養費算定基準額については、新国共済令第十一條の三の五第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六第二項の規定により平成二十年度特別措置対象組合員等について組合員が国家公務員共済組合法第五十五條第一項第三号に掲げる医療機関に支払う額の限度については、新国共済令第十一條の三の六第一項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六第四項の規定により読み替へて準用する国家公務員共済組合法第五十六條の二第三項及び第四項の規定並びに同令第十一條の三の六第五項の規定により読み替へて準用する同法第五十七條第四項から第六項までの規定は、平成二十年度特別措置対象組合員等が外來療養（同令第十一條の三の四第三項に規定する外來療養をいう。）を受けた場合において、新国共済法の規定により支払うべき一部負担金等の額（新国共済法第六十條の二第二項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたとき、同令第十一條の三の四第三項の規定により読み替へて準用する国家公務員共済組合法第五十六條の二第三項及び同令第十一條の三の六第五項の規定により読み替へて準用する第五十七條第五項の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第五十一條第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の四第三項の高額療養費算定基準額（当該外來療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と読み替へるものとす。

第五十二条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第三十一条の三の六の二第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）次項及び第四項において同じ。）中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十一年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新国共済令第三十一条の三の六の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條の三の六の三第一項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	第六十七万円	八十九万円
第十一條の三の六の三第二項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	百二十六万円	百六十八万円
第十一條の三の六の三第三項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	三十四万円	四十五万円
第十一條の三の六の三第四項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	六十二万円	七十五万円
第十一條の三の六の三第五項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	六十七万円	八十九万円
第十一條の三の六の三第六項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	三十一万円	四十一万円
第十一條の三の六の三第七項 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	十九万円	二十五万円
地方公務員等共済組合 法施行令（）	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この条において「改正令」という。附則第五十八条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令（）	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この条において「改正令」という。附則第五十八条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令（）
地方公務員等共済組合 法施行令第二十三條の 三の七第二項	改正令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項	改正令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第二項
私立学校教職員共済法 施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令
防衛省の職員の給与等 に関する法律施行令第一 十七條の六の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項
第二項及び	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた第二項及び	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた第二項及び
健康保険法施行令	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令

第十一條の三の六の三第六項

高齢者の医療の確保に
関する法律施行令

改正令附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる金額が、それぞれ当該各号ロに掲げる金額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新国共済令第三十一条の三の六の二第一項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十一年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新国共済令第三十一条の三の六の四までの規定を適用する。

一 新国共済令第三十一条の三の六の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新国共済令第三十一条の三の六の二を適用する場合の同条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額（以下この項において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同条第一項ただし書に該当する場合には、零とする。及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額
二 新国共済令第三十一条の三の六の二第五項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新国共済令第三十一条の三の六の二を適用する場合の同条第五項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額（以下この項において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同条第五項ただし書に該当する場合には、零とする。及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額
三 新国共済令第三十一条の三の六の二第七項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新国共済令第三十一条の三の六の二を適用する場合の同条第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額（以下この項において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同条第七項ただし書に該当する場合には、零とする。及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額
四 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條の三の六の三第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	六十二万円	五十六万円
第十一條の三の六の三第五項の 表下欄	地方公務員等共済組合 法施行令	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）以下この条において「改正令」という。附則第五十八條第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
私立学校教職員共済法 施行令	私立学校教職員共済法 施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令

第二項及び 健康保険法施行令 船員保険法施行令 国民健康保険法施行令	改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた第二項及び
	改正令附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
	改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
	改正令附則第三十九條第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
	改正令附則第三十九條第五項
第二項及び次条第一項 第四十三條の四第一項 第四十四條第四項 第十一條の四第一項	第二項及び次条第一項並びに改正令附則第五十二條第五項
	第二項及び次条第一項並びに改正令附則第五十二條第五項
	第四十三條の四第一項並びに改正令附則第三十三條第五項
	第四十四條第四項並びに改正令附則第三十三條第五項
第十一條の四第一項 及び第二項	第十一條の四第一項並びに改正令附則第四十五條第五項
	及び第二項並びに改正令附則第三十九條第五項

7 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合における新国共済令第十一條の三の六の二第七項の介護合算算定基準額については、新国共済令第十一條の三の六の三第六項中「第十六條の四第一項」とあるのは、「第十六條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六號）附則第三十四條第六項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五十三條 新国共済令第二十三條の三第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 新国共済令第二十三條の三第二項に規定する組合員及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者が療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合にあつては、同項中「及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る）」とあるのは「並びにその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）及びその被扶養者であつた者（法第二條第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。）」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五十四條 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第五十五條 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第五十六條 地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の四第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入組合員」という。）に係る同令第二十三條の三の三第二項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第二十三條の三の四第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、第九條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（次項において「旧国共済令」という。）第二十三條の三の四第二項第一号に定める金額）とする。

一 療養の給付又はその被扶養者（新国共済令第二十三條の三第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合における附則第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する新国共済令第二十三條の三第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する新国共済令第二十三條の三第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 新国共済令第二十三條の三第二項に規定する被扶養者がいない組合員であつて、被扶養者であつた者（地方公務員等共済組合法第二條第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この号及び附則第五十八條第五項第一号において同じ。）がいないもの

ロ 療養の給付を受ける日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの場合において、その被扶養者であつた者について、新国共済令第二十三條の三第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

2 特定収入組合員に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の三第三項の高額療養費算定基準額は、新国共済令第二十三條の三の四第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額（療養の給付又は療養を受ける日が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、旧国共済令第二十三條の三の四第三項第一号に定める金額）とする。

3 特定収入組合員又はその被扶養者に係る新地共済令第二十三条の三の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に定める金額」とあるのは、「第二号イ又は第三号イに定める金額(当該療養を受ける月が平成二十年四月から平成二十一年三月までの場合にあつては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)第九条の規定による改正前の同項第二号イ又は第三号イに定める金額)」とする。

第五十七条 平成十八年健康保険法等改正法附則第六十六条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この項及び第五項において「新地共済法」という。)第五十七条第二項第二号の規定が適用される組合員又は新地共済法第五十九条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から平成二十一年三月までの間に、特定給付対象療養(新地共済令第二十三条の三の五第一項第二号に規定する特定給付対象療養をい、附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養に限る。)を受けたもの(以下この条において「平成二十年度特例措置対象組合員等」という。)に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 平成二十年度特例措置対象組合員等に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第二項の高額療養費算定基準額については、新地共済令第二十三条の三の四第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十年度特例措置対象組合員等に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第三項の高額療養費算定基準額については、新地共済令第二十三条の三の四第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第二項の規定により平成二十年度特例措置対象組合員等について組合が地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第三号に掲げる医療機関に支払う額の限度については、新地共済令第二十三条の三の五第一項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第四項の規定により読み替えて準用する地方公務員等共済組合法第五十八条の二第三項及び第四項の規定並びに同令第二十三条の三の五第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十九条第四項から第六項までの規定は、平成二十年度特例措置対象組合員等が外来療養(同令第二十三条の三の五第三項に規定する外来療養をいう。)を受けた場合において、新地共済法の規定により支払うべき一部負担金等の額(新地共済法第六十二条の二第一項に規定する一部負担金等の額をいう。)についての支払が行われなかったときの同令第二十三条の三の五第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第二十三条の三の五第四項の規定により読み替えて準用する同法第五十九条第五項の二第三項及び同令第二十三条の三の五第五項の規定により読み替えて準用する同法第五十九条第五項中「組合員に支給すべき金額に相当する金額を」とあるのは、「当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第五十七條第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の五第三項の高額療養費算定基準額(当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額)を控除した額の限度において」と読み替えるものとする。

第五十八条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新地共済令第二十三条の三の六第一項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新地共済令第二十三条の三の八までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条の三の七第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)		第二十三条の三の七第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)	
六十七万円	八十九万円	六十七万円	八十九万円
百二十六万円	百六十八万円	六十七万円	八十九万円
三十四万円	四十五万円	六十七万円	八十九万円
六十二万円	七十五万円	六十七万円	八十九万円
三十一万円	四十一万円	六十七万円	八十九万円
十九万円	二十五万円	六十七万円	八十九万円
国家公務員共済組合法施行令()	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。)附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令()	国家公務員共済組合法施行令()	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。)附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令()
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項	国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項
私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされた改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされた改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項	国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項
健康保険法施行令	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令	健康保険法施行令	改正令附則第三十三條第一項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	船員保険法施行令	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令	高齢者の医療の確保に関する法律施行令	改正令附則第三十四條第一項の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する法律施行令

2 平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までを受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる金額が、それぞれ当該各号ロに掲げる金額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新地共済令第二十三条の三の六第一項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新地共済令第二十三条の三の八までの規定を適用する。

一 新地共済令第二十三条の三の六第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新地共済令第二十三条の三の六を讀み替えて適用する場合の同条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同条第一項の介護合算一部負担金等世帯合算額を控除した金額（当該金額が同項に規定する支給基準額（以下この項において「支給基準額」という。）以下である場合は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同条第一項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額

二 新地共済令第二十三条の三の六第五項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新地共済令第二十三条の三の六を讀み替えて適用する場合の同条第五項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算一部負担金等世帯合算額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額

三 新地共済令第二十三条の三の六第七項の規定による高額介護合算療養費の支給
イ この項の規定により新地共済令第二十三条の三の六を讀み替えて適用する場合の同条第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算一部負担金等世帯合算額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した金額
ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる金額

三 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3

第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）

第二十三号の三の七第二項の表下欄

六十二万円	五十六万円
国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の六の三第二項（同条第三項）	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の六の三第二項（同条第三項）
私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令
準用する国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の六の三第二項	準用する改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の六の三第二項

国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の六の三第二項及び	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一号の三の六の三第二項及び
健康保険法施行令	改正令附則第三十三条第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令
船員保険法施行令	改正令附則第四十五条第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九条第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令

4 地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の五第一項の規定により読み替えて適用する新地共済令第二十三条の三の三第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合の高額介護合算療養費の支給については、新地共済令第二十三条の三の六第一項第一号中「第二十三条の三の三第一項から第三項までの規定」とあるのは、「第二十三条の三の三第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第五十二条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、同項の規定により読み替えられた第二十三条の三の三第一項の規定若しくは同条第三項の規定又は附則第五十二条の五第二項の規定）」と読み替えて、同号の規定を適用する。

5 新地共済令第二十三条の三の七第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額は、新地共済令第二十三条の三の七第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に定める金額とする。
一 附則第五十六条第一項第二号イに掲げる者
二 基準日（新地共済令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する基準日をいい、新地共済令第二十三条の三の八第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において同じ。）が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合であつて当該基準日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であつた者について、新地共済令第二十三条の三第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の収入の額が五百二十万円未満である者

6 基準日が平成二十年九月から平成二十二年八月までの間にある場合における新地共済令第二十三条の三の六第六項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額については、新地共済令第二十三条の三の七第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。

同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一号の三の六の三の六の四第一項	同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一号の三の六の三の六の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下この項において「改正令」という。附則第五十二条第五項
第十一号の三の六の三第三項において準用する場合を含む。）及び第十一号の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二条第五項	第十一号の三の六の三第三項において準用する場合を含む。）及び第十一号の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二条第五項
第十一号の三の六の三第二項及び第十一号の三の六の四第一項	第十一号の三の六の三第二項及び第十一号の三の六の四第一項並びに改正令附則第五十二条第五項

第三十条中「(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八條の二第一項に規定する退職被保険者又は同条第二項に規定するその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。にあつては、国民健康保険の被保険者の資格を取得し、又は喪失した年月日並びに退職被保険者等である旨及び退職被保険者等となり、又は退職被保険者等でなくなった年月日)を削る。」

第三十條の二「第七條第十号の二」を「第七條第十号の三」に改め、同条を第三十條の三とし、第三十條の次に次の一条を加える。

(後期高齢者医療の被保険者の資格に関する住民票の記載事項)

第三十條の二 法第七條第十号の二に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日とする。

第三十條第二項第三号中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第九十二号)を加え、「取得若しくは」を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十條第二項第三号の三を「取得又は」に改め、「又は退職被保険者等」となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実」を削り、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

(住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第六十六條 施行日から平成二十年七月三十一日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令(次項及び次条において「新住民令」という。第二十四條の四の規定の適用については、同条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(第三十條の二に掲げる事項を除く。とする。とする。

2 前項の場合において、転出地市町村長(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十四條の二第三項に規定する転出地市町村長をいう。は、同条第三項の規定による通知があつたときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付する方法により、新住民令第二十四條の四第三号の二に掲げる事項を転入地市町村長(住民基本台帳法第二十四條の二第三項に規定する転入地市町村長をいう。に通知しなければならない。

第六十七條 当分の間、新住民令第三十條、第三十條、第三十條、第三十條の四及び第三十條の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十條	年月日	年月日(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第六條第一項に規定する退職被保険者又は同条第二項に規定するその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。にあつては、国民健康保険の被保険者の資格を取得し、又は喪失した年月日並びに退職被保険者等となり、又は退職被保険者等でなくなった年月日)を削る。」
第三十條第二項第三号	又又は喪失に関する事実	若しくは喪失に関する事実又は退職被保険者等となり、若しくは退職被保険者等でなくなった事実
第三十條第二項第三号の二	その旨	その旨及びその者が退職被保険者等である場合には、その旨
第三十條第二項第三号の三	取得した旨	取得した旨及びその者が退職被保険者等である場合には、その旨

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)
第六十八條 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項ただし書中「第五号」を「第六号」に改め、「若しくは老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)を削り、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

(行政手続法施行令の一部改正)
第六十九條 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第十二号を次のように改める。
十二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一條第一項(同項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に係る部分に限る。)、第七十四條第四項、第七十五條第四項、第七十六條第三項及び第七十九條第一項(指定訪問看護の取扱いに係る部分に限る。の命令等

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)
第七十條 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一号中「高額介護サービス費」の下に、「高額医療合算介護サービス費を加え、同項第三号中「高額介護サービス費」の下に、「高額医療合算介護サービス費」を加える。

(老人保健法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第七十四条 老人保健法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第二号、第七条第一項第二号及び第九条第一項第二号中「平成二十年八月」を「平成二十年三月」に改める。

附則第十一条第一項第三号及び第四号中「平成二十年七月」を「平成二十年三月」に改める。

附則第十三条第一項第二号中「平成二十年八月」を「平成二十年三月」に改める。
(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第七十五条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第六十四条第二項」を「第二百三十九条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「老後」を「高齢期」に改める。
(自動車損害賠償保障法施行令等の一部改正)

第七十六条 次に掲げる政令の規定中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

一 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第二十一条第十九号

二 公営健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)第七条第一項第二十二号

三 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(昭和五十五年政令第二百八十七号)第八条第六号

四 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令(平成九年政令第三百十一号)第四十七号

五 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)第二百七十一号

六 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)第二条第六号

内閣総理大臣 福田 康夫
総務大臣 増田 寛也
財務大臣 額賀福志郎
文部科学大臣 渡海紀三朗
厚生労働大臣 舩添 要一
防衛大臣 石破 茂

○厚生労働省令第七十七号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、「第百九条」を「第百九条の十一」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十三条の次に次の一条を加える。

（任意継続被保険者の障害認定の申出）

第四十三条の二 任意継続被保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第五十条第二号の規定による認定を受けたときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。

第五十二条第二項第六号を削る。

第六十二条の三中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者

第七十二条中「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」を「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第八十三條第一項第二号及び第三号中「若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養を受けていた同法第二十五条第三項の規定による保険医療機関等若しくは同法第四十六條の五の二第一項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所」を削る。		
第八十四條第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。		
第八十五條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。		
第九十一条及び第九十二条を次のように改める。		
第九十一条及び第九十二条 削除		
第九十六條第一項第四号中「から第四号まで及び第七号」を「第三号及び第六号」に改める。		
第三章第四節の節名を次のように改める。		
第四節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給		
第九十九條第五項第五号を削る。		
第一百一條中「要しなくなる者」の下に「又は第六十二條の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養費標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者」を加える。		
第一百二條中「第六十二條の三第一号」を「第六十二條の三第二号」に改める。		
第一百三三條中「第六十二條の三第二号」を「第六十二條の三第三号」に改める。		
第一百三三條の二第三項第六号を削る。		
第三章第四節中第九十九條の次に次の十号を加える。		
(令第四十三條の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)		
第九十九條の二 令第四十三條の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第九十九條の十において同じ。又は基準日被保険者(同項第三号に規定する基準日被保険者をいう。第九十九條の十において同じ。が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等(同項第五号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)がその被扶養者等であった期間に受けた療養に係る同表の第一欄に掲げる額とする。		
一	日雇特例被保険者(令第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第九十九條の四において同じ。)であった期間	令第四十四條第三項において準用する令第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額
二	船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)に基づく共済組合の組合員を除く。第九十九條の四において同じ。)であった期間	船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十四号)第十一條の二第一項第一号に規定する合算額
三	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員に給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七條の三第一項に規定する自衛官等(以下この条及び第九十九條の四において「自衛官等」という)を除く)であった期間	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額

四	自衛官等であった期間	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和三十三年法律第二百八十八号)第三十三條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
五	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であった期間	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)第三十三條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
六	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第二百七十七号)第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
七	令第四十三条の二第一項第五号に規定する国民健康保険の世帯主等(以下この条において「国民健康保険の世帯主等」という)であった期間(同項第一号に規定する基準日(以下「基準日」という)において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)第二十九條の四の四第一項に規定する場合には、当該期間に於ける国民健康保険の被保険者である場合を除く)にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。)	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項第一号に規定する合算額
八	高齢者医療確保法の規定による被保険者であった期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六條の二第一項第一号に規定する合算額

(令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第九十九条の三 令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令第四十三条の二第二項第一号から第四号までに掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額

イ 令第四十一條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費控除率(同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額(同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額)を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額

ロ 令第四十一條第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ハ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第五十三條に規定するその他の給付として令第四十三条の二第二項第一号イ及びロに掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額 同号に規定する療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。)に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

	六の項	私立学校教職員共済法施行令第六十二条において準用する国家公務員共済組合法施行令（以下この号に依りて「準用国共済法」という。）第十一条の三及び同法の第二十一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた額の規定に係るもの）の高額療養費が支給される場合を指す。但し、当該支給額は、前項の規定により高額療養費を支給した額を超えない範囲内とする。	七の項	国民健康保険法施行令二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るもの）の高額療養費が支給される場合であつては、当該支給額は、前項の規定により高額療養費を支給した額を超えない範囲内とする。	八の項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るもの）の高額療養費が支給される場合であつては、当該支給額は、前項の規定により高額療養費を支給した額を超えない範囲内とする。	三 令第四十三條の二第一項第六号に掲げる額に相当する額 七十歳に達する日の属する月の以後に受けた同号に規定する居室サービス等に係る同号に掲げる額	四 令第四十三條の二第二項第七号に掲げる額に相当する額 七十歳に達する日の属する月の以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる額	百九条の四 令第四十三條の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる各号に掲げる額に相當する額は、被保險者であつた者が基準日において該當する次の表の第一に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第一欄に掲げる額とする。	一 日雇特例被保險者又はその被扶養者	第二欄	令第四十四條第二項において準用する令第四十三條の二第一項各号（令第四十四條第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	二 船員保險の被保險者又はその被扶養者	船員保險法施行令第十一条の二第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	三 國家公務員共済組合法の規定に基づき共済組合の組合員（自衛官等を除く）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）	國家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	四 自衛官等	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項各号に掲げる額
--	-----	---	-----	--	-----	--	---	---	--	-----------------------	-----	--	------------------------	---	--	--	-----------	---------------------------------------

七	国民健康保険の被保険者 (国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く)	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む)に掲げる額
六	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又はその被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の六の二第二項各号(私立学校教職員共済法施行令第十一條の六の二第三項において準用する場合を含む)に掲げる額

(令第四十三條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第百九條の五 令第四十三條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	令第四十四條第二項において準用する令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
二の項	船員保険法施行令第十一條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
三の項及び四の項	国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額
五の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額
六の項	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額
七の項	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(令第四十三條の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第百九條の六 令第四十三條の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項各号に掲げる額とする。

(令第四十三條の三第二項第四号の厚生労働省令で定める日)

第百九條の七 令第四十三條の三第二項第四号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替)

第百九條の八 令第四十三條の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第四十四條第二項において準用する令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者であつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特別被保険者である者であつては次の各号に掲げる当該日雇特別被保険者
次条第一項	次の各号に掲げる者	第四十四條第四項
船員保険法施行令第二項の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者であつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者である者であつては次の各号に掲げる当該被保険者
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者であつては次の各号に掲げる当該組合員の、基準日において組合員である者であつては次の各号に掲げる当該組合員
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	次の各号に掲げる者	健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者
地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者であつては次の各号に掲げる当該組合員の、基準日において組合員である者であつては次の各号に掲げる当該組合員
私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において加入者である者であつては次の各号に掲げる当該加入者の、基準日において加入者である者であつては次の各号に掲げる当該加入者
国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第一項及び第二項	国民健康保険の世帯主等及び国民健康保険の被保険者が	健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者であつては次の各号に掲げる当該被保険者の、基準日において被保険者である者であつては次の各号に掲げる当該被保険者
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一項	次の各号に掲げる者	健康保険法施行令第四十三條の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者

(令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第百九條の九 令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該被保険者の被保険者であつた者が、計算期間において高齢者医療確保法第七條第三項に規定する加入者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者(以下この条において「医療保険の加入者」という。)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第四十三條の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第九百九条の十 法第百十五条の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日

被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 被保険者の証の記号及び番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四 申請者が計算期間における当該被保険者の被保険者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

五 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者医療確保法第七條第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)並びに介護保険者(介護保険法第三條の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

2 前項の申請書には、令第四十三條の二第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書(同項第三号に掲げる額に関する証明書を除く。)をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

3 申請者が、令第四十三條の三第一項第三号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた社会保険事務所長等又は健康保険組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書に交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第四十三條の二第一項に規定する介護合算療養費基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二 当該申請者に適用される令第四十三條の二第二項に規定する七十歳以上介護合算療養費基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三 その他高額介護合算療養費等(高齢者医療確保法第七條第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。)の支給に必要な事項

5 精算対象者(計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合において、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第九百九条の十一 法第百十五條の二の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者(令第四十三條の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する被保険者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者の証の記号及び番号

二 計算期間の始期及び終期

三 基準日に加入する医療保険者の名称

四 申請者及び計算期間におけるその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五 申請者が計算期間における当該被保険者の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

2 社会保険事務所長等又は健康保険組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 被保険者の証の記号及び番号

二 申請者が計算期間において当該被保険者の被保険者であつた期間

三 申請者の氏名及び生年月日

四 令第四十三條の二第一項第三号に掲げる額又は第二号に掲げる被保険者であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

五 証明書を交付する者の名称及び所在地

六 その他必要な事項

3 前項の証明書を交付した社会保険事務所長等又は健康保険組合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第三号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

4 社会保険事務所長等又は健康保険組合は、精算対象者(計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付申請を、当該被保険者の被保険者であつた者(当該精算対象者を除く。)から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

第九百九条の十一 法第百十五條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

第九百九条の十一 法第百十五條の二 法第百四十七條の二

様式第八号（第二十九条関係）

（表 面）

健康保険 被保険者資格喪失届

健康保険
厚生年金保険

① 事業所管理記号

② 健康保険
証の番号

③ 健康保険 証の番号	④ 被保険者の氏名	⑤ 生 年 月 日 (性別)	⑥ 通 別 年金額の基礎年金額番号	⑦ 資格喪失年月日	⑧ 資格喪失 原因	⑨ 喪失 理由	⑩ 喪失 理由	⑪ 喪失 理由	⑫ 喪失 理由	⑬ 喪失 理由	⑭ 喪失 理由	⑮ 喪失 理由	⑯ 喪失 理由	⑰ 喪失 理由	⑱ 喪失 理由	⑲ 喪失 理由	⑳ 喪失 理由	㉑ 喪失 理由	㉒ 喪失 理由	㉓ 喪失 理由	㉔ 喪失 理由	㉕ 喪失 理由	㉖ 喪失 理由	㉗ 喪失 理由	㉘ 喪失 理由	㉙ 喪失 理由	㉚ 喪失 理由	㉛ 喪失 理由	㉜ 喪失 理由	㉝ 喪失 理由	㉞ 喪失 理由	㉟ 喪失 理由	㊱ 喪失 理由	㊲ 喪失 理由	㊳ 喪失 理由	㊴ 喪失 理由	㊵ 喪失 理由	㊶ 喪失 理由	㊷ 喪失 理由	㊸ 喪失 理由	㊹ 喪失 理由	㊺ 喪失 理由	㊻ 喪失 理由	㊼ 喪失 理由	㊽ 喪失 理由	㊾ 喪失 理由	㊿ 喪失 理由
----------------	-----------	-------------------	----------------------	-----------	--------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

① 事業所管理記号
② 健康保険
証の番号
③ 健康保険
証の番号
④ 被保険者の氏名
⑤ 生 年 月 日
(性別)
⑥ 通 別
年金額の基礎年金額番号
⑦ 資格喪失年月日
⑧ 資格喪失
原因
⑨ 喪失
理由
⑩ 喪失
理由
⑪ 喪失
理由
⑫ 喪失
理由
⑬ 喪失
理由
⑭ 喪失
理由
⑮ 喪失
理由
⑯ 喪失
理由
⑰ 喪失
理由
⑱ 喪失
理由
⑲ 喪失
理由
⑳ 喪失
理由
㉑ 喪失
理由
㉒ 喪失
理由
㉓ 喪失
理由
㉔ 喪失
理由
㉕ 喪失
理由
㉖ 喪失
理由
㉗ 喪失
理由
㉘ 喪失
理由
㉙ 喪失
理由
㉚ 喪失
理由
㉛ 喪失
理由
㉜ 喪失
理由
㉝ 喪失
理由
㉞ 喪失
理由
㉟ 喪失
理由
㊱ 喪失
理由
㊲ 喪失
理由
㊳ 喪失
理由
㊴ 喪失
理由
㊵ 喪失
理由
㊶ 喪失
理由
㊷ 喪失
理由
㊸ 喪失
理由
㊹ 喪失
理由
㊺ 喪失
理由
㊻ 喪失
理由
㊼ 喪失
理由
㊽ 喪失
理由
㊾ 喪失
理由
㊿ 喪失
理由

平成 年 月 日 提出

事業所所在地	〒	事業所名称	事業主氏名	電話
--------	---	-------	-------	----

社会保険労務士の提出代行者印

様式第八号（裏面）中「当田」の次に「、75歳到達により後期前払増額保険料の被保険者の資格を喪失したことに伴い、健康保険の被保険者の資格を喪失したときは、誕生日の当田」を加へ、同様式の備考に次のように加える。

3：必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第十号(1)(裏面)及び様式第十号(2)(裏面)中「老人保健の国策を受けることができるようになったとき」を削ぐ。

第百四十一号（採画）中「1割」や「2割（ただし、平成21年3月31日までは1割）」は「3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前」や「義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）」に代る「国民健康保険の被保険者」の次に、「後期高齢者医療の被保険者等となったとき」を附べ、「老人保健法による医療等が受けられるとき」とし、併せて「国民健康保険の被保険者等」としたとき」を附べ、「老人保健法による医療等が受けられるとき」とし、併せて「国民健康保険の被保険者等」としたとき」を附べ、

様式第十三号の二（裏面）注意事項及び様式第十四号（裏面）注意事項中「中国語簡体字標記」の次に「特定施設入居者等防犯標記」を加え、5.を削り、6.を5.とし、7.を6.とする。

表は表十二の表を「1割」や「2割（ただし、平成21年3月31日までは1割）」は「3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前」や「義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）」に替える（※ 老人保健の医療を受けたときの負担額は、健康手の医療受給資格に示す割合に相当する額となります。」や「65歳以上」「75歳以上」や「75歳以上」。

厚生院十ヶ年要旨「3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前」
 又「義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）」に「1割」又「2割（ただし、平成21年3月31日までは1割）」に定める「※ 老人保健の医療を受けたときの負担額は、健康手帳の医療受給者証に示す割合に相当する額となります。」や「 $\frac{1}{10}$ 」

様式第十九号(1)及び様式第十九号(2)中「製造」を「生産」に改める。

様式第二十一号（表面）を次のように改める。
様式第二十一号（第百五十七条関係）

健康保險檢查証

(法第二十七条関係)

写

11

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

(表 面)

(表 面)

様式第二十二号(裏面)中「~~氏名~~」を削る。
様式第二十二号(表面)を次のように改める。
様式第二十二号(第百五十七条関係)

第二百十五条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第六十条第一項(第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

健康保険検査証

(法第六十条関係)

写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

(表 面)

様式第二十二号(裏面)中「~~氏名~~」を削る。
様式第二十三号(表面)を次のように改める。
様式第二十三号(第百五十七条関係)

四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は従業者が、第七十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

六～九 (省略)

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一 (省略)

二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三～六 (省略)

健康保険検査証

(法第七十八条関係)

写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

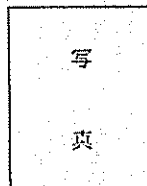
(表 面)

五 指定訪問看護事業者又は当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六～十 (省略)

健 康 保 険 検 査 証

(法第九十四条関係)



官職又は職名

氏 名

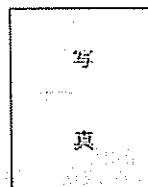
(年 月 日生)

様式第二十三号(裏面)中「写」を「真」に改める。
様式第二十四号(表面)を次のように改める。
様式第二十四号(第百五十七条関係)

(表 面)

健 康 保 険 検 査 証

(法第百九十八条関係)



官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第二十四号(裏面)中「写」を「真」に改める。
様式第二十五号(表面)を次のように改める。
様式第二十五号(第百五十七条関係)

様式第二十五号(裏面)中「武蔵野」を削る。

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、「第七十一条」を「第七十二条の十」に改める。

第六条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十七条の二の規定による届書の提出の受付

第七条第十九号の次に次の三号を加える。

十九の二 第七十一条の九第一項の規定による申請書の提出の受付

十九の三 第七十一条の十第一項の規定による申請書の提出の受付

十九の四 第七十一条の十第二項の規定による証明書の引渡し

第十七条の次に次の一号を加える。

(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出)

第十七条の二 被保険者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他第十三条各号に定める医療に関する給付(以下この条において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる場合であつて、後期高齢者医療広域連合から次に掲げる事項を記載した届書の提出の求めがあつた場合においては、速やかに、当該届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 被保険者の証の番号
- 二 氏名
- 三 当該被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称
- 四 被保険者は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、速やかに、前項に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。
- 五 前二項の届書には、当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

第二十七条第一項中「第十六条」の下に「第十七条の二」を加える。

第二十八条第一項中「第二項」の下に「第十七条の二」を加える。

第四十条第三号中「第六十二条の三第三号」を「第六十二条の三第四号」に改める。

第五十二条中「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」を「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第五十五条第二項中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改める。

第五十六条第二項中「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改める。

第五十七条第二項中「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」を「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第二章第三節第三款の款名を次のように改める。

第三款 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

第二章第三節第三款中第七十一条の次に次の九条を加える。

(令第十六条の二 令第十六条の三 令第十六条の四 令第十六条の五 令第十六条の六 令第十六条の七 令第十六条の八 令第十六条の九)

第七十一条の二 令第十六条の二 令第十六条の三 令第十六条の四 令第十六条の五 令第十六条の六 令第十六条の七 令第十六条の八 令第十六条の九

は、計算期間(同項第一号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下同じ。)において、基準日世帯被保険者(同項第一号に規定する基準日世帯被保険者をいう。第七十一条の九において同じ。)が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間に当該基準日世帯被保険者が受けた療養又はその被扶養者等(同項第三号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。)がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

第一欄		第二欄	
健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者(昭和三十八年法律第百五十二号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法(昭和三十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下「健康保険の被保険者」という。第七十一条の四において同じ。)であつた期間	健康保険法施行令(大正十五年勅令第百四十三号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額
日雇特例被保険者(健康保険法施行令第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。第七十一条の四において同じ。)であつた期間	健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額
船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第七十一条の四において同じ。)であつた期間	船員保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	船員保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	船員保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額
国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(防衛省の職員に給付等に関する法律施行令(昭和三十七年法律第二百四十五号)第三十七條の三第一項に規定する自衛官等(以下「自衛官等」という。)を除く。)であつた期間	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額
自衛官等であつた期間	防衛省の職員の給付等に関する法律施行令(昭和三十七年法律第二百四十五号)第三十七條の三第一項第一号に規定する合算額	防衛省の職員の給付等に関する法律施行令(昭和三十七年法律第二百四十五号)第三十七條の三第一項第一号に規定する合算額	防衛省の職員の給付等に関する法律施行令(昭和三十七年法律第二百四十五号)第三十七條の三第一項第一号に規定する合算額
地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年法律第二百四十五号)第三十七條の三第一項第一号に規定する合算額	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年法律第二百四十五号)第三十七條の三第一項第一号に規定する合算額	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年法律第二百四十五号)第三十七條の三第一項第一号に規定する合算額
私立学校教職員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間	私立学校教職員共済組合法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	私立学校教職員共済組合法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	私立学校教職員共済組合法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額
国民健康保険の被保険者(以下「国民健康保険の被保険者」という。第七十一条の四において同じ。)であつた期間	国民健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	国民健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額	国民健康保険法施行令(昭和三十八年法律第百五十二号)第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額

第七十一条の四、令第十六条の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第三項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第一欄に掲げる額とする。

	第一欄	第二欄
一	健康保険の被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十三条の二第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む)に掲げる額
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三條の二第一項各号(同令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の二三項において準用する場合を含む)に掲げる額
三	船員保険の被保険者又はその被扶養者	船員保險法施行令第十一條の二第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む)に掲げる額
四	国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員(自衛官等を除く)又はその被扶養者(自衛官等の被扶養者を含む)	國家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む)に掲げる額
五	自衛官等	防衛省の職員(給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項各号に掲げる額)
六	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む)に掲げる額
七	私学共済法の規定による私立学校教職員工済制度の加入者又はその被扶養者	私立學校教職員共済法施行令第六條において準用する國家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項各号(私立學校教職員共済法施行令第六條において準用する國家公務員共済組合法施行令第十三條の三の六の二三項において準用する場合を含む)に掲げる額
八	国民健康保険の被保険者(国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く)	國民健康保險法施行令第二十九條の四の二第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む)に掲げる額

(令第十六条の二第八項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第七十一条の五 令第十六条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	健康保険法施行令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
二の項	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額

三の項	船員保険法施行令第十一条の第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額		
四の項及び五の項	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額		
六の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額		
七の項	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額		
八の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額		
(令第十八条の三第一項第四号の厚生労働省令で定める日) 第七十一条の六 令第十八条の三第一項第四号の厚生労働省令で定める日は、第七十一条の三に定める日とする。 (介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する設替え) 第七十一条の七 令第十六条の三第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
健康保険法施行令第四十二条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	次の各号に掲げる者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の第二項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	次の各号に掲げる者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の第二項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十三の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特別被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特別被保険者
船員保険法施行令第十二条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	次条第一項	第四十四条第四項
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	次の各号に掲げる者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の第二項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項	次の各号に掲げる者	次の各号に掲げる者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の第二項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者

地方公務員等共済組合 法施行令第二十三條の 三の七第一項及び第二 項	次の各号に掲 げる者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の 第四項に規定する者であつて、基準日において組 合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組 合員、基準日において当該組合員の被扶養者である者 にあつては次の各号に掲げる当該組合員
私立学校教職員共済法 施行令第六條において 準用する国家公務員共 済組合法施行令第十一 條の三の六の三第一項 及び第二項	次の各号に掲 げる者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の 第二項に規定する者であつて、基準日において加 入者である者にあつては次の各号に掲げる当該組 合員、基準日において当該加入者の被扶養者である者 にあつては次の各号に掲げる当該加入者
国民健康保険法施行令 第二十九條の四の第三 項及び第三項	国民健康保険 の世帯主等と び 国民健康保険 の世帯主等及 び 被保険者が 二第四項に規定する者であつて、基準日において被 保険者である者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の 第二項に規定する者であつて、基準日において被 保険者である者

(令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第七十一條の八 令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者が、計算期間において被保険者又は法第七十三條第三項に規定する加入者(以下この条において「医療保険の加入者」という)の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十六條の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一條の九 法第八十五條の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六條の二第一項第一号に規定する基準日被保険者(以下この条において「申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 申請者の氏名

三 計算期間の始期及び終期

四 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者(当該後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合及び法第七十三條第二項に規定する保険者をいう。次条第一項及び第三項において同じ)並びに介護保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三條の規定により介護保険を行う市町村をいう)の名称及びその加入期間

六 前項の申請書には、令第十六條の二第一項第二号から第五号までに掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

七 申請者が、令第十六條の二第二項又は第十六條の三第一項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、当該申請者に適用される令第十六條の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額その他高額介護合算療養費等(法第八十五條若しくは医療保険各法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次条第四項において同じ)の支給に必要な事項を、申請者に対して第二項の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第七十一條の十 法第八十五條の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする被保険者(令第十六條の二第三項及び第四項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者証の番号

二 申請者の氏名

三 計算期間の始期及び終期

四 基準日に加入する医療保険者の名称

五 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

六 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。

一 被保険者証の番号

二 申請者の氏名

三 申請者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた期間

四 前号に掲げる被保険者であつた期間に、当該申請者が受けた療養に係る令第十六條の二第一項第一号に規定する合算額

五 当該後期高齢者医療広域連合の名称及び所在地

六 その他必要な事項

3 前項の証明書を交付した後期高齢者医療広域連合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第四号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

4 後期高齢者医療広域連合は、精算対象者(計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ)に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第一項の証明書の交付申請を、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者当該精算対象者を除く)から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。

第九十一條第一項中「平成九年法律第百二十三号」を削る。

第九十四條第二号中「昭和三十三年法律第百二十八号」を削り、「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)以下「私学共済法」という。」を「私学共済法」に改め、「昭和三十七年法律第百五十二号」を削る。

第百二十二條第一項中「及び」を「若しくは」に改める。

様式第一号備考中「X」を「Y」に改める。

様式第五号(裏面)注意事項中「中世帯世帯世帯世帯」の次に「世帯世帯世帯世帯世帯」を加える。

(表 面)

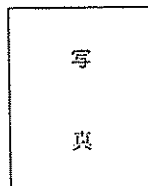
様式第六号(表面)を次のように改める。
様式第六号(第百十八条第一号関係)

第七十条 (略)

2 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

後期高齢者医療検査証

(法第六十一条関係)



官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

(表 面)

様式第七号(表面)を次のように改める。
様式第七号(第百十八条第二号関係)

7 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条並びに前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養費及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略)

(保険外併用療養費)

第七十六条 (略)

2～5 (略)

6 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十六条、第七十条第二項から第七項まで、第七十二条並びに第七十四条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養費及び選定療養費並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略)

7 (略)

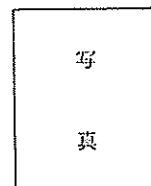
第八十二条 (略)

2 健康保険法第六十四条並びに本法第六十四条第三項及び第四項、第六十五条、第六十六条、第七十条第二項、第七十二条、第七十四条第七項(第七十八条第八項において準用する場合を含む。)、第七十六条第二項、第七十八条第三項、第七十九条第二項、第八十条並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養費及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)

3～5 (略)

後期高齢者医療検査証

(法第七十二条関係)



官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

(表 面)

	後期高齢者医療検査証 (法第八十一条関係)
	写 真
	官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)

様式第八号(表面)を次のように改める。
様式第八号(第百十八条第三号関係)

(表 面)

	後期高齢者医療検査証 (法第百三十四条関係)
	写 真
	官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)

様式第九号(表面)を次のように改める。
様式第九号(第百十八条第四号関係)

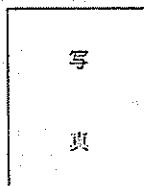
(表 面)

らであつた者が正当な理由がなく第百三十七条第二項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

5～7 (略)

後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証

(法第百三十七条関係)



官職又は職名

氏 名

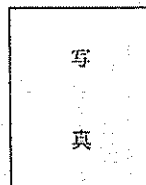
(年 月 日生)

様式第十号(表面)を次のように改める。
様式第十号(第百十八条第五号関係)

(表 面)

後 期 高 齢 者 医 療 検 査 証

(法第百五十二条関係)



官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第十一号(表面)を次のように改める。
様式第十一号(第百十八条第六号関係)

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正)

第三条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「当該年度の前々年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に新たに設立した当該年度の四月一日までの間に合併」を「当該年度の四月二日以降に新たに設立した当該年度の四月一日までの間に合併」に改める。

第八条第二項及び第十九条第三項中「新設保険者等が設立又は成立した日から当該年度の四月一日までの間」を「その間」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり負担調整対象見込額の算定方法)

第十九条の二 加入者一人当たり負担調整対象見込額は、当該年度における法第三十八条第一項第一号に規定する負担調整対象見込額の総額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第二十条の次に次の一条を加える。

(確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり負担調整対象額の算定方法)

第二十条の二 加入者一人当たり負担調整対象額は、当該年度の前々年度における法第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の前々年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第四十条中に次のただし書を加える。

ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の前々年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第四十七條第一項第三号の次に次の二号を加える。

十三の二 第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額

十三の三 第二十條の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額

第四十七條第二項第三号及び第四号を削る。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(病床転換支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法)

第十八条の二 加入者一人当たり負担見込額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣が、附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額及び附則第十九条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めるときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

(後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第四条 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

附則第三条第一項中「平成二十年四月一日からこの下に」と、同条第六号中「合計額」とあるのは「合計額を勘案して厚生労働大臣が定める額」を加える。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第五条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条(見出しを含む)中「第六条第八号」を「第六条第十一号」に改める。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となつた者(当該市町村の区域内に住するに至つた日の前日において、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。)第二十九条の七第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による特定同一世帯所属者を含み、以下「特定同一世帯所属者」という。)が属する世帯の世帯主であつた者に限る。)と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該市町村の区域内に住するに至つた場合には、その旨

第二条第二項を次のように改める。

2 前項第四号の場合にあつては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者である旨を証明する書類(以下「特定同一世帯所属者証明書」という。)を提示して行わなければならない。

第三条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除。

第五条の二を削る。

第五条の三を次のように改める。

第五条の三 削除。

第五条の七第二項中「第七条の二第六項」を「第七条の二第四項」に改める。

第五条の八第一項第二号中「昭和二十五年法律第二百二十六号」及び「第七条の二第二項」を削る。

第五条の九の見出し中「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改め、同条第一項中「被保険者の属する世帯の」及び「以下「世帯主」という。」を削り、同項各号列記以外の部分中「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給その他の第五条の五各号に定める医療に関する給付(以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。))」に改め、同項第一号及び第二号、同条第二項並びに第三項中「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 市町村は、第一項及び第二項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

第六条第一項中「退職被保険者及びその被扶養者以外の」、「並びにその世帯に属する退職被保険者に係る様式第一号の二による被保険者証及びその被扶養者に係る様式第一号の二による被保険者証」と及び「又は様式第一号の二の二」を削り、同条第二項中「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改め、「又は様式第一号の二若しくは様式第一号の二の二」及び「若しくは様式第一号の二若しくは様式第一号の二の二」を削る。

第七条の二中第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条の次に次の三条を加える。

(法第九條第十項の厚生労働省令で定める要件)

第七条の二の二 法第九條第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十六條第一項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに保険料を納付しないこととする。

二	日雇特別被保険者（健康保険法施行令第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者をいう。第二十七條の二十において同じ。）であつた期間	健康保険法施行令第四十四條第三項において準用する同令第四十三條の二第一項第一号に規定する合算額
三	船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第二十七條の二十において同じ。）であつた期間	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十一號）第十一條の二第一項第一号に規定する合算額
四	国家公務員共済組合法の規定に基づき共済組合の組合員（防衛省の職員を除く。第二十七條の三第一項に規定する自衛官等（以下「自衛官等」という。）を除く。）であつた期間	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七十七號）第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
五	自衛官等であつた期間	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第七十七條の六の四第一項第一号に規定する合算額
六	地方公務員等共済組合法の規定に基づき共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二號）第二十三條の三の六の第一項第一号に規定する合算額
七	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五號）第六條において準用する國家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
八	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十號）の規定による被保険者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八號）第十六條の二第一項第一号に規定する合算額

（令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七條の十九 令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令第二十九條の四の二第一項第一号から第四号までに掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額

イ 令第二十九條の二第二項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

ロ 令第二十九條の二第二項又は第三項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

二 令第二十九條の四の二第二項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

一の項	二の項	三の項	四の項
健康保険法施行令第四十三條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。）を乗じて得た額をいう。）	健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。）を乗じて得た額をいう。）	船員保険法施行令第四十一條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第三十九條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。）を乗じて得た額をいう。）	国家公務員共済組合法施行令第四十一條の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第三十九條第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第二項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。）を乗じて得た額をいう。）

(令第二十九条の四の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二十七條の二十二 令第二十九条の四の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。

(令第二十九条の四の三第一項第一号及び第三号並びに第三項第四号の厚生労働省令で定める日)

第二十七條の二十三 令第二十九条の四の三第一項第二号及び第三号並びに同条第三項第四号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)

第二十七條の二十四 令第二十九条の四の三第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法施行令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者の各号に掲げる当該被保険者
健康保険法施行令第四十四條第二項において準用する同令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者(第四十三條の二第一項第五号に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。)である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者の各号に掲げる当該被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特別被保険者の各号に掲げる当該被保険者
船員保険法施行令第十一條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者の各号に掲げる当該被保険者
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の各号に掲げる当該組合員
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者
地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の七第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の各号に掲げる当該組合員

私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第一項及び第二項

次各号に掲げる者

国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において加入者である者にあつては次の各号に掲げる当該加入者の各号に掲げる当該加入者

国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者

(令第二十九条の四の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二十七條の二十五 令第二十九条の四の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。

(令第二十九条の四の二第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二十七條の二十六 基準日世帯主等(以下この条において「申請者」という。)は、法第五十七條の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を提出しなければならない。

一 申請者及び基準日世帯員の氏名及び生年月日

二 計算期間の開始及び終了

三 申請者が計算期間における当該被保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

四 申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する被保険者及び同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)並びに介護被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三條の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

五 被保険者証の記号番号

2 前項の申請書には、令第二十九條の四の二第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が等である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

3 令第二十九條の四の二第二項の規定による高額介護合算療養費が、令第二十九條の四の三第一項第二号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4 高額介護合算療養費が、令第二十九條の四の三第一項第三号又は第三項第三号若しくは第四号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

5 保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 3 前二項の補正は、令第二十九条の七第三項第五号ただし書の規定に基づき所得割額を算定する市町村における同号ただし書のイからニまでに掲げる額及び同項第六号ただし書の固定資産税額等の補正について準用する。この場合において前二項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは、それぞれ「各種控除後の総所得金額等」、「市町村民税所得割額」、「市町村民税額」又は「道府県民税額等」と読み替える。
- 第三十二条の十四第二号中「(昭和三十四年法律第四十一号)」、「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」、「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」及び「(昭和二十七年法律第五十一号)」を削る。
- 第四十四条の二を削る。
- 附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第三項から第十七項までを削り、附則に次の七条を加える。
 - (退職被保険者の資格取得の届出)
 - 第三条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、退職被保険者の資格を取得した者があつたときは、第二条の規定にかかわらず、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第二条第一項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
 - 一 その被保険者が退職被保険者である旨
 - 二 当該退職被保険者が受給権を有する法附則第六条第一項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付(以下「被用者年金給付」という。)の支給を行う者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日(当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその金額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した年月日)を消滅した年月日)
 - 前項の届出は、次に掲げる書類を提示して行わなければならない。
 - 一 厚生年金保険の老齢厚生年金の年金証書その他当該退職被保険者が年金受給権を有することを証明する書類(以下「年金証書等」という。)
 - 二 法附則第六条第一項に規定する年金保険の被保険者等であつた期間(以下単に「年金保険の被保険者等であつた期間」という。)が二十年(当該退職被保険者が令附則第十四条各号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者である場合には、当該各号に定める期間)以上であること明らかにする書類
 - 三 当該退職被保険者が老齢年金及び退職年金以外の年金の受給権者である場合にあつては、法附則第六条第一項各号に掲げる法令の規定による被保険者等であつた期間を記載した書類及びその期間を証明する書類
 - 四 前号の場合であつて、かつ、当該被保険者が四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるために退職被保険者となつたものである場合にあつては、当該事実を明らかにする書類
 - 第四条 前条第二項の規定は、第三条の被保険者が退職被保険者である場合について準用する。
 - (退職被保険者に関する届出)
 - 第五条 被保険者が、退職被保険者となつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日(被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその金額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日。次条において同じ)から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
 - 一 退職被保険者となつた者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄及び住所
 - 二 世帯主の氏名及び住所
 - 三 被保険者証の記号番号
 - 四 当該退職被保険者が受給権を有する被用者年金給付の支給を行う者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日(当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその金額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した年月日)
 - 附則第三項第二項の規定は、前項の規定による届書について準用する。

- 3 被保険者が、六十五歳に達したため、退職被保険者でなくなつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、その旨及びその年月日を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
 - 4 市町村は、第一項及び前項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。
 - (被扶養者に関する届出)
 - 第六条 退職被保険者が被扶養者を有するとき又は有するに至つたときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者が退職被保険者となつた日の翌日(当該退職被保険者が前条第一項の規定による届出を行う者であるときは、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日)又は当該被扶養者を有するに至つた日の翌日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
 - 一 被扶養者の氏名、性別、生年月日、退職被保険者との続柄、職業及び収入
 - 二 退職被保険者の氏名
 - 三 扶養するに至つた年月日及び扶養しはじめた事由
 - 四 被保険者証の記号番号
 - 世帯主は、被扶養者でなくなつた者が生じたとき、又は前項第一号の記載事項(職業及び収入に限る。)に変更があつたときは、十四日以内に、その旨を市町村に届け出なければならない。
 - 市町村は、前二項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。
 - (退職被保険者等に関する被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)
 - 第七条 市町村は、世帯に退職被保険者又はその被扶養者が属する場合にあつては、第六条の規定にかかわらず、世帯主に対し、その世帯に属する退職被保険者に係る様式第七による被保険者証及びその被扶養者に係る様式第七の二による被保険者証を交付しなければならない。この場合において、様式第七又は様式第七の二による被保険者資格証明書を交付しなければならない。この場合において、様式第七又は様式第七の二による被保険者証又は様式第一号の三による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者等として作成するものとする。
 - 市町村は、前項の規定にかかわらず、法附則第三項又は第四項の規定により被保険者証を返還した世帯主(第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む)に対し、その世帯に属する原簿一般疾病医療費の支給等を受けることができる退職被保険者等に係る様式第七又は様式第七の二による被保険者証及びその世帯に属する当該被保険者以外の被保険者に係る様式第一号の三による被保険者資格証明書を交付しなければならない。この場合において、様式第七又は様式第七の二による被保険者証又は様式第一号の三による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者等として作成するものとする。
 - (退職被保険者等所屬市町村の基礎控除後の総所得金額等及び固定資産税額の補正の特例)
 - 第八条 法附則第七條第一項に規定する退職被保険者等所屬市町村について、第三十二条の九及び第三十二条の九の二の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
- | 第三十二条の九第二項 | 第二十九条の七第二項第四号ただし書 | 同項第七号ただし書 | 被保険者に |
|---|--|--|---|
| 附則第四條第一項の規定により読み替へられた令第二十九条の七第二項第四号ただし書 | 令附則第四條第一項の規定により読み替へられた令第二十九条の七第二項第七号ただし書 | 令附則第四條第一項の規定により読み替へられた令第二十九条の七第二項第七号ただし書 | 一般被保険者(法附則第七條第一項に規定する退職被保険者等以外の被保険者をいう。以下同じ)に |

第三十二 条の九 第二項	の総額のうち所得割総額	第二十九 条の七 第二項 第一号	附則第 四條第 一項の 規定に よる読 み替え られた 令第二 十九條 の七第 二項第 一號
第三十二 条の九 第三項	第二十九 条の七 第二項 第六号 ただし 書	附則第 四條第 一項の 規定に よる読 み替え られた 令第二 十九條 の七第 二項第 六號た だし 書	令附則 第四條 第一項 の規定 により 読み替 えられ た令第 二十九 條の七 第二項 第七号 ただし 書
第三十二 条の九 第四項	第二十九 条の七 第三項 第四号 ただし 書	附則第 四條第 一項の 規定に よる読 み替え られた 令第二 十九條 の七第 三項第 四號た だし 書	令附則 第四條 第一項 の規定 により 読み替 えられ た令第 二十九 條の七 第三項 第六号 ただし 書
第三十二 条の九 第五項	第二十九 条の七 第三項 第五号 ただし 書	附則第 四條第 一項の 規定に よる読 み替え られた 令第二 十九條 の七第 三項第 五號た だし 書	令附則 第四條 第一項 の規定 により 読み替 えられ た令第 二十九 條の七 第三項 第六号 ただし 書
第三十二 条の九 第六項	第二十九 条の七 第三項 第六号 ただし 書	附則第 四條第 一項の 規定に よる読 み替え られた 令第二 十九條 の七第 三項第 六號た だし 書	令附則 第四條 第一項 の規定 により 読み替 えられ た令第 二十九 條の七 第三項 第六号 ただし 書

(被用者保険等保険者提出金に係る検査等において職員が携帯すべき証明書)

第九條 法附則第十六條において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第三十四條第三項に

おいて準用する同法第六十一條第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第八、法

附則第十九條において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第五十二條第二項において準

用する同法第六十一條第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第九による。

様式第一号(裏面)注意事項中「なお、老人保健の医療を受けることができる方は、老人保健の

医療手帳に、この証を添えてください。」を「3歳の誕生日の属する月(誕生日が月の初日であ

る場合はその前月)以前」を「義務教育修業前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)

に改め、6.を7.とし、5.の次に次のように加える。

6. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市町村(組

合)に提出して、捺印又は更新を受けてください。

様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の二(裏面)中「から」を「の」に改め、注意事項に次のように加える。

8. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けず。

様式第一号の四(第七條の四関係)

(表面)		(裏面)																			
注意事項 - この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。 - 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。 - 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 - この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けず。 備考		国民健康保険高齢受給者証 交付年月日 年 月 日 <table border="1"> <tr> <td>記 号</td> <td>番 号</td> </tr> <tr> <td>世帯主(組合員)</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>一部負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発効期日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>保険者番号並びに保険者の名称及び印</td> <td></td> </tr> </table>		記 号	番 号	世帯主(組合員)	住 所	氏 名	男・女	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日	一部負担金		発効期日	年 月 日	有効期限	年 月 日	保険者番号並びに保険者の名称及び印	
記 号	番 号																				
世帯主(組合員)	住 所																				
氏 名	男・女																				
氏 名	男・女																				
生年月日	年 月 日																				
一部負担金																					
発効期日	年 月 日																				
有効期限	年 月 日																				
保険者番号並びに保険者の名称及び印																					

- 備考 1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
3. 必要があるときは、各欄の配置を若く変更することなく所要の変更を加えることと他の所定の調整を加えることができること。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の四及び様式第一号の五を次のように改める。

様式第一号の五 (第七條の四関係)

(表 面)

国民健康保険 保険受給者証	有効期限 年 月 日
記 号	番 号
氏 名	性 別
生 年 月 日	年 月 日
交付年 月 日	年 月 日
有効期 日	年 月 日
一部負担金の割合	
世帯主氏名	
住 所	
保険者番号	
保険者を	

(裏 面)

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で提示してください。
3. 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の有効期限に至つたときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

- 備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横91ミリメートルとする。
3. 必要があるときは、損害の文字を縦書きで表示することその他所要の調整を加えることができる。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の九 (第二十七條の十四の四関係)

(表 面)

注 意 事 項	
1. この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。	
(1) 入院の際又は在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。	
(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。	
2. 保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で提示してください。	
3. 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき、又はこの証の有効期限に至つたときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。	
4. この証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。	
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	

(裏 面)

国民健康保険医療費限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 年 月 日	
記 号	番 号
世帯主氏名	男・女
住所	男・女
氏 名	男・女
生年月日	年 月 日
有効期 日	年 月 日
適用区分	年 月 日
長期入院 該当年月日	年 月 日
保険者印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

- 備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第3項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
3. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の六(表裏)中「発行年月日」を「有効期日」に改め、同様式(裏面)中「老人保健法の医療を受けることができるに至つたとき」を削り、「とき」又は「を」と改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

様式第一号の七(裏面)中「老人保健法の医療を受けることができるに至つたとき」を削り、「有効期日」を「平成**年」に改める。

様式第一号の八(裏面)中「老人保健法の医療を受けることができるに至つたとき」を削り、様式第一号の九を次のように改める。

様式第三 (第四十四条関係)

(表 面)

様式第三 (表面) を次のように改める。

(入院時生活療養費) 第五十二条の二 (略) 2 (略) 3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養費及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略) (保険外併用療養費) 第五十三条 (略) 2 (略) 3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養費及び選定療養費並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略) (特別療養費) 第五十四条の三 (略) 2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略) 3～5 (略)	国民健康保険検査証 (法第四十五条の二関係) 写 真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
--	---

様式第三の二 (第四十四条関係)

(表 面)

様式第三 (裏面) 中「~~平成~~」を削る。
様式第三の二 (表面) を次のように改める。

第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略) 3～5 (略)	国民健康保険検査証 (法第五十四条の二の三関係) 写 真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
--	---

様式第四 (第四十四条関係)

(表 面)

第二百五条 組合又は連合会が、第六十六条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十八条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

国民健康保険検査証

(法第六十六条関係)

写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第三の二(裏面)中「~~写~~」を削る。
様式第四(裏面)を次のように改める。

様式第五 (第四十四条関係)

(表 面)

3 (省略)

4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について準用する。

国民健康保険検査証

(法百十三條関係)

写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第四(裏面)中「~~写~~」を削る。
様式第五(裏面)を次のように改める。

(表 面)

第二百一十四条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第二百一十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員との質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

(法第百十四條關係)

写

慈

氏 名

(年 月 日生)

様式第五（裏面）中「雲の形」を削る。
様式第六（表面）を次のように改める。

様式第六(並面)中「破線」を「点線」に削る。
様式第七を次のように改める。
第10条(並面)第1項(第10条)

(表 面)

有效期 年 月 日

被保險者証

(被保險者)

龍
印

齊母

乐 吟

姓 別

出生年月

四年

該當年月日

年 月 日

田 年 月 付 交

年 月 日

世宗主氏名

住所

保險者番号

保險者名

3

陳國

注意事項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医が検閲事項について診察を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき又は65歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
5. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市町村（組合）に提出して、換証又は更新を受けてください。
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処罰を受けます。

特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備註

- 1 プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 3 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
- 4 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所定の要項又は割増を加えることができる。
- 5 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第七の次に次の一様式を加える。

様式第七号の二（附則第七条関係）

(表四)

国民健康保険		有効期限		年	月	日						
被保険者証												
(被扶養者)												
記号	番号											
氏名	性別											
生年月日	年	月	日									
該当年月日	年	月	日									
交付年月日	年	月	日									
世帯主氏名												
住所												
保険者番号												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												
保険者名												
印												

(裏 面)

注意事項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医診察期間等について診察を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 診察を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割となります。
4. 被保険者の資格がなくなったとき又は65歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
5. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
6. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市町村（組合）に提出して、検認又は更新を受けてください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備考

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所要の変更又は制型を加えることができる。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第八（附則第九条関係）

(表 面)

高齢者の医療の確保に関する法律（抄）

（報告の徴収等）

- 第百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者に対し、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。
- 3 第六十一条第三項の規定は前二項の規定による検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。

第百六十八条 健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

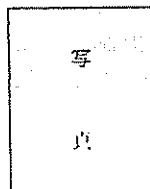
- 一 第百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 (省略)

2 (省略)

退職者医療検査証

(法附則第十六条関係)



官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第八及び様式第九を次のように改める。

(裏 面)

第 号 平成 年 月 日交付 厚生労働大臣又は都道府県知事印	国民健康保険法(抄) 附 則 (拠出金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用) 第十六条 高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十三条から第四十六条まで、第百三十四条第二項及び第三項並びに第百五十九条の規定は、拠出金に関して準用する。この場合において、これらの規定中「保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と読み替えるものとする。 (支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用) 第十九条 高齢者の医療の確保に関する法律第百四十条から第百五十二条まで、第百五十四条、第百六十八条及び第百七十条第一項の規定は、支払基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場合において、必要な技術的読替は政令で定める。
--	---

備考 この用紙はA列7番とし厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りすること。

様式第九(附則第九条関係)

(表 面)

高齢者の医療の確保に関する法律(抄) (報告の徴収等) 第百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百四十条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、高齢者医療制度関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。 2 第六十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。 3 (省略) 第百六十八条 (省略) 2 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第百五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。	退職者医療検査証 (法附則第十九条関係) 写 真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
---	--

(四) (五)

品類

平成 年 月 日交付

厚生労働大
臣又は都道
府県知事印

國民健康保險法 (抄)

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者の医療の確保に関する法律の整備)

第十九条 高齢者の医療の確保に関する法律第百四十条から第百五十二条まで、第百五十四条、第百六十八条及び第百七十条第一項の規定は、支払基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場合において、必要な技術的統替は政令で定める。

備考 この用紙はA列7番とし厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りすること。

様式第十及び様式第十の二を削る

(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第六条 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号一中「一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を「削り、係る一般被保険者に係る」を「係る」に「における」一般被保険者に係る」を「における」に「において一般被保険者に係る移送費」を「における移送費」に「並びに同期間において一般被保険者に係る高額療養費」を「同期間における高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「費用の額の合算額」を「費用の額並びに同期間において高齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号）を「以下「高齢者医療確保法」という。の規定による前期高齢者納付金の納付に要した費用の額の合算額（同期間において高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」に改め、同号口中「第七十二條の二の二第一項」を「第七十二條の三第一項」に改め、「第三百六十二号」の下に「以下「施行令」という。を加え、同項第二号を次のように改める。

イ 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金の納付に要した費用の額

イに掲げる額から当該年度の法第七十二条の第三項の規定による繰入金（旅行令第二十
九条の七第一項に規定する後期高齢者支援金等賦課額（地方税法第七百三条の四第二項に規
定する後期高齢者支援金等課税額を含む。以下同じ）に係る額に限る。以下この号において
「後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額を控除した額
の百分の四十一に相当する額

ハ 当該年度の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金に相当する額

第四條第一項第三号口中「第七十二條の二の第三項」を「第七十二條の三第一項」に、「國民健康保險法施行令」を「施行令」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 当該年度の介護納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

第四條第二項中「規定する一般被保険者に係る」を「規定する」に改め、同項第一号中「一般被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この項において同じ。）を「被保険者」に」となる一般被保険者の」を「とされる被保険者の」に、「一般被保険者」を「一般被保険者」に、「一般被保険者のうち国民健康保険法施行令」を「施行令」に改め、同項第二号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第三号中「一般被保険者に係る」を「を」を削り、同条第四項中「規定する一般被保険者に係る」を「規定する」に改め、同項第一号及び第二号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第三号中「一般被保険者に係る」を「を」を削り、同条第五項中「規定する一般被保険者に係る」を「規定する」に改め、同項第一号及び第二号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第三号中「一般被保険者に係る」を「を」を削り、同条第六項中「規定する一般被保険者に係る」を「規定する」に改め、同項第一号中「となる一般被保険者の」を「とされる被保険者の」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第三号中「一般被保険者に係る」を「を」を削り、同項第四号及び第五号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第六号中「一般被保険者に係る」を「を」を削り、同項第七号及び第八号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第九号中「一般被保険者に係る」を「を」を削り、同条第七項中「規定する一般被保険者に係る」を「規定する」に改め、「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同項第一号及び第二号中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同項第三号及び第四号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同項第五号中「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、同項第六号中「一般被保険者について」を「被保険者について」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加える。

$$120,000\text{円} - \text{別}に定める額 \times \left[\frac{\text{賦課期日に当該被保険者に係る被保険者の数}}{\text{世帯に属する被保険者の数}} \right]$$

別

第二條 法附則第七條第一項に規定する退職被保険者等所屬市町村（次条において「退職被保険者等所屬市町村」という。）について 第四條から第七條までの規定を適用する場合には、これららの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定・中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四條第一項 第一號	療養の	一般被保険者（法附則第六條の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る療養の
第四條第二項	同期間の請求に係る	同期間の請求に係る一般被保険者に係る
第七十二條の三第一項	における	における一般被保険者に係る
第七十二條の三第二項	合算額（	合算額から法附則第七條第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（次号において退職被保険者等所属割合という。）を乗じて得た額を控除した額（
第七十條第三項	第七十條第三項	附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十條第三項
第七十二條の三第一項	の納付に要した費用の額	附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項
第七十二條の三第二項	（以下この号において「後期高齢者支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額	（以下この号において「後期高齢者支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項		附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項

第四條第一項第三号	第七十二條の三第二項	繰入金に相当する額	附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項
第四條第二項	規定する療養 となる被保険者 の被保険者 (施行令)	規定する一般被保険者 となる一般被保険者 の一般被保険者 (一般被保険者のうち施行令)	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七條第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という)に係る保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む)の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九條の七第五項又は地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第五十六條の八十九に規定する基準に従い減額するものとし、場合合に減額することとなる額に相当する額の合算額
第四條第四項	規定する入院時食事療養費 三 療養 (施行令)	規定する一般被保険者に係る療養 三 一般被保険者に係る療養 (一般被保険者のうち施行令)	三 一般被保険者に係る療養 三 一般被保険者に係る療養 (一般被保険者のうち施行令)
第四條第五項	規定する入院時生活療養費 三 入院時生活療養費 被保険者	規定する一般被保険者に係る入院時生活療養費 三 一般被保険者に係る入院時生活療養費 一般被保険者	規定する一般被保険者に係る入院時生活療養費 三 一般被保険者に係る入院時生活療養費 一般被保険者
第四條第六項	規定する保険外併用療養費 となる被保険者 の被保険者 (施行令)	規定する一般被保険者に係る保険外併用療養費 となる一般被保険者 の一般被保険者 (一般被保険者のうち施行令)	規定する一般被保険者に係る保険外併用療養費 となる一般被保険者 の一般被保険者 (一般被保険者のうち施行令)
第四條第七項	被保険者 六 保険外併用療養費	一般被保険者 六 一般被保険者に係る保険外併用療養費	一般被保険者 六 一般被保険者に係る保険外併用療養費

[illegible]

第三条 平成二十五年三月三十一日までの間、市町村（退職被保険者等所屬市町村を除く。）について、第四条の規定を適用する場合においては、第四条第一項第二号中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2 平成二十五年三月三十一日までの間、退職被保険者等所屬市町村について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合においては、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号中の「納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下この号において「病床転換支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

（平成二十年度及び平成二十一年度における調整対象需要額の算定方法の特例）

第四条 平成二十年度及び平成二十一年度において、第四条の規定を適用する場合においては、この規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四号第一項第一号イ	額並びに	額、国民健康保険の国庫負担金等の算定に關する政令(昭和三十四年政令第四十一号)以下この条において「算定政令」という。附則第十九条第一項第二号に掲げる額並びに
第四号第一項第一号ロ	掲げる額	掲げる額(算定政令附則第十九条第一項第二号に掲げる額を除く。)
第四号第一項第一号ハ	及び当該年度の法第七十二条の三第一項及び法附則第二十四条第一項並びに当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額	並びに当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額及び算定政令附則第十六条第一号に規定する保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の二分の一に相当する額及び算定政令附則第十八条に規定する標準高額医療費共同事業拠出金の額の二分の一に相当する額
第四号第一項第二号ロ及び第三号ロ	第七十二条の三第一項及び法附則第二十四号第一項	第七十二条の三第一項及び法附則第二十四号第一項

附則第五号から第六号の二までを削る。

附則第七号中「附則第六号」を「附則第八号」に改め、同条を附則第五号とする。

附則第七号の二を削り、附則第八号を附則第六号とし、同条の次に次の二条を加える。

(特別調整交付金の額の算定に關する特例)

第七号 当分の間、特別調整交付金の額は、第六号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 第六号各号に掲げる額

二 第四号第一項の額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(特別療養給付に係る額であつて、当該疾病に係るものを除く。)の占める割合が百分の十五を超える場合にあつては、同項の額に当該割合から百分の十五を控除して得た額を乗じて得た額の十分の八以内の額

(平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額の算定に關する特例)

第八号 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額は、第六号及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額(第六号第五号及び第六号並びに附則第六号第二号に係る特別調整交付金の交付の実績並びに平成五年度以降の合併等を勘案して別に定める基準に該当する場合にあつては、当該基準により算定した額を加算又は控除した額)とする。ただし、当該控除した額が零を下回ることとなつたときは、その下回ることとなつた部分の金額を普通調整交付金の額から控除するものとする。

一 第六号各号に掲げる額

二 第四号第一項の額のうち結核性疾患等費用額の占める割合が百分の十五を超える場合にあつては、同項の額に当該割合から百分の十五を控除して得た額を乗じて得た額の十分の九以内の額

附則第九号から第十一号までを削る。

(国民健康保険の事務負担金等の交付額等の算定に關する省令の一部改正)

第七号 国民健康保険の事務負担金等の交付額等の算定に關する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二号第二項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に關する法律」に改め、「第八十号」の下に「以下「高齢者医療確保法」という。」を加え、「拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第四号中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定に關する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に關する政令」に、「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条第一号中「一般被保険者(退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。ただし、この条及び第五号の四、附則第五項及び附則第七項においては、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)」を「被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同条第二号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第五号から第五号の三までの規定中「第二条第三項」を「第二条第二項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第五号の四第一項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、更に「同項各号中」を「同項各号中」に改め、同条第二項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第三項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第五号の五中「第二条第三項」を「第二条第二項」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第六号中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、「高額療養費」の下に「及び高額介護合算療養費」を加え、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第六号の二(見出しを含む)中「第二条の二第三項第五号」を「第二条の二第一項第五号」に改め、同条第一号中「同条第二項第一号」を「同条第二項第十号」に改める。

第六号の三第一項中「第二条の二第四項第三号イ」を「第二条の二第二項第三号イ」に、「同条第三項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「次項において「被保険者」という。」を削り、「除く」の下に「以下この条において「給付費総額」という。」を加え、「同条第四項第三号イ」を「算定政令第二号の二第二項第三号イ」に改め、同項第一号に規定する「を削り、同条第二項を削る。

第六号の四中「第二条の二第四項第四号イ」を「第二条の二第二項第四号イ」に改める。

第六号の六の見出し中「第七十号第三項第二号」を「第七十号第三項第一号ロ及び第二号ロ」に改め、同条第一項中「第七十号第三項第二号イ」を「第七十号第三項第一号ロ」に、「当該年齢階層」を「年齢階層」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、「(以下この条において「基準日」という。)」を削り、「一般被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この項において同じ。)」の数を「被保険者の数(以下この項において「年齢階層別一般被保険者数」を「年齢階層別被保険者数」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第七十号第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の被保険者の数は、当該市町村の当該年度の各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数とする。

3 法第七十号第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の前期高齢被保険者加入割合は、当該市町村の当該年度の各月末における前期高齢被保険者(法第七十号第五項第一号に規定する前期高齢被保険者をいう。以下同じ。)の数の合計数を当該市町村の当該年度の各月末における被保険者の数の合計数で除して得た割合とする。

第六号の六第四項中「前三項」を「第一項」に、「第七十号第三項第二号イの当該年齢階層に属する一般被保険者の数及び同ロ(1)及びロ(2)の当該」を「第七十号第三項第一号ロ(1)に改める。

第六号の七第三項中(以下「分割前の地域」という。))を削り、「同じ」の数を「数」に、「同じ」の数を「数及び」に、「数及び」に改め、「(以下「分割後の区域」という。))を削り、「基準日」を「当該年度の十一月三十日」に、「一般被保険者」を「被保険者」に、「同条第二項及び第三項中、当該市町村の基準日」とあるのは「分割前の地域の基準日」と、「同じ」の数とあるのは「同じ」の数及び分割後の地域の基準日における当該年齢階層に属する被保険者の数を当該分割に係る分割前後の期間により加重平均した数」を「(」に改め、同条第四項中「同条第二項及び第三項中、当該市町村の基準日」とあるのは「当該市町村の区域である地域の基準日」と、「十二」とあるのは「当該各月の月数」と、「除して得た率」とあるのは「除して得た率に当該年度に占める当該分割に係る分割後の期間の割合を乗じて得た率」を削る。

第六条の六第三項	第七十条第三項第一号(2)	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項第一号(2)における一般被保険者
第六条の六第四項	第七十条第三項第一号(1)	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項第一号(1)における一般被保険者の数
第六条の七第三項	被保険者	一般被保険者
第六条の八	第四条の三第一項各号	附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項各号
	第四条の三第一項第一号	附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項第一号
	被保険者均等割額	被保険者均等割額(一般被保険者に係る額に限る)
	世帯別平等割額	世帯別平等割額(一般被保険者の属する世帯に係る額に限る)
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
	減額した額	減額した額(被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者に属する世帯に係る額に限る)

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第四条 平成二十五年三月三十一日までの間、第二條、第七條、第七條の二、第十二條及び第十五條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二條第二項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等
第七條	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)
第七條の二、第十五條並びに第十五條第一項及び第四項	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金

附則に次の三條を加える。

(小規模事業所等常勤経過の組合員に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

第九條 第七條の規定は、算定政令附則第二十三條第一項の規定により読み替えられた算定政令第五條第一項第一号イに規定する小規模事業所等常勤経過の組合員(以下この条において「小規模事業所等常勤経過の組合員」という。)に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、小規模事業所等常勤経過の組合員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)の算定について準用する。この場合において、第七條中「当該指定組合特定被保険者」とあるのは「附則第九條第一項に規定する小規模事業所等常勤経過の組合員」とする。

2 平成二十五年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合には、同項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、「第七條」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えられた第七條」とする。

(指定組合特定被保険者のうち経過の世帯員に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

第十條 第七條の規定は、指定組合特定被保険者のうち算定政令附則第二十三條第一項の規定により読み替えられた算定政令第五條第一項第一号イに規定する経過の世帯員(以下「経過の世帯員」という。)に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、指定組合特定被保険者のうち経過の世帯員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)の算定について準用する。この場合において、第七條中「当該指定組合特定被保険者」とあるのは「指定組合特定被保険者のうち附則第十條第一項に規定する経過の世帯員」とする。

2 平成二十五年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合には、同項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、「第七條」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えられた第七條」とする。

(指定組合特定被保険者を除く経過の組合員及び経過の世帯員に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

第十一條 第七條の規定は、算定政令附則第二十三條第一項に規定する経過の組合員(指定組合特定被保険者を除く。)(指定組合特定被保険者を除く。)に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、算定政令附則第二十三條第一項に規定する経過の組合員(指定組合特定被保険者を除く。)(指定組合特定被保険者を除く。))に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)の算定について準用する。この場合において、第七條中「当該指定組合特定被保険者」とあるのは「算定政令附則第二十三條第一項に規定する経過の組合員(指定組合特定被保険者を除く。)(指定組合特定被保険者を除く。及び附則第十條第一項に規定する経過の世帯員(指定組合特定被保険者を除く。))とする。

2 平成二十五年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合には、同項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、「第七條」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えられた第七條」とする。

第八條 次に掲げる省令は、廃止する。

一 社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令(昭和五十九年厚生省令第三十九号)

二 社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関する省令(昭和五十九年厚生省令第四十号)

三 国民健康保険法による被用者保険等保険者提出金等の算定等に関する省令(昭和五十九年厚生省令第五十五号)

四 老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)

七	令第十一條の一、第二項第三号ニ規定スル国民健康保険ノ世帯主等（以下本条ニ於テ国民健康保険ノ世帯主等ト称ス）タリシ期間（同項第一号ニ規定スル基準日（以下基準日ト称ス）ニ於テ國民健康保険ノ被保険者ニザル場合（基準日ニ於テ当該者ト同一ノ世帯ニ屬スル全テノ國民健康保険ノ被保険者ガ國民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の四の四第一項ニ掲グル場合ニ該當スル場合ヲ除ク）ニ在リテハ計算期間ニ於ケル基準日シ期間ヲ除ク）國民健康保険ノ世帯主等タリシ期間ヲ
八	高齡者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間

七	国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項第一号ニ規定スル合算額
八	高齡者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六條の二第一項第一号ニ規定スル合算額

一 令第十一條の二第一項第一号及第二号二掲ケル額ニ相當スル額 当該各号二掲ケル額ニ付
夫々七十歳ニ達スル日ノ届スル月ノ翌月以後ニ受ケタル療養ニ係ル同項第一号イ及ロ二掲ケル
額ヲ合算シタル額ヨリ次ニ二掲ケル額ヲ控除シタル額

イ 令第九條第一項ノ規定ニ依リ高額療養費ヲ支給セラルル場合ニ在リテハ当該支給額ニ七十歳以上高額療養費控分率（同條第二項ニ規定スル七十歳以上一部負担金等世帯合算額）（同項ノ規定ニ依リ高額療養費ヲ支給セラルル場合ニ在リテハ当該支給額ヲ控除シタル額）ヲ同條第一項ニ規定スル一部負担金等世帯合算額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ謂フ）ヲ乗シテ得タル額
ロ 令第九條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ高額療養費ヲ支給セラルル場合ニ在リテハ当該支給額

二 令第十一條の二第一項第三号二掲グル額ニ相当スル額 同号ニ規定スル療養（七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ニ受ケタル療養ニ限ル）ニ係ル額トシテ次ノ表ノ上欄ニ掲グル額各ノ表ノ項ノ第二欄ニ掲グル額ヲ次ノ表ノ下欄ニ掲グル額ニ就替ヘテ適用スル同条ノ規定ニ依リ夫々算定シタル額

[illegible][illegible]

地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項及第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第二十一条の二第四項に規定する者であつて、基準日において組合員である者又は、基準日において当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員
私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第二十一条の三の六の三第一項及第二項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第二十一条の二第四項に規定する者であつて、基準日において加入者である者にあつては次の各号に掲げる被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該加入者
国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第一項及第三項	国民健康保険の世帯主等	船員保険法施行令第二十一条の二第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者
国民健康保険の世帯主等及び	被保険者が	船員保険法施行令第二十一条の二第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者
高年齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一項	次の各号に掲げる者	船員保険法施行令第二十一条の二第四項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者の次、各号に掲げる者

申請者が令第二十一条の三第一項第三号又ハ第二項第三号若ハ第四号ノ何レカニ該当スルトキハ当該申請者ハ第一項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ証明スル書類ヲ添付スベシ

第一項ノ申請書ニ提出アリタルトキハ地方社会保険事務局長等ハ次に掲グル事項ヲ第二項ノ証明書ヲ交付シタル者ニ対シ遅滞ナク通知スベシ

一 当該申請者ニ適用セラルル令第二十一条の二第二項ニ規定スル介護合算算定基準額及介護合算一部負担金等世帯合算額

二 当該申請者ニ適用セラルル令第二十一条の二第二項ニ規定スル七十歳以上介護合算算定基準額及七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三 其ノ他高額介護合算療養費等（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項ニ規定スル医療保険各法若ハ同法ノ規定ニ依ル高額介護合算療養費又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル高額医療合算介護サビス費若ハ高額医療合算介護予防サビス費ヲ謂フ次項及次条第四項ニ於テ之ニ同ジ）ノ支給ニ必要ナル事項

精算対象者（計算期間ノ中途ニ死亡シタル被扶養者其ノ他之ニ準ズル者ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ガ死亡シタル日其ノ他之ニ準ズル日ニ於テ当該精算対象者ヲ扶養スル被保険者ハ当該精算対象者ニ係ル高額介護合算療養費等ノ額ノ算定ノ申請ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ当該申請ヲ為ス者ヲ第一項ノ申請者ト看做シテ第二項乃至第三項ノ規定ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル申請アリタル場合ニ於ケル第四項ノ適用ニ付テハ同項中「通知スベシ」トアルハ「通知スベシ」但シ精算対象者（計算期間ノ中途ニ死亡シタル被扶養者其ノ他之ニ準ズル者ヲ謂フ）ニ係ル証明書ヲ交付シタル者以外ノモノニ対スル通知ハ省略スルコトヲ得トス

第四十七條ノ四ノ十一 法第三十一条ノ七ノ規定ニ依リ高額介護合算療養費ノ支給ヲ受ケントスル者（令第二十一条の二第三項、第四項及第六項ニ規定スル被保険者タリシ者ヲ謂フ以下本条ニ於テ申請者ト称ス）ハ次に掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ但シ次項第四号ニ掲グル額ガ零ナル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

一 被保険者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所

二 船舶所有者ノ氏名及住所

三 計算期間ノ始期及終期

四 基準日ニ加入スル医療保険者ノ名称

五 計算期間ニ於テ申請者ノ被扶養者タリシ者ノ氏名及生年月日

六 申請者ガ計算期間ニ於テ被保険者タリシ期間ニ高額介護合算療養費ニ係ル療養ヲ受ケタル者ノ氏名及生年月日

前項ノ申請書ニ提出アリタルトキハ地方社会保険事務局長等ハ次に掲グル事項ヲ記載シタル証明書ヲ交付スベシ但シ前条第二項ニ規定スル場合ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 被保険者証ノ記号番号、氏名及生年月日

二 申請者ガ計算期間ニ於ケル被保険者タリシ期間

三 令第二十一条の二第二項第二号ニ掲グル額又ハ第二号ニ掲グル被保険者タリシ期間ニ当該申請者ガ受ケタル療養費ハ其ノ被扶養者タリシ者ガ其ノ被扶養者タリシ間ニ受ケタル療養費ニ係ル同項第一号ニ規定スル合算額

四 証明書ヲ交付スル者ノ名称及所在地

五 其ノ他必要ナル事項

前項ノ証明書ヲ交付シタル地方社会保険事務局長等ハ当該証明書ニ係ル基準日ノ翌日より二年以内第二項第四号ニ掲グル医療保険者ヨリ高額介護合算療養費ノ支給ニ必要ナル事項ノ通知ガ行ハレザル場合ニ於テ申請者等ニ対シ当該申請ニ関スル確認ヲ行ヒタルトキハ当該証明書ニ係ル同項ノ申請書ハ提出セザリシモノト看做スコトヲ得

被保険者タリシ者（精算対象者（計算期間ノ中途ニ死亡シタル者其ノ他之ニ準ズル者ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ除ク）ヨリ精算対象者ニ係ル高額介護合算療養費等ノ額ノ算定ニ必要ナル第二項ノ証明書ヲ交付ノ申請アリタルトキハ地方社会保険事務局長等ハ当該証明書ヲ交付スベシ

(表 面)

第七十一条 船舶所有者又は第九条第一項ノ規定ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル者故ナク同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキ八十万円以下ノ過料ニ処ス

(第二項省略)

医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

船 員 保 険 検 査 証

(法第九条ノ三第一項関係)

写

真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第十一号(裏面)中「時季」を「時季」に改める。
様式第十一号(表裏)を次のように改める。
様式第十一号(第九十八条ノ三関係)を削る。

(表 面)

第六十九条ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

船 員 保 険 検 査 証

(法第九条ノ三第二項関係)

写

真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第十一号(裏面)中「時季」を「時季」に改める。
様式第十一号ノ二(表裏)を次のように改める。
様式第十一号ノ二(第九十八条ノ三関係)を削る。

(表 面)

健康保険法 (抄)

(保険医療機関又は保険薬局の報告等)

- 第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十七条第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第二十七条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

船 員 保 険 検 査 証

(法第二十八条ノ五・第二十八条ノ七)
(・第二十八条ノ八・第三十九条関係)写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第十一号ノ二(裏面)中「武蔵」を「武蔵」に改める。
様式第十一号ノ三(表面)を次のように改める。
様式第十一号ノ三(第九十八条ノ四関係)

武蔵を削る。

(表 面)

健康保険法 (抄)

(指定訪問看護事業者等の報告等)

- 第九十四条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であった者（以下この項において「指定訪問看護事業者であった者等」という。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者（指定訪問看護事業者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十七条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

船 員 保 険 検 査 証

(法第二十九条ノ四・第三十一条ノ三関係)

写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

様式第十一号ノ三(裏面)中「武蔵」を「武蔵」に改める。
様式第十二号(表面)を次のように改める。
様式第十二号(第九十八条ノ五関係)

武蔵を削る。

様式第十二号(裏面)中「医療費」を削る。

(介護保険法施行規則の一部改正)
第十條 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第二項を削る。

第六十五條の二中「第五十一條の二第八項」を「第五十一條の三第八項」に、「第六十一條の二第八項」を「第六十一條の三第八項」に改める。

第八十一條を次のように改める。

第八十一條 削除

第八十三條の四の次に次の三條を加える。

(令第二十二條の三第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額等)

第八十三條の四の二 令第二十二條の三第三項の七十歳以上合算対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第二十二條の三第二項第一号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に相当する額

二 令第二十二條の三第二項第二号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に相当する額

三 令第二十二條の三第二項第三号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に相当する額

四 令第二十二條の三第二項第四号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に相当する額

五 令第二十二條の三第二項第五号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に相当する額

六 令第二十二條の三第二項第六号に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた介護予防サービス等に相当する額

七 令第二十二條の三第二項第七号イからリまでのそれぞれに相当する額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号イからリまでのそれぞれに相当する額の属する月の翌月以後に受けた同号イからリまでのそれぞれに相当する額

(令第二十二條の三第九項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額等)

第八十三條の四の三 令第二十二條の三第九項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、被保険者であった者が計算期間(同条第二項第一号に規定する計算期間をいう。以下この条及び次条において同じ)において、医療保険加入者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による被保険者(以下この条において「医療保険加入者等」という。)の資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者等とならないう場合とする。

2 令第二十二條の三第九項の厚生労働省令で定める日は、当該医療保険加入者等の資格を喪失した日の前日とする。

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三條の四の四 法第五十一條の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二條の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合には、この限りでない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び被保険者証の番号
二 当該被保険者の合算対象者(令第二十二條の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ)の氏名、性別、生年月日及び被保険者証の番号

三 当該被保険者の当該計算期間における当該市町村の行う介護保険の加入期間
四 当該被保険者の基準日(令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日をいう。第三項において同じ)に加入していた医療保険者(法第七條第七項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)をいう。第三項において同じ)の名称及び所在地

2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。

一 前項第一号及び第三号に掲げる事項

二 令第二十二條の三第二項第一号に掲げる額又は第八十三條の四の二第二項第一号に掲げる額

三 その他必要な事項

3 前項の規定により証明書を交付した市町村は、医療保険者から当該申請に係る高額医療合算介護サービス費の支給額を通知されたときは、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに当該支給額を支給しなければならない。ただし、当該証明書の交付に係る基準日の翌日から二年以内に当該医療保険者から高額医療合算介護サービス費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書の第一項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

4 前項の規定にかかわらず、市町村は、当該申請に係る被保険者が次のいずれかに該当する者であつて、計算期間において当該被保険者及びその合算対象者のうち複数の者が居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあつては、当該申請に係る高額医療合算介護サービス費の支給額を計算し、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに当該支給額を支給しなければならない。

一 令第二十二條の三第六項第三号二に掲げる者

二 令第二十二條の三第七項第一号二に掲げる者

三 令第二十二條の三第七項第二号二に掲げる者

5 市町村は、精算対象者(計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。)に係る高額医療合算介護サービス費の支給のために必要な場合において、当該精算対象者の合算対象者から申請があつたときは、第二項の証明書を交付するものとする。

6 前項の規定は、計算期間において市町村が行う介護保険の被保険者であつた者に係る高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

第八十三條の五(見出しを含む)及び第八十三條の七中「第五十一條の二第一項」を「第五十一條の三第一項」に改める。

第八十三條の八第一項中「第五十一條の二第二項第一号」を「第五十一條の三第二項第一号」に、「第五十一條の二第二項第二号」を「第五十一條の三第二項第二号」に改める。

第九十七條の二第二項第二号中「令第二十二條の二第二項に規定する」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)
第九十七條の二の二 第八十三條の四の四の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

第九十七條の三(見出しを含む)中「第六十一條の二第一項」を「第六十一條の三第一項」に改める。

第九十七條の四の表第八十三條の七の項中「第五十一條の二第一項」を「第五十一條の三第一項」に、「第六十一條の二第一項」を「第六十一條の三第一項」に改め、同表第八十三條の八第一項の項中「第五十一條の二第二項第一号」を「第五十一條の三第二項第一号」に、「第六十一條の二第二項第一号」を「第六十一條の三第二項第一号」に、「第五十一條の二第二項第二号」を「第五十一條の三第二項第二号」に改める。

第九十八条第八号中「老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）第十四条第五項」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十八号）第十四条第四項」に、「老人保健法第七十七条第一項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項」に、「同令第十四条第五項」を「同令第十四条第四項」に、「市町村長」を「後期高齢者医療広域連合」に改める。

第百四十五条第二項中「第九項」を「第十項」に改める。

第百六十条第二項中「第五十一條の二第八項」を「第五十一條の三第八項」に、「第六十一條の二第八項」を「第六十一條の三第八項」に改める。

第百六十九條を次のように改める。

第百六十九條 削除

第百七十二条の二の表第八十三條の五の項及び第八十三條の七の項中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改め、同表第八十三條の八第一項の項中「第五十一條の二第二項第一号」を「第五十一條の三第二項第一号」に、「第五十一條の二第二項第二号」を「第五十一條の三第二項第二号」に改める。

附則第二十三條（見出しを含む）及び第二十四條の見出し中「第五十一條の二第一項」を「第五十一條の三第一項」に改める。

附則第二十五條（見出しを含む）中「第六十一條の二第二項」を「第六十一條の三第二項」に改める。

附則第二十六條の見出し中「第六十一條の二第二項」を「第六十一條の三第二項」に改め、同表の表第八十三條の七の項中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に、「第六十一條の二第二項」を「第六十一條の三第二項」に改め、同表第八十三條の八第一項の項中「第五十一條の二第二項第一号」を「第五十一條の三第二項第一号」に、「第五十一條の二第二項第二号」を「第五十一條の三第二項第二号」に、「第六十一條の二第二項第三号」を「第六十一條の三第二項第三号」に改める。

附則第二十七條第三項の表第八十三條の七の項中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改め、同表第八十三條の八第一項の項中「第五十一條の二第二項第一号」を「第五十一條の三第二項第一号」に、「第五十一條の二第二項第二号」を「第五十一條の三第二項第二号」に改める。

様式第一号（裏面）中注意事項の三を削り、注意事項の四を注意事項の三とし、注意事項の五から注意事項の十二までを一ずつ繰り上げる。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十一條 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百六十五條を次のように改める。

第百六十五條 削除

第百六十六條第二項中「老人保健法第七十七条第一項に規定する医療若しくは同法第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するもの」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八條第一項に規定する指定訪問看護」に改める。

第七十八條第二項中「第六十三條第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第一項」を加え、又は老人保健法第七十七條第一項に規定する医療」を削る。

第八十三條中「第六十四條及び第六十五條」を「及び第六十四條」に改める。

第八十七條第二項中「第六十三條第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第一項」を加え、又は老人保健法第七十七條第一項に規定する医療」を削る。

第九十一条中「第六十四條及び第六十五條」を「及び第六十四條」に改める。

第百五十五條の二第三項中「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」を「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第百五十九條中「第六十五條」を削る。

第百二十七條第三項第一号及び第二号中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改める。

第百三十三條第二項を削る。

第百四十條の六第三項第一号及び第二号並びに第百四十五條第三項第一号及び第二号中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改める。

第百五十五條中「第六十五條」を削る。

第百五十五條の五第三項第一号及び第二号中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改める。

（指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二條 指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九條第三項第一号及び第二号中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改める。

第十八條第二項を削る。

第四十一條第三項第一号及び第二号中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改める。

（介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第十三條 介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條第三項第一号及び第二号並びに第四十二條第三項第一号及び第二号中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改める。

第五十條及び第六十二條中「第九條」を「第九條」に改める。

（指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十四條 指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十二條第三項第一号及び第二号並びに第四十二條第三項第一号及び第二号中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の三第二項」に改める。

第五十條及び第六十二條中「第十一條」を「第十條」に改める。

（介護保険法施行令第三十七條第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第十五條 介護保険法施行令第三十七條第一項第三十四号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改め、第十五號を次のように改める。

十五 削除

第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。
三十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の規定

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）
第十六条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「老人保健法施行規則」を「高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令」に改める。

第十五条中「老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）第五十九条」を「高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三十二条」に、「第六十一条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第六十二条」を「第四十五条」に、「提出金」を「前期高齢者納付金等（法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）」又は「前期高齢者納付金等」に改め、「基金」とあるのは「支払基金」とを削り、「第五十九条中「第六十二条第一項」を「第二十二条中「第四十六条第一項」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十七条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を削る。

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第十八条 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第五十一条の二第八項」を「第五十一条の三第八項」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の三第八項」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）
第十九条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第五十一条の二第四項」を「第五十一条の三第四項」に改める。

（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十条 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項第一号及び第二号中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の三第一項」に、「第五十一条の二第四項」を「第五十一条の三第四項」に改める。

第四百四十四条第二項を削る。

第六百六十一条第三項第一号及び第二号中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の三第二項」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第二十一条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第六十九條第二項中「老人保健法第十七條第一項に規定する医療若しくは同法第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八條第一項に規定する指定訪問看護」に改める。

第八十一条第二項中「第六十三条第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項」を加え、「又は老人保健法第十七條第一項に規定する医療」を削る。

第八十四条中「第六十七條及び第六十八條」を「及び第六十七條」に改める。

第九十条第二項中「第六十三條第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項」を加え、「又は老人保健法第十七條第一項に規定する医療」を削る。

第九十三条中「第六十七條及び第六十八條」を「及び第六十七條」に改める。

第二百三十三條中「第六十八條」を削る。

第三百三十五條第三項第一号及び第二号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に改める。

第四百四十八條第二項を削る。

第五百五十五條第三項第一号及び第二号並びに第九百九十条第三項第一号及び第二号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に改める。

第六百九十五條中「第六十八條」を削る。

第二百六十六條第三項第一号及び第二号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に改める。

（介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十二條 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の三第一項」に改める。

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）
第二十三條 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項の中欄中「船員保険法」を「若しくは船員保険法」に改め、「若しくは老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十五条第三項第二号」を削り、同項の下欄中「老人保健法第三十条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第四項、第三十一条の二の二第二項若しくは第四項、第三十一条の三第二項若しくは第三項若しくは第四十六條の五の二第四項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第二項若しくは第四項、第七十五条第二項若しくは第四項、第七十六条第二項若しくは第三項若しくは第七十八條第四項」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二十四條 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号（表面）を次のように改める。

(表面)

○新裝所製日記

[illegible]

様式第十一号(裏面)中「第三」の次に「、若し療養により後遺症等が認められる場合には、療養費の支給を受けることができる」とを加え、同様の備考に次のように加える。

3. 必要があるときは、所定の表式又は様式を加えることができる。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)
第二十五条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第五十四号を次のように改める。

五十四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及び同法に基づき命令に係る申請等 同法第六十一条第一項の医師等の報告等、同法第七十二条第一項(同法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む)の保険医療機関等の報告等及び同法第八十一条第一項の指定訪問看護事業者等の報告等以外の申請等

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十六条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十八条第一項」に、「老人訪問看護」を「訪問看護」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正)

第二十七条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「若しくは指定老人訪問看護」を削る。

第二十条及び第二十七条中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改める。

(健康増進法施行規則の一部改正)

第二十八条 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(市町村による健康増進事業の実施)

第四条の二 法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 歯周疾患検診

二 骨粗鬆症検診

三 肝炎ウイルス検診

四 四十歳以上七十四歳以下の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二十条の特定健康診査の対象とならない者(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十年厚生労働省告示第三号)に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。)及び七十五歳以上の者であつて同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査

五 特定健康診査非対象者に対する保健指導

六 がん検診

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部改正)

第二十九条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令(平成十七年厚生労働省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号中「若しくは老人訪問看護」を削る。

第五条中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改める。

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第三十条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第四号中「及び私立学校教職員共済法」を「私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という。に改める。

第三十八条を次のように改める。

(支給認定基準世帯員)

第三十八条 令第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定に係る障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合(第二号に掲げる場合に限る。)は、当該障害児の保護者及び当該支給認定に係る障害児の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定に係る障害児以外の者であつて、かつ、当該支給認定に係る障害児と同一の世帯に属するものに限る。)とする。

一 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であつて、かつ、健康保険法の規定による被保険者(同法第三十二条の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第二百六条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙を貼り付けているべき余白がなくなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

二 支給認定に係る障害者等の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であつて、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。)

三 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であつて、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。)

第三十九条第一号中「国民健康保険法」の下に「及び高齢者医療確保法」を加え、同条第二号中「支給認定に係る障害者等が国民健康保険法の規定による被保険者である」を「前条ただし書に該当する場合又は同条第二号若しくは第三号に掲げる」に改める。

第五十七条第三項第四号中「健康保険法第八十八条第一項」の下に「又は高齢者医療確保法第七十八條第一項」を加え、「若しくは指定老人訪問看護(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護をいう。)」を削る。

第六十五条第一項中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改め、同条第二項中「組織」の下に「、高齢者医療確保法に定める後期高齢者医療診療報酬審査委員会」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第九條第一項及 第三項	法	當該年度	第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る健康保険法第七十三條第二項	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)以下「改正省令」という。附則第四条の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る健康保険法第七十三條第二項
			國民健康保険法第八十一條の五第一項	國民健康保険法附則第十三條第一項
第七條第二項	第五條第二項	當該年度の前々年度	第五條第二項に規定する保険者健康保険法第八十一條の二第一項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項
			第五條第二項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項
第七條第三項	當該年度の前々年度	當該年度の前々年度	第五條第二項に規定する保険者健康保険法第八十一條の二第一項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項
			第五條第二項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項
第八條第一項及 第二項	當該年度に	當該年度の前々年度	第五條第二項に規定する保険者健康保険法第八十一條の二第一項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項
			第五條第二項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項
第八條第三項	第五條第二項	當該年度の前々年度	第五條第二項に規定する保険者健康保険法第八十一條の二第一項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項
			第五條第二項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項
第九條第一項及 第三項	法	當該年度	第五條第二項に規定する保険者健康保険法第八十一條の二第一項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項
			第五條第二項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項
第十條第一項	當該年度	當該年度	第五條第二項に規定する保険者健康保険法第八十一條の二第一項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項
			第五條第二項	改正省令附則第四條の規定により読み替へられた第五條第二項

第七條第二項	法	改正前老健法	平成十七年度
當該年度の前々年度	第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る医療	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号。以下「改正省令」という。）附則第五條の規定により読み替へられた第五條第五項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る医療	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る健康保険法第百七十三條第二項
第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る健康保険法第百七十三條第二項	國民健康保険法第八十一條の五第一項	國民健康保険法附則第十三條第一項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項
第五條第二項	第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法第八十一條の二第一項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項に規定する保険者以外のすべての保険者に係る國民健康保険法附則第十條第一項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項
第七條第二項	第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項	平成十七年四月二日から當該年度の前々年度
第七條第三項	當該年度の前々年度の四月二日から當該年度	當該年度の前々年度に	平成十七年度
第八條第一項及び第二項	當該年度に	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項
第五條第二項	第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項
第八條第三項	第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項
第十條第一項	當該年度	當該年度の前々年度	當該年度の前々年度
第十條第二項、第十一條の二及び第十一條の三第一項	當該年度	改正前老健法	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項
第十一條の三第二項	當該年度	改正前老健法	平成十七年度
第十一條の四第一項	法	改正前老健法	平成十七年度
當該年度の前々年度	第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項	改正省令附則第五條の規定により読み替へられた第五條第二項

第三案第一項	
前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超える保険者(以下「控除対象保険者」という。)	前々年度の実績医療費拠出金
法	改正前老健法
その超える額(以下「超過額」という。)	当該実績医療費拠出金の額
加算対象保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象保険者に係る超過額	保険者の実績医療費拠出金の額
支払利息の額と受取利息の額との差額	保険者の実績医療費拠出金の額
法	改正前老健法
加算対象保険者に係る不足額の合計額とすべての控除対象保険者に係る超過額の合計額との差額	保険者の実績医療費拠出金の額の合計額

第四案

（前期高齢者給付費見込額等に係る算定の特例）

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この項及び次条において「高齢者医療確保法」という。）第七條第二項に規定する保険者（この省令の施行の日前に平成十八年健康保険法改正法第十三條の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一條の二に規定する被用者保険等保険者であつた者を除く。次項及び次条において「対象保険者」という。）であつて、平成二十一年度における高齢者医療確保法第三十八條第二項に規定する負担調整前前期高齢者納付金相当額（次項において「負担調整前前期高齢者納付金相当額」という。）が零を上回るものに係る同年年度における高齢者医療確保法第三十四條第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額及び同条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額（次項において「前期高齢者給付費見込額」という。）の算定に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（次項及び次条において「算定省令」という。）附則第二條第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「合計額」とあるのは「合計額に三分の一を乗じて得た額」と、同条第五項中「費用の額」とあるのは「費用の額に三分の一を乗じて得た額」とする。

2 対象保険者であつて、平成二十一年度における負担調整前前期高齢者納付金相当額が零を上回るものに係る同年年度における前期高齢者給付費見込額等の算定に係る算定省令附則第三條第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「合計額」とあるのは「合計額に三分の一を乗じて得た額」と、同条第五項中「費用の額」とあるのは「費用の額に三分の一を乗じて得た額」とする。

（前期高齢者給付費額等に係る算定の特例）

第九条 対象保険者であつて、平成二十一年度における高齢者医療確保法第三十九條第二項に規定する負担調整前前期高齢者納付金相当額（次項において「負担調整前前期高齢者納付金相当額」という。）が零を上回るものに係る同年年度における高齢者医療確保法第三十五條第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び同条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（次項において「前期高齢者給付費額」という。）の算定に係る算定省令第十二條及び第三十九條の規定の適用については、これらの規定中「合計額」とあるのは、「合計額に三分の一を乗じて得た額」とする。

- 2 対象保険者であつて、平成二十一年度における負担調整前前期高齢者納付金相当額が零を上回るものに係る同年年度における調整対象給付費額等の算定に係る算定省令第十二條及び第三十九條の規定の適用については、これらの規定中「合計額」とあるのは、「合計額に三分の一を乗じて得た額」とする。
- 3 前二項の規定は、平成二十一年度及び平成二十三年度における高齢者医療確保法第三十四條第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額の算定については、適用しない。
- （国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第十条 第五條の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式（国民健康保険検査証を除く。）は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。
- 2 第五條の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り替へて使用することができる。
- （国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）
第十一条 第六條の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「新調交省令」という。）の規定は、平成二十年度分の調整交付金から適用する。ただし、平成二十一年三月三十一日以前の期間に係る新調交省令第四條第一項並びに第六條第五号及び第六號の規定による費用の算定については、なお従前の例による。
- 2 市町村（特別区を含む。国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第七條第一項に規定する退職被保険者等所屬市町村（以下「退職被保険者等所屬市町村」という。）を除く。）について、新調交省令附則第三條の規定により読み替えられた新調交省令第四條の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号中「前期高齢者納付金」とあるのは、「前期高齢者納付金及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなされた同法の第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金」と、調整対象基準額とあるのは、「調整対象基準額及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第九條第一項の規定により読み替えられた法附則第七條第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。
- 4 平成二十一年度において、退職被保険者等所屬市町村について、前項に規定する新調交省令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第二項において読み替へて準用する同条第一項」と読み替へるものとする。
- 5 平成二十二年において、退職被保険者等所屬市町村について、第三項に規定する新調交省令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第三項において読み替へて準用する同条第二項において読み替へて準用する同条第一項」と読み替へるものとする。
- 6 平成二十三年度において、退職被保険者等所屬市町村について、第三項に規定する新調交省令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第四項において読み替へて準用する同条第一項」と読み替へるものとする。
- （国民健康保険の事務費負担金等の交付額等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）
第十二條 第七條の規定による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（以下「新事務費省令」という。）の規定は、平成二十年度分の療養給付費等負担金、療養給付費等補助金、組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金から適用する。

第一條第一項	國民健康保險の国庫負担金及び被用者保険等保険者提出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費提出金の額	國民健康保險法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十條
國民健康保險法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)附則第七條第一項	國民健康保險法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)附則第七條第一項第二号に規定する退職被保険者等所屬割合(以下「退職被保険者等の割合」という。)のうち、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による概算調整対象基準額又は同法の規定による概算後期高齢者支援金	法附則第七條第一項

第一条第二項	算定政令第二条第二項第二号に掲げる負担調整前確定医療費提出金の額	退職被保険者等所屬割合のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による確定医療費負担率又は同法の規定による確定後期高齢者支援金
第一条の二第二項	算定政令第四条の五第一項第三号	国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号以下「算定政令」という)附則第三条第一項第三号
第一条の二第二項及び第三項並びに第一條の三	第四条の五第一項第三号	附則第三条第一項第三号
第二条	第八十一条の二第二項	附則第七条第四項
第二条の二	第八十一条の四第一項	附則第十二条第一項
第二条の三	第八十一条の三第一項	附則第十三条第一項
第三条	調整金額	附則第十四条
第四条	第八十一条の十第一項第一号	附則第十七条
第五条	第六十六条第一項	附則第五十五条第一項
第六条	第六十六条第二項	附則第五十五条第二項
第七条	第六十六条第三項	附則第五十五条第三項
第八条第一項	第六十六条第四項	附則第五十五条第四項
第八条第二項	第六十六条第一項	附則第五十五条第一項
第八条第三項	第六十六条第二項	附則第五十五条第二項
第九条第一項	第七十七条第一項	附則第六十六条第一項
第十条	第八十一条の四第一項	附則第七十七条第一項
第十一条	第八十一条の五第二項	附則第八十一条第二項
第十二条第一項	第八十一条の六	附則第八十一条第三項
	第八十一条の十第一項	附則第八十一条第四項

第十三条	第八十一条の七第二項	附則第十五条第一項
第十五条	老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)第五十九条	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前掲高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百四号)第二十二條
	第六十一条第三項	第四十四条第五項
	同令第六十二条	同令第四十五条
	第五十九条第一項	第二十二條第一項
	第六十二条第一項	第四十六條第一項
	第八十一条の十二	附則第十九条
	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律
	及び七十五歳以上の加入者等の数	前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額
	標準報酬総額	標準報酬総額
第十六条	附則第七項	附則第二十一条第一項
	法附則第十項	同条第五項
	規定する健康保険の被保険者	規定する健康保険の被保険者(六十五歳に達する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後であるもの又は同一の世帯後であるものを除く)
	同一の世帯	六十五歳に達する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後であるもの又は同一の世帯後であるものを除く)
	特例退職組合員	特例退職組合員(六十五歳に達する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後であるものを除く)
	特例退職加入者	特例退職加入者(六十五歳に達する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後であるものを除く)
第十七条	附則第八項第一号	附則第二十一条第三項第一号
	附則第九項第一号	附則第二十一条第四項第一号
	附則第十項	附則第二十一条第三項第三号
第十八条	法附則第十項	同条第五項
	附則第九項第三号	附則第二十一条第四項第三号
	法附則第十項	同条第五項

第十九条

第八十一条の二第二項

附則第十条第一項

附則第二条

法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二号第二項の規定による

算定政令附則第十二条の規定により退職被保険者等所屬割合の算定方法の例に準じることとされた法附則第二十一条第三項第二号に規定する特例退職被保険者等所屬割合

第七十条第一項第二号

附則第七条第一項

附則第六項

附則第二十一条第一項

同一の世帯

六十五歳に達する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後であるもの又は同一の世帯

附則第三条

第六条第一項

附則第五条第一項

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式(船員保険検査証を除く)は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険検査証は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第十条の規定による改正前の介護保険法施行規則の様式第一号による介護保険被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の介護保険法施行規則の様式第一号による介護保険被保険者証によるものとみなす。

(児童福祉法施行規則等の一部改正)

第十八条 次に掲げる省令の規定中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改める。

一 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号) 第八条第一項、第十八条及び第二十五条の二十六第一項

二 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十七条第一項

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号) 第十二条

四 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号) 第五十条

五 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号) 第七條

六 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号) 第十四条第一項

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号) 第二十二條第一項

(社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正)

第十九条 社会保険診療報酬支払基金法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

(表 面)

社会保険診療報酬支払基金検査証

(法第二十八条関係)

写
真

官職又は職名

氏 名

(年 月 日生)

別記様式(第十三条関係)

(裏 面)

第 号

平成 年 月 日交付

厚生労働大臣
又は地方社会
保険事務局長
印

社会保険診療報酬支払基金法 (抄)

第二十八条 厚生労働大臣は、基金に対して、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2 略

第三十二条 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十八条の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

2 略

備考 この用紙は、A 列 7 番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)
第二十条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十一年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。
様式第一号(裏面)及び様式第二号(裏面)中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。
船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定に基づき船員保険の療養の給付の担当又は船員保険の診療の準則を定める省令の一部改正
第二十一条 船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定に基づき船員保険の療養の給付の担当又は船員保険の診療の準則を定める省令(平成十年厚生省令第二十号)の一部を次のように改正する。
「第二十条第二号ホ」を「第二十条第二号ハ」に改める。
(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
第二十二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二中「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」を「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。
(国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第二十三条 国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。
第二条のうち介護保険法施行規則第四十五条第二項の改正規定中「特定年金保険者」に「特定年金保険者」に「から第九項」を「から第十項」に改める。

○厚生労働省告示第百九十七号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第二十三号）第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

題名及び本文中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の三第二項第二号」に、「第六十一条の二第二項第二号」を「第六十一条の三第二項第二号」に改める。

表の二の項中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の三第二項」に、「第六十一条の二第二項」を「第六十一条の三第二項」に改める。

○厚生労働省告示第百九十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十条第二項各号及び第二項各号に改める。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

表の上欄中

（一）項 地域福祉推進費

（二）項 セーフティネット支援対策等事業費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条の十九第一項の指定都市等）及び同法第二十五条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（三）項 セーフティネット支援対策等事業費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条の十九第一項の指定都市等）及び同法第二十五条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（四）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（五）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（六）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（七）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（八）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（九）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（十）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（十一）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（十二）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（十三）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

（十四）項 社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額（平成十八年厚生労働省告示第四百四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

題名及び本文中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の三第二項第二号」に、「第六十一条の二第二項第二号」を「第六十一条の三第二項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第百九十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十八年厚生労働省告示第四百四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

題名、本文及び表の備考中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の三第二項第二号」に、「第六十一条の二第二項第二号」を「第六十一条の三第二項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第百二一〇号

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条第二項の規定に基づき、平成十三年厚生労働省告示第三号（厚生労働省組織規則第七百九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

表北海道の款北三条の項を削り、表青森の款陸奥の項を削り、表宮城の款青森の項を削り、同表大和の項の次に次の一項を加える。

白石市、刈田郡

表茨城の款常陸太田の項を削り、表茨城の款の次に次の一項を加える。

栃木 那須烏山 那須烏山市、那須郡のうち那珂川町

表東京の款宇田川町の項を削り、表神奈川の款鶴屋町の項を削り、表新潟の款小出の項の次に次の二項を加える。

小千谷 小千谷市、北魚沼郡

妙高 妙高市、上越市のうち中郷区、板倉区

表山梨の款の次に次の一項を加える。

長野 岡谷 岡谷市、諏訪郡のうち下諏訪町

小諸 小諸市、北佐久郡（立科町を除く。）

表愛知の款名張の項を削り、表愛知の款の次に次の一項を加える。

三重 熊野 熊野市、南牟婁郡

表大阪の款を削り、表兵庫の款三宮の項を削り、同表赤穂の項を次のように改める。

赤穂 赤穂市（相生出張所の管轄区域を除く。）

表兵庫の款赤穂の項の次に次の二項を加える。

相生 相生市、赤穂市のうち西有年、東有年、有年横尾、有年横原、有年牟礼、赤穂郡

八鹿 養父市

表島根の款安来の項の次に次の一項を加える。

川本 江津市のうち松江町、邑智郡

表広島島の款因島の項を削り、同表大竹の項の次に次の一項を加える。

庄原 庄原市

表福岡の款天神の項及び大手町の項を削り、表宮崎の款を削る。

○厚生労働省告示第二百二十二号

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三條第一項第一号及び第三号の規定に基づき、健康保険法施行令第四十三條第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第二百九十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に「区分」を「区分番号」に改める。
第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、第二号中「区分」を「区分番号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 診療報酬の算定方法別表第一第二章第二節第一節区分番号C00212に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料が算定されるべき療養

○厚生労働省告示第二百二十三号

船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十一條第一項第一号及び第三号の規定に基づき、船員保険法施行令第十一條第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第二百九十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に「区分」を「区分番号」に改め、第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、第二号中「区分」を「区分番号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 診療報酬の算定方法別表第一第二章第二節第一節区分番号C00212に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料が算定されるべき療養

○厚生労働省告示第二百二十四号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十二條の三第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十二條の三第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

題名を次のように改める。

健康保険法施行規則第六十二條の三第四号

第一号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に「区分A101」の2のイに掲げる入院基本料A、同科に掲げる入院基本料B及び同科に掲げる入院基本料Cを「区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料」に改め、「患者」の下に「基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの」を加える。

第二号中「区分A109の2のイに掲げる入院基本料A、同科に掲げる入院基本料B及び同科に掲げる入院基本料C」を「区分番号A109に掲げる有床診療所療養病棟入院基本料」に改め、「患者」の下に「基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの」を加える。

第三号中「区分」を「区分番号」に改め、「病棟入院料」の下に「1及び2」を加える。

第四号中「区分」を「区分番号」に「診療所老人医療管理料」を「診療所後期高齢者医療管理料」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十五号

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三條の二第一項及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二條の三第二項の規定に基づき、健康保険法施行令第四十三條の二第一項及び介護保険法施行令第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める支給基準額を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

健康保険法施行令第四十三條の二第一項及び介護保険法施行令第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める支給基準額

健康保険法施行令

(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三條の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める支給基準額及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める支給基準額は、それぞれ五百円とする。

○厚生労働省告示第二百二十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第六十六号)附則第三十二條第一項及び第四十四條第一項の規定に基づき、健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十二條第一項及び第四十四條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十二條第一項及び第四十四條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

平成二十年二月二十一日保発第〇二二〇〇三号厚生労働省保険局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱について」による医療費の支給

○厚生労働省告示第二百二十七号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の施行に伴い、平成三年厚生労働省告示第二百一十二号(老人保健法第六十五條の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金が老人保健関係業務の一部を委託できる団体を選定する件)、平成六年厚生労働省告示第二百三十五号(老人保健法施行令附則第二條の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件)、老人保健法施行令第六條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第二百八十四号)及び老人医療費の伸びを適正化するための指針(平成十五年厚生労働省告示第三百五号)は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

○厚生労働省告示第二百二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第六十八條の二第三項の規定に基づき、安定化計画の作成指針(昭和六十二年厚生省告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

第二の二中「第七十條第三項第三号に定める額」を「第七十條第三項に規定する当該各号に掲げる額」に、「同項第三号に定める額」を「同項に規定する当該各号に掲げる額」に改める。

○厚生労働省告示第二百三十号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)の施行に伴い、平成十年厚生省告示第二百四十二号(国民健康保険法施行規則附則第十二項に基づき、厚生労働大臣が定める市町村を定める件)は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

○厚生労働省告示第二百二十八号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六條第一項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養

一 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一第二章第二節第一節区分番号C00212に掲げる在宅時医学総合管理料が算定されるべき療養

二 診療報酬の算定方法別表第一第二章第二節第一節区分番号C00212に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料が算定されるべき療養

三 診療報酬の算定方法別表第一第二章第二節第一節区分番号C003に掲げる在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養

四 前三号に掲げる療養を受ける被保険者が、当該療養を受ける月と同一の月において、当該療養を行う保険医療機関から受ける外来療養(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四條第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く)をいう)。

○厚生労働省告示第三十三号

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五十二条の五第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五十二条の五第二号及び第二十七条の十一第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一
題名中「及び第二十七条の十一第一号」を削る。

本則に次の一号を加える。

九 平成二十年三月三十一日健康第三〇三三〇〇
一号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付

○厚生労働省告示第三十三号

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十一第一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十一第一号及び第二十七条の十一第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一
本則に次の二号を加える。

十 平成二十年二月二十一日健康第三〇三三〇〇
三号厚生労働省健康局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特別措置の取扱いについて」による医療費の支給

○厚生労働省告示第三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十條第一項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十三年政令第四十一号）附則第七條及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等被保険者提出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二條の規定に基づき、国民健康保険法附則第十條第一項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第七條及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有することとされ同条の規定

○厚生労働省告示第三十三号

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十一第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十一第二号及び第二十七条の十一第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一
本則に次の二号を加える。

九 平成二十年二月二十一日健康第三〇三三〇〇
三号厚生労働省健康局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特別措置の取扱いについて」による医療費の支給

十 平成二十年三月三十一日健康第三〇三三〇〇
一号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付

○厚生労働省告示第三十四号

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三十六号）第二十九條の四第一号及び第三号の規定に基づき、国民健康保険法施行令第二十九條の四第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める医療（平成十九年厚生労働省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一
第一号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に、「区分」を「区分番号」に改める。

第三号中「前二」を「前三」に改め、同号を第四号とし、第二号中「区分」を「区分番号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 診療報酬の算定方法別表第一第二第二部
第一節区分番号C00212に掲げる特定施設
設入居時等医学総合管理料が算定されるべき
療養

により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等被保険者提出金等の算定等に関する省令第二條の規定に基づき、厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、昭和五十九年厚生労働省告示第六十三号（国民健康保険法第八十一條及び国民健康保険法による被用者保険等被保険者提出金等の算定等に関する省令第二條の規定に基づき、厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額）は同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一
国民健康保険法附則第十條第一項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第七條及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等被保険者提出金等の算定等に関する省令第二條の規定に基づき、厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十條第一項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十三年政令第四十一号）附則第七條及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等被保険者提出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二條の規定に基づき、国民健康保険法附則第十條第一項、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第七條及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有することとされ同条の規定

厚生労働大臣が定める組合	組合員の報酬	組合の標準報酬総額
全国土木建築業国民健康保険組合	第一種組合員の基準報酬月額及び基準賞与額	第一種組合員の基準報酬月額の当該年度の合計額の総額を国民健康保険法の例により補正して得た額と基準賞与額の当該年度の合計額の総額とを合算して得た額

○厚生労働省告示第二十六号
国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三十六号）附則第十五条第十六号の規定に基づき、国民健康保険法施行令附則第十五条第十六号の規定に基づき、年金受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満であるものとして厚生労働大臣の定めるもの及び当該年金たる給付の区分に応じて厚生労働大臣の定める期間を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、昭和五十九年厚生労働省告示第六十一号（国民健康保険法施行令第一條第十号の規定に基づき、年金受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満であるものとして厚生労働大臣の定めるもの及び当該年金たる給付の区分に応じて厚生労働大臣の定める期間）を同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一
国民健康保険法施行令附則第十五条第十六号の規定に基づき、年金受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満であるものとして厚生労働大臣の定めるもの及び当該年金たる給付の区分に応じて厚生労働大臣の定める期間

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三十六号）附則第十五条第十六号に規定する年金受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満であるものとして厚生労働大臣の定めるもの及び当該年金たる給付の区分に応じて厚生労働大臣の定める期間

一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十二條の規定による普通恩給 十七年

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五号）第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）第二百一十一條第一項第二号の規定による退職年金 当該退職年金に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による老齢年金の支給要件たる期間

三 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)以下「地方の施行法」という。第七十四条第一項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第五十五号)以下「沖繩の施行法」という。第八條第一項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間

四 地方の施行法第七十四条第一項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する沖繩の施行法第八條第二項又は第三項の規定による退職年金 同条第二項又は第三項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間

五 地方の施行法第七十四条第一項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十八年立法第四十八号)以下「沖繩の公立学校職員の施行法」という。第三條の第二項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間

六 地方の施行法第七十四条第一項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する沖繩の公立学校職員の施行法第三條の第二項の規定による退職年金 同項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間

七 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「旧地方の施行法」という)第三十二條の第三項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する沖繩の施行法第八條第一項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間

八 旧地方の施行法第三十二條の第三項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する沖繩の施行法第八條第二項又は第三項の規定による退職年金 同条第二項又は第三項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間

九 旧地方の施行法第三十二條の第三項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する沖繩の公立学校職員の施行法第三條の第二項の規定による退職年金 同項各号に掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間

十 旧地方の施行法第三十二條の第三項の規定に基づき従前の例により同項の組合が支給する沖繩の公立学校職員の施行法第三條の第二項の規定による退職年金 同項に規定する普通恩給の支給要件たる在職期間

十一 日本私立学校振興・共済事業団が私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第五條第一項の規定により権利義務を承継したことに支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団(以下「恩給財団」という)の退職を支給事由とする年金たる給付、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十号)以下「法律第四十号」という)による改正前の私立学校教職員共済組合法第六十條の第二項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた退職を支給事由とする年金たる給付、法律第四十号附則第十條の規定により読み替えて適用される私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十六條第一項の規定による退職共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号)第二條の規定による改正前の法律第四十号附則第六項の規定による退職年金 十五年

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第四條第一項の規定に基づき国家公務員共済組合連合会が支給する同法第二條に規定する外地関係共済金 当該退職年金の支給要件たる期間

十三 厚生労働省告示第二三十七号

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第五條第一項第一号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五條第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める組合を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、昭和六十一年厚生省告示第八十二号(国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令に規定する厚生大臣が定める組合を定める件)は同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第二十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第九條において準用する前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三條ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の指定する被用者保険等保険者

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第九條において準用する前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第三條ただし書の規定する厚生労働大臣の指定する被用者保険等保険者は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により医療に関する給付を行う政府
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により医療に関する給付を行う政府
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定により医療に関する給付を行う国家公務員共済組合
- 四 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定により医療に関する給付を行う地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合
- 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により医療に関する給付を行う日本私立学校振興・共済事業団

○厚生労働省告示第二百四十号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三十八條第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第三十八條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日 厚生労働大臣 外添 要一

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第三十八條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

平成二十年二月二十一日保発第〇二二〇〇三号厚生労働省保険局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による医療費の支給

○社会保険庁告示第十一号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十條第二項の規定に基づき、保険料を追納する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

- 一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、平成二十年四月から平成十八年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号、次号において「法」という。）第八十九條 第九十條第一項、第九十條の三第三項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十号）附則第十九條第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十年四月に平成十八年三月分に係る保険料を追納する場合を除く）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、平成十四年四月から平成十八年三月までの各月分に係る法第九十條の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十年四月に平成十八年三月分に係る保険料を追納する場合を除く）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十年四月から平成十一年三月までの月分	一六、五九〇円
平成十一年四月から平成十二年三月までの月分	一五、九五〇円
平成十二年四月から平成十三年三月までの月分	一五、三三〇円

平成十三年四月から平成十四年三月までの月分	一四、七四〇円
平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	一四、一八〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一三、九七〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一三、七七〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一三、八一〇円

別表第二

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	七、〇九〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	六、九八〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	六、八八〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	六、九一〇円

○社会保険庁告示第十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九條第三項の規定に基づき、同条第二項に規定する保険料の額を次のとおり告示する。

なお、平成九年社会保険庁告示第十二号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二條第二項に規定する保険料の額を定める件）は、廃止する。

平成二十年三月三十一日

社会保険庁長官 坂野 泰治

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九條第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

基準永住帰国日が平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで の間にある者	六、〇〇〇円
基準永住帰国日が平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで の間にある者	六、五〇〇円
基準永住帰国日が平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで の間にある者	七、〇〇〇円
基準永住帰国日が平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで の間にある者	七、五〇〇円
基準永住帰国日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで の間にある者	八、〇〇〇円
基準永住帰国日が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで の間にある者	八、四〇〇円
基準永住帰国日が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで の間にある者	八、九〇〇円
基準永住帰国日が平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで の間にある者	九、三〇〇円
基準永住帰国日が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで の間にある者	九、八〇〇円

- (項) 母子家庭等対策費
(目) 母子家庭等対策費補助金(市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む)に係るものに限り、)
(目) 児童扶養手当給付費負担金(都道府県に係るものを除く。)

すべての都道府県

- 一 法第五十五条の規定による補助金等の交付の申請の受理
- 二 法第六十一条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等
- 三 法第八十一条の規定による決定の通知
- 四 法第九十一条第一項の規定による申請の取下げの受理
- 五 法第十一条第四項において準用する法第八十一条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
- 六 法第十二条の規定による状況報告の受理
- 七 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
- 八 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
- 九 法第十四条の規定による実績報告の受理
- 十 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
- 十一 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
- 十二 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
- 十三 法第十七条第四項において準用する法第八十一条の規定による決定の取消しに係る通知
- 十四 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
- 十五 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
- 十六 法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○厚生労働省告示第百六十四号

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百四十条の四十一第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則第四百四十条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第百六十七号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

備考中「介護サービス」を「介護サービスの種類」に改める。

表の注を注1とし、同注の次に次を加える。

2 右記研修の内容のうち、介護保険法第百五十五条の二十九第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

- 一 訪問介護、介護予防訪問介護
- 二 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- 三 訪問看護、介護予防訪問看護
- 四 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

- 五 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- 六 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- 七 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- 八 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- 九 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 十 介護老人保健施設、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護
- 十一 介護療養型医療施設、施行規則第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二條の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

○厚生労働省告示第百六十五号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)附則第八十一条第一項の規定に基づき、平成二十年厚生労働省告示第三十一号(厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

備考中「介護サービス」を「介護サービスの種類」に改める。

表の注を注1とし、同注の次に次を加える。

2 右記研修の内容のうち、介護保険法第百五十五条の二十九第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

- 一 訪問介護、介護予防訪問介護
 - 二 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
 - 三 訪問看護、介護予防訪問看護
 - 四 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- 第一の一(一)に居住地を有するを「が行う」に改め、第一の三(三)「すべての高齢者」を「当該市町村のすべての第一号被保険者」に改め、第一の五(五)「効果的に」を「効率的に」に改め、第一の六(六)「事業評価等については、」の下に「法第百十七條第一項に規定する」を加え、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十八及び第四十六条の十九の規定による老人保健計画を削る。
- 第二の二(二)「第一号被保険者」の下に「(要介護者及び要支援者を除く。)」を加える。
- 厚生労働省告示第百六十七号
- 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百六十六條第一項の規定に基づき、介護保険法に定める給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第百三十四号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
- 平成二十年三月三十一日
- 厚生労働大臣 舩添 要一
- 「老人保健福祉計画」を「老人福祉計画」に改め、老人保健福祉計画を「老人福祉計画」に改める。
- 第一の一(一)中「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)に規定する老人保健計画」を削る。
- 第二の一(一)の五(五)中「及び老人保健法第四十六條の十九第二項」を削る。
- 第二の一(一)の六(六)中「医療保険者による保健事業」「保健医療サービス及び」及び「その内容を包含する」を削る。

イ 送付中の光ディスク等が盗取され、又は紛失した場合に、当該光ディスク等に記録した決済情報等が漏えいしないよう、決済情報の暗号化その他の必要対策を講ずること。なお、決済情報を暗号化する場合には、正しい送付先のみが復元できるような手段を用いること。

(5) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報は、読み込む前に必ずコンピュータウイルスに感染していないことを確認すること。

3 施設、設備等に関する基準

(1) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報の迅速かつ正確な処理、光ディスク等を送付する方法による代行業務の実施等、代行業務を適切に実施するために必要な施設、設備、人員等を有していること。

(2) 施設、設備等において、決済情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)が徹底されていること。

4 通達等に関する基準

(1) 保険者の求めに応じ、保険者が代行業務の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を行きかに行うこと。

(2) 代行業務を適切かつ継続的に実施することができ財務基礎を有すること。

(3) 代行業務の一部を再委託する場合には、保険者との契約等において、再委託先についてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守していることを明示すること。

(4) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

(5) 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。

(6) 代行業務に関し、事業運営上開示すべき重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び実施機関が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。

ア 代行業務を行う者の名称及び所在地に関する事項

イ 施設及び設備に関する事項

ウ 情報システムに関する事項

エ 通達に関する事項

オ 事務手数料等に関する事項

カ その他事業運営上開示すべき事項

○厚生労働省告示第百八十号

予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第十条第一項の規定に基づき、予防接種法施行令第十条第一項の医療に要する費用の額の算定方法(昭和五十二年厚生省告示第百三十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一

第一号中「老人保健法施行令(昭和五十七年政令第百九十三号)」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第百三十八号)」に「老人保健の医療」を「後期高齢者医療の医療の給付」に改める。

○厚生労働省告示第百八十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第四十一条第二項の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第百二十三号(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による感染症の医療の給付の給付)に「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一

第一号中「老人保健法施行令(昭和五十七年政令第百九十三号)」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第百三十八号)」に「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

○厚生労働省告示第百八十二号

原子核分裂被爆者に対する援護に関する法律(平成七年法律第百七十七号)第十三条第一項の規定に基づき、原子核分裂被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成十九年政令第百三十八号)に「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一

第九号中「第四十四条第四項」を「第八十一条第一項」に「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

○厚生労働省告示第百八十三号

原子核分裂被爆者に対する援護に関する法律(平成七年法律第百七十七号)第十四条第二項の規定に基づき、原子核分裂被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成十九年政令第百三十八号)に「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一

第一号中「老人保健法施行令(昭和五十七年政令第百九十三号)」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第百三十八号)」に「老人保健の診療方針」を「後期高齢者医療の診療方針」に改める。

○厚生労働省告示第百八十四号

地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四十一条の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成六年厚生省告示第百七十四号)の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定により公表し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一

第一の五中「老人保健」を「高齢者」に改める。

○厚生労働省告示第百八十六号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法(平成十七年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一

別表の第一の第二のロ中「5,500円」を「8,250円」に改める。

ロ イ以外の場合

1 病院の場合

(1) 30分以上の場合

(2) 30分未満の場合

(3) 30分以上の場合

(4) 30分未満の場合

(5) 30分以上の場合

(6) 30分未満の場合

(7) 30分以上の場合

(8) 30分未満の場合

(9) 30分以上の場合

(10) 30分未満の場合

(11) 30分以上の場合

(12) 30分未満の場合

(13) 30分以上の場合

(14) 30分未満の場合

(15) 30分以上の場合

(16) 30分未満の場合

(17) 30分以上の場合

同(6)の「ア」中「老人保健福祉計画」を「がん対策推進計画、健康増進計画、老人福祉計画」に改める。

○厚生労働省告示第百八十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第百十九号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等(平成十二年厚生省告示第百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一

第四号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第九十九号」に改める。

別表の第一の第二のロ中「4,500円」を「7,250円」に改める。

別表の第一の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

別表の第二の第二のロ中「3,500円」を「6,250円」に改める。

昭和二十三年三月十一日
昭和三十二年四月一日

別表の第 2 号通則中 6 を 7 とし、5 の次に次のように加える。

6 医療観察精神科ショート・ケア（1 日につき）

イ 小規模なもの

275 点
330 点

ロ 大規模なもの

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において行われる場合に算定する。

注 2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ショート・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前記通院対象者若しくは通院医療管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料についてはこの限りでない。

注 3 医療観察精神科ショート・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科ショート・ケアは算定しない。

○厚生労働省告示第百八十七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）に基き、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

第三の五の柱書き中「医療観察精神科作業療法」の「医療観察精神科ショート・ケア」を加える。
第三の五の(1)中「作業療法士が」の下に「医療観察精神科ショート・ケアを加え、医療観察精神科ショート・ケア等」を「医療観察精神科ショート・ケア等」に改める。
第三の五(2)及び(3)中「医療観察精神科ショート・ケア等」を「医療観察精神科ショート・ケア等」に改める。

○厚生労働省告示第百八十八号

医療等以外の保健事業の実施の基準（昭和五十七年厚生省告示第百八十五号）、健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式（昭和五十七年厚生省告示第百九十二号）及び昭和六十一年厚生省告示第百二十七号（老人保健法第五十一条第一項の規定に基づき市町村の長が費用の一部を徴収することができる医療等以外の保健事業を定める件）は、平成二十年三月三十一日限りで廃止する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

○社会保険庁告示第百一十号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第十五号）附則第三条の規定により読み替えられた船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十六条の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、平成十九年社会保険庁告示第十号（船員保険法施行規則第九十六条の規定に基づき、社会保険庁長官の定める率を定める件）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。ただし、各船舶所有者の平成十七年十月一日前三年間及び平成十八年十月一日前三年間

○農林水産省告示第五百二十一号
独立行政法人農業青年年金基金法施行令（平成十五年政令第三十四号）第一条第一項第二号及び第二項並びに第四号第三号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第百五十七号（独立行政法人農業青年年金基金法施行令）第三条第三項の「農林水産大臣が定める予定利率等を定める件」の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

一 中「一・七五」を「一・六〇」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように定める。

農林水産大臣 舩添 要一

年 齢	性 別		年 齢	性 別	
	男	女		男	女
20 歳	41.16841	42.70586	43 歳	31.66915	33.87011
21 歳	40.82237	42.38405	44 歳	31.17562	33.41065
22 歳	40.47089	42.05719	45 歳	30.67489	32.94427
23 歳	40.11386	41.72515	46 歳	30.16688	32.47096
24 歳	39.75118	41.38786	47 歳	29.65164	31.99074
25 歳	39.38274	41.04520	48 歳	29.12990	31.50347
26 歳	39.00843	40.69707	49 歳	28.59895	31.00917
27 歳	38.62819	40.34338	50 歳	28.06150	30.50789
28 歳	38.24192	39.98411	51 歳	27.51682	29.99950
29 歳	37.84955	39.61910	52 歳	26.96502	29.48410
30 歳	37.45097	39.24837	53 歳	26.40638	28.95163
31 歳	37.04610	38.87188	54 歳	25.84072	28.43209
32 歳	36.63488	38.48944	55 歳	25.26810	27.89534
33 歳	36.21724	38.10101	56 歳	24.68864	27.35151
34 歳	35.79305	37.70654	57 歳	24.10267	26.80057
35 歳	35.36227	37.30589	58 歳	23.51031	26.24244
36 歳	34.92481	36.89909	59 歳	22.91158	25.67700
37 歳	34.48060	36.48597	60 歳	22.30664	25.10409
38 歳	34.02954	36.06639	61 歳	21.69543	24.52367
39 歳	33.57157	35.64042	62 歳	21.07780	23.93566
40 歳	33.10660	35.20785	63 歳	20.45401	23.34035
41 歳	32.63456	34.76865	64 歳	19.82440	22.73804
42 歳	32.15544	34.32277	65 歳	19.18930	22.12899

別表第四

年 齢	性 別		年 齢	性 別	
	男	女		男	女
60 歳	20.56984	24.36893	89 歳	6.07688	7.67894
61 歳	20.03698	23.82210	90 歳	5.71694	7.19803
62 歳	19.50078	23.26846	91 歳	5.37850	6.73526